

能美市こども計画

令和7年3月

能美市

ごあいさつ

本市は、全ての事業・施策が「移住・定住の促進」につながるよう、子育て環境の整備や保健・医療・福祉の充実、積極的な企業誘致、防災・減災対策などに、取り組むとともに、デジタル技術などを活用しながら、全ての市民が安全、安心、快適に自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に向けて施策を展開しております。



令和6年2月、能美市健康福祉センター「サンテ」をリニューアルし、妊娠期から18歳までのこどもに係る相談に専門職が対応し、ワンストップによる切れ目のない相談支援を実施しております。また、新設のこども相談ステーションでは、近年、多様化、複雑化する児童と家庭の問題にもきめ細かく対応できる相談体制を整えました。

本市がこのたび策定した「能美市こども計画」は、能美の「お人柄」による市民力・地域力を中心とした地域のネットワーク強化と市の支援体制の充実により、全てのこどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させ、自分を大切にし、相手の気持ちを思いやることのできる健やかな心と体の成長を支援する施策を展開していきます。

市内にお住まいの全てのこども・若者が、夢と希望を持ち、ふるさとを愛し、将来にわたり幸せに暮らすことができる「能美市版こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました能美市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係団体各位、各種アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様には心から御礼申し上げます。

令和7年3月

能美市長 井出 敏朗

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
第2章 能美市のこども・子育てを取り巻く現状と課題.....	5
1 人口・世帯等の状況.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	14
4 母子保健（成育医療等）に関する現状.....	15
5 第2期能美市子ども・子育て支援事業計画の評価.....	26
6 こども・若者の課題.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 基本的な視点.....	35
2 基本理念.....	36
3 計画の体系図.....	37
4 重点方針.....	38
第4章 基本目標と分野別施策の展開.....	41
基本目標1 未来を担うこども・若者の健やかな成長と自己実現を支援.....	41
基本目標2 誰一人取り残さないためにこどもの育ちをサポート.....	54
基本目標3 安心して子育てができる環境づくり.....	64
第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画.....	74
1 教育・保育提供区域の設定.....	74
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	75
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	77
4 教育・保育の一体的提供の推進.....	87
5 子ども環境を取り巻く国際化への対応.....	87
6 障がい児支援体制の整備.....	87
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	87
第6章 計画の推進にあたって.....	88
1 計画の推進における連携体制の充実.....	88
2 計画の達成状況の点検・評価.....	88
3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連.....	89
資料編.....	90
1 計画策定にかかるアンケート調査結果.....	90
2 能美市子ども・子育て会議委員名簿.....	161
3 能美市子ども・子育て会議条例.....	162

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、こども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、こどもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなどの諸問題が深刻化・長期化しています。

また、若者が結婚や子育てへの希望をもてないことによる晩婚化や子育て世代の子育てに対する負担や不安の高まりなどが影響し、少子化が急速に進行しています。

これらの現状を踏まえ、国では、令和5年4月に全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行し、同法に基づいてこども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市では、令和2年3月に、「第2期能美市子ども・子育て支援推進計画（令和2年度～6年度）」を策定し、次代を担うこどもが健やかに成長していくための環境づくりやその親を支える環境づくりを地域全体で推進するために「安心して子どもを産み育て 子育ての喜びを実感できるまちづくり」の実現を目指してきました。

この度、「第2期能美市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本市のこども・若者を取り巻く現状を踏まえ、こども・若者が誰一人として取り残されず幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「能美市こども計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

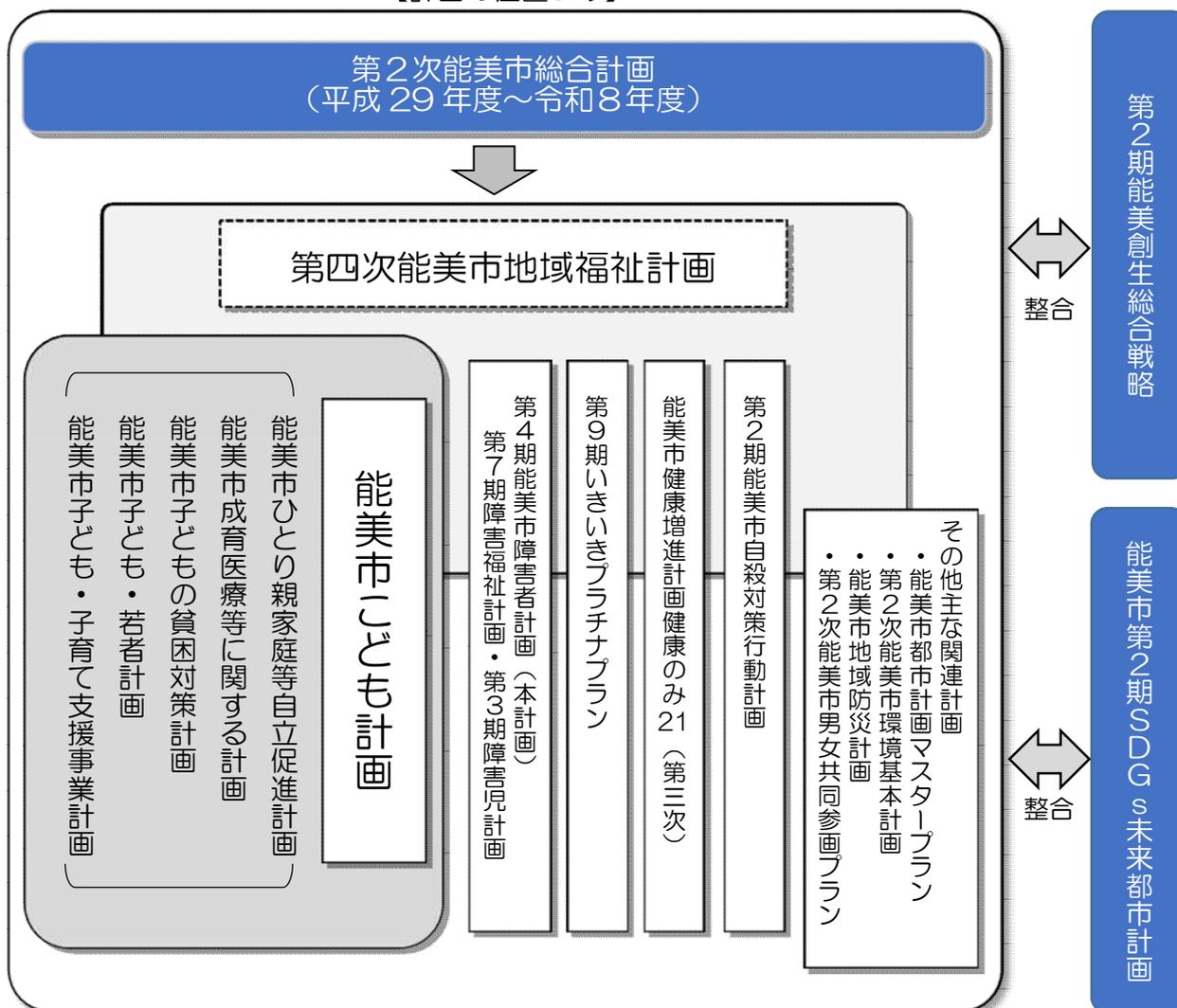
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を含む）と、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を含むものとします。

併せて、本計画を「能美市成育医療等に関する計画」及び「能美市ひとり親家庭等自立促進計画」として位置づけます。

こども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、まちづくりなどあらゆる分野にわたり、これらの施策の総合的かつ一体的な推進が必要であるため、本計画は、最上位計画である総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図り、策定します。

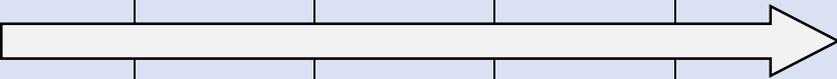
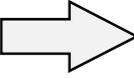
【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
本計画						
次期計画					見直し	

4 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。また、若者支援については概ね15歳から40歳未満とします。

こども基本法の定義では「こどもとは心身の発達過程にある者」とされ、一律の年齢では区切らない考え方となり、個に応じて切れ目のない支援を実施するよう配慮します。

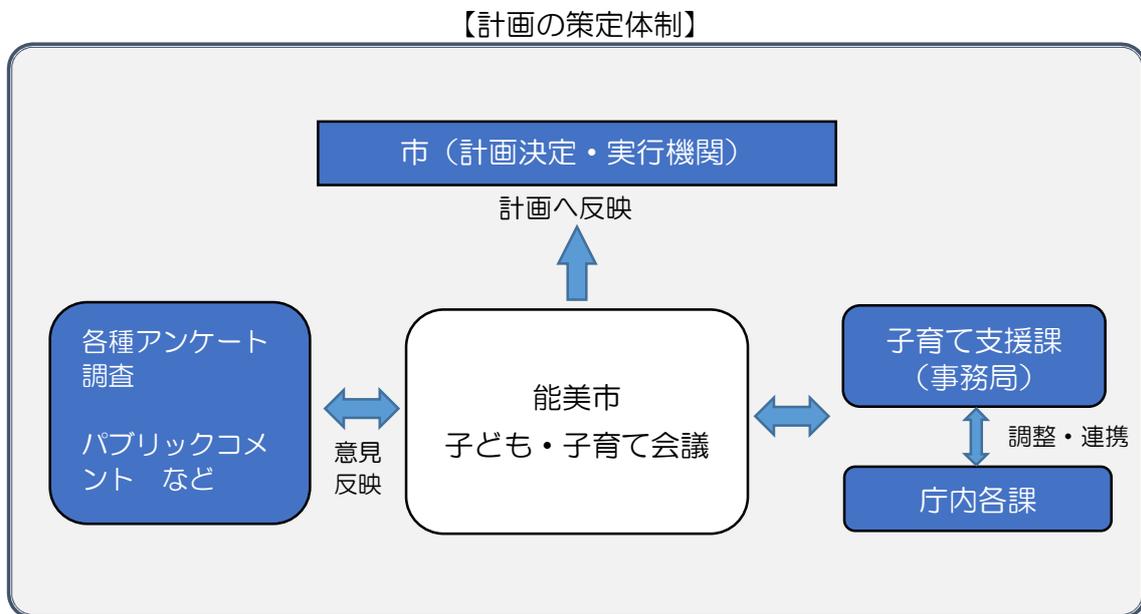
5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、各種団体や組織の関係者などから構成される「能美市子ども・子育て会議」において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

会議は、市におけるこども・若者、子育てに関わる施策や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用定員・提供体制の確保の設定、成育医療等、教育・保育について意見を述べるなど、計画の円滑な実施に関する事項を協議していく機関です。

また、本計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施しており、また、こども・若者の生活実態や日頃の意識について把握するため「子ども・若者の意識と生活に関する調査」及び児童扶養手当受給資格のある方を対象に日頃の暮らしや子育ての悩みなどを把握するため「ひとり親世帯の生活状況等に関する調査」を実施しています。

さらには、計画に関する住民の感想や意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施しました。



第2章 能美市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

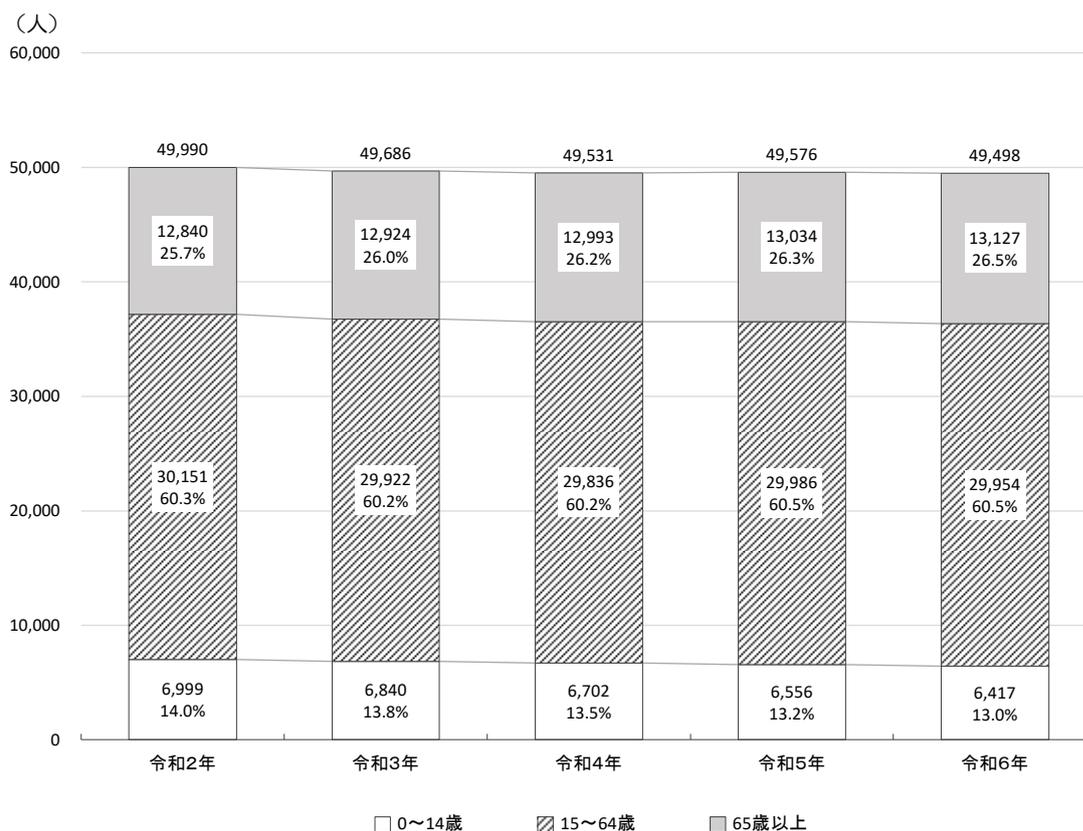
1 人口・世帯等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、緩やかな減少傾向で推移しており、令和6年では49,498人となっています。

年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口は減少傾向で推移している一方、65歳以上の老年人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。

【人口の推移】

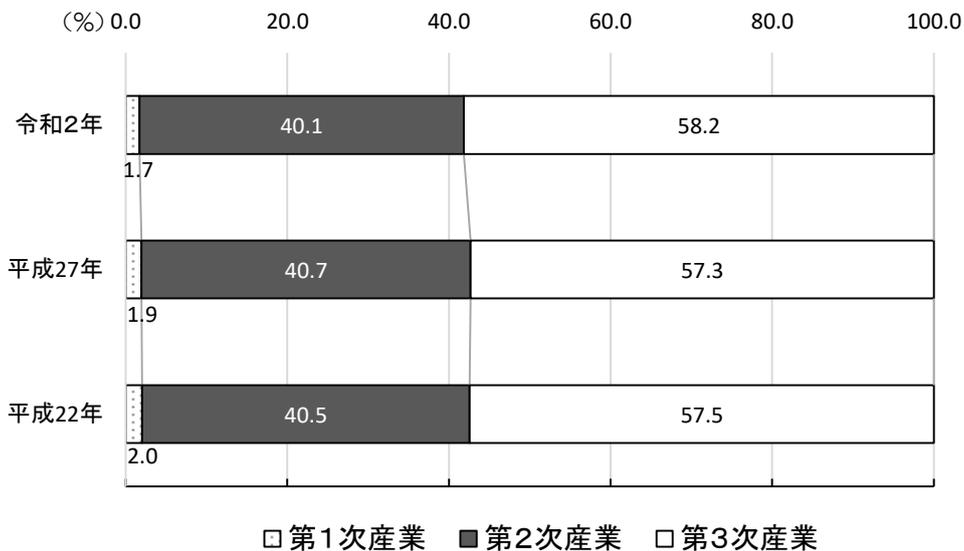


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 産業区分別の就業比率

本市の令和2年の就業者の割合をみると、第3次産業の就業割合が58.2%と最も高く、次いで、第2次産業の就業割合が40.1%、第1次産業の就業割合が1.7%となっています。

【産業区分別の就業比率】

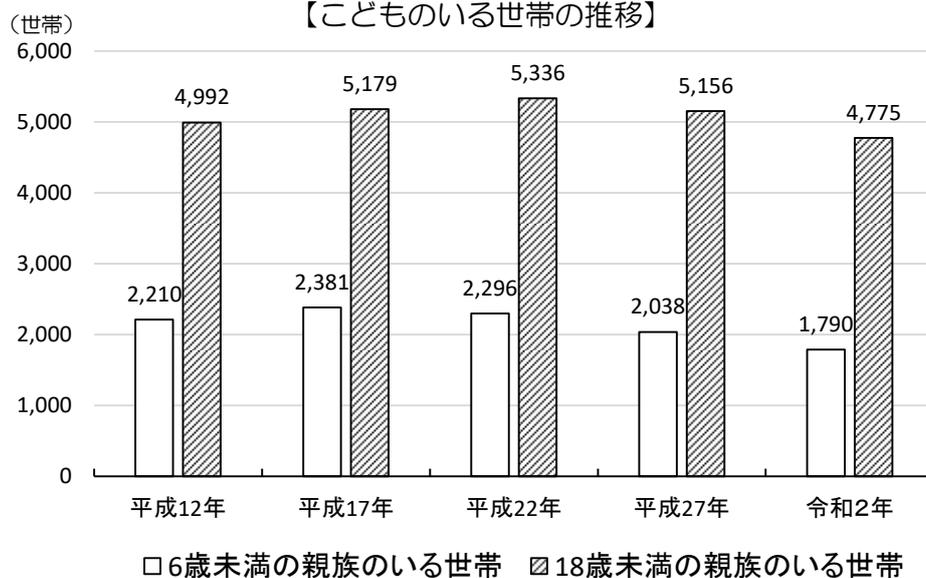


資料：国勢調査

(3) こどものいる世帯の推移

6歳未満のこどものいる世帯数、18歳未満のこどもがいる世帯数ともに減少傾向となっており、令和2年では6歳未満のこどものいる世帯数が1,790世帯、18歳未満のこどもがいる世帯数が4,775世帯となっています。

【こどものいる世帯の推移】

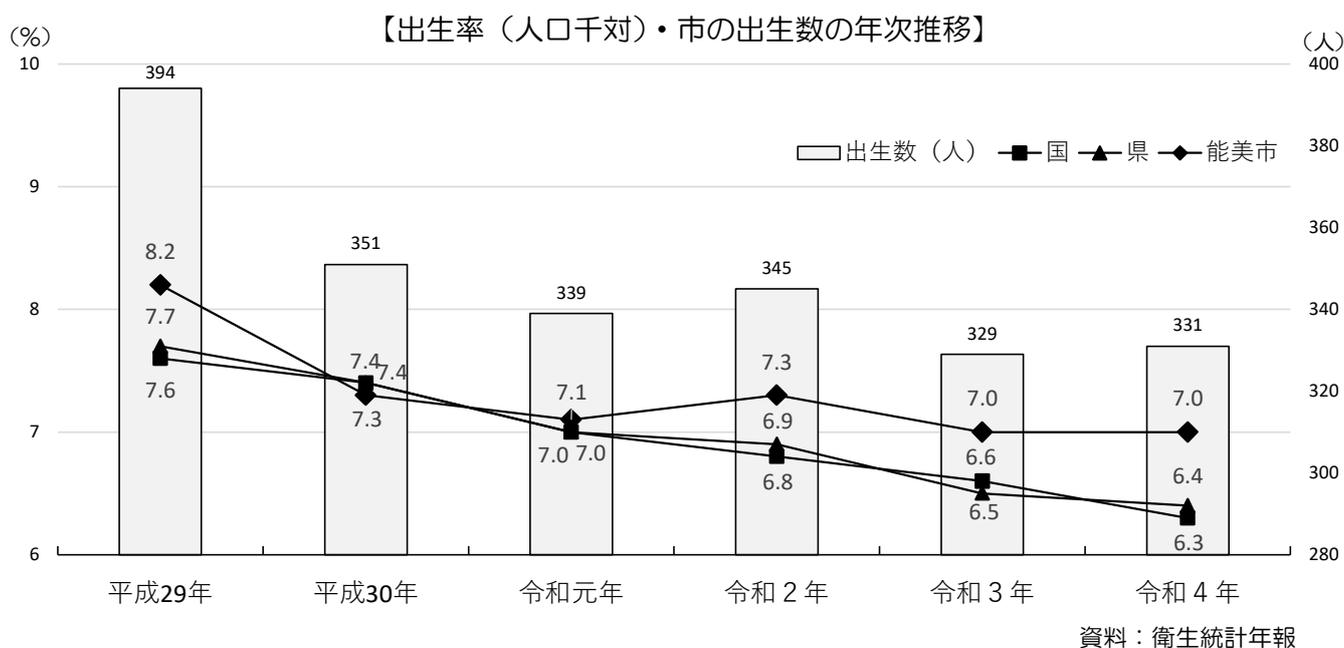


資料：国勢調査

(4) 出生数・出生率の推移

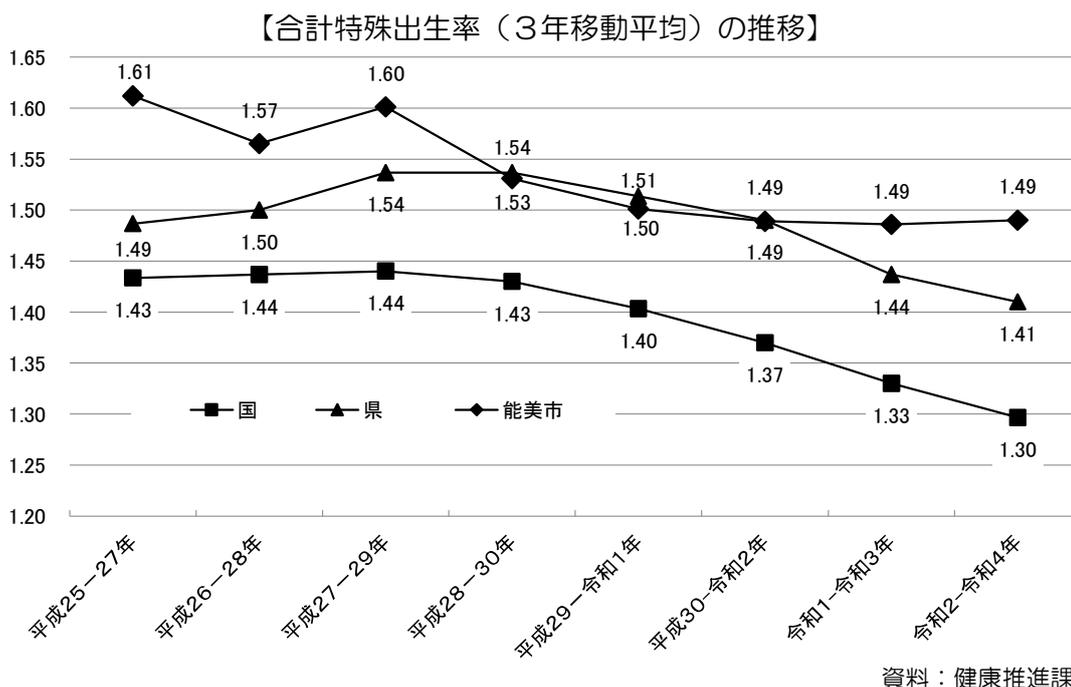
本市の出生数は、350人程度の横ばいで推移しており、令和4年には331人となっています。

本市の出生率（人口千対）の年次推移は減少傾向にあります。県・国より高くなっています。



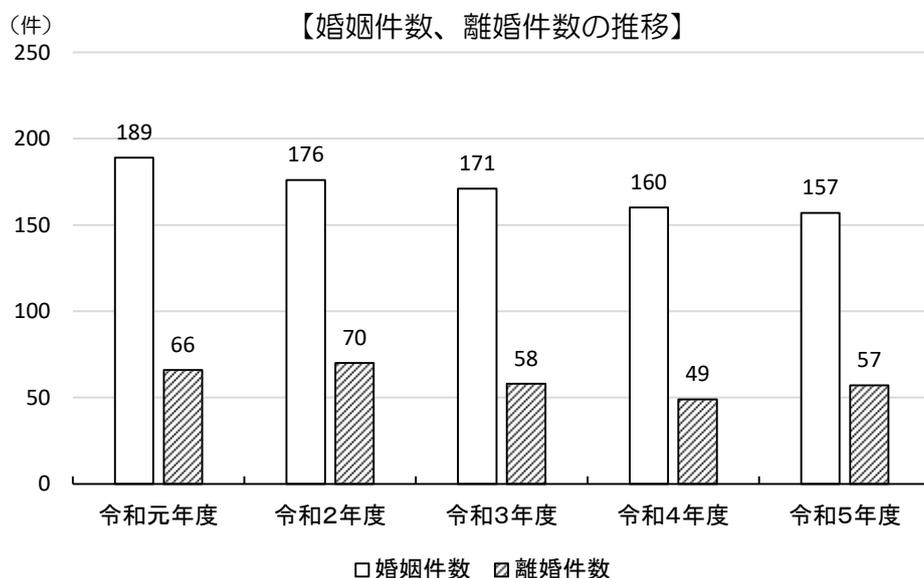
(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（3年移動平均）は、1.49での推移が続いています。



(6) 婚姻件数、離婚件数の推移

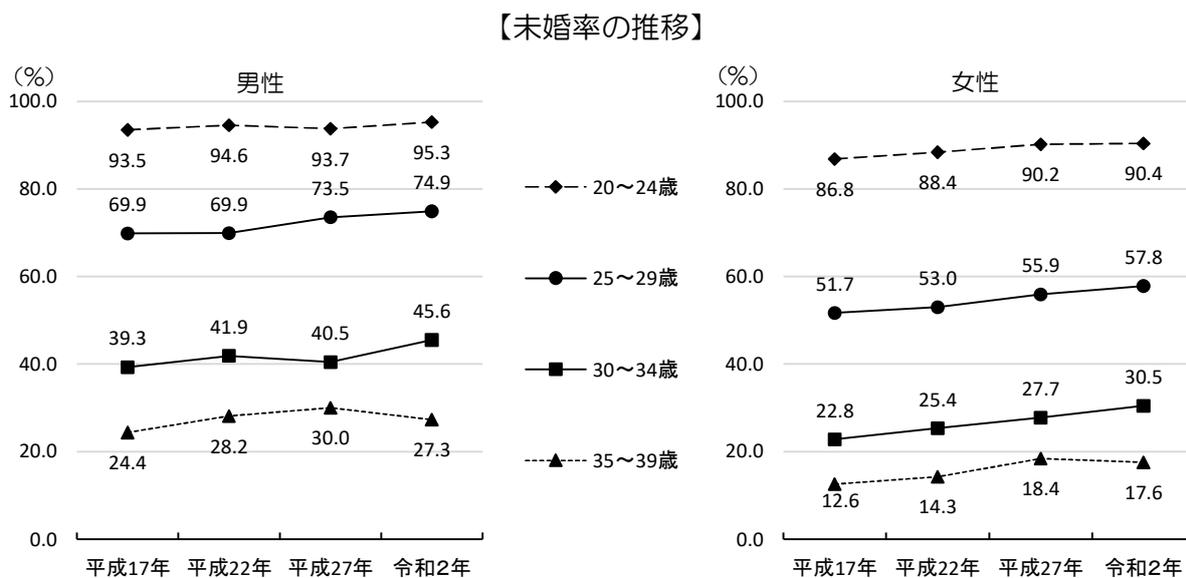
婚姻件数は減少傾向で推移しており、令和5年度は157件となっています。離婚件数は横ばい傾向で推移しており、令和5年度は57件となっています。



資料：市民サービス課

(7) 未婚率の推移

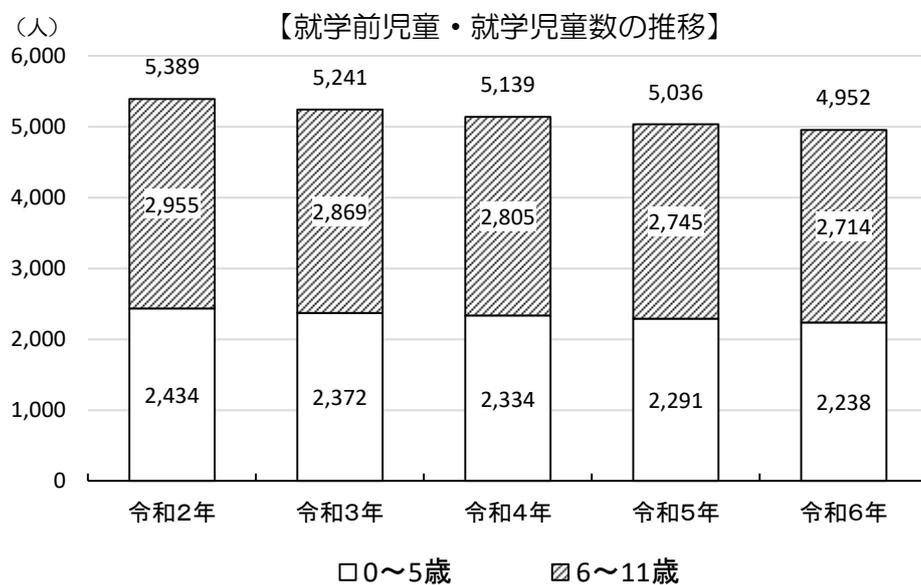
本市の未婚率は、男性、女性ともに35～39歳を除いて増加傾向で推移しており、より若い世代での未婚率が増加しています。



資料：国勢調査

(8) 就学前児童・就学児童数の推移

就学前児童（0～5歳）、就学児童（6～11歳）ともに減少傾向で推移しています。



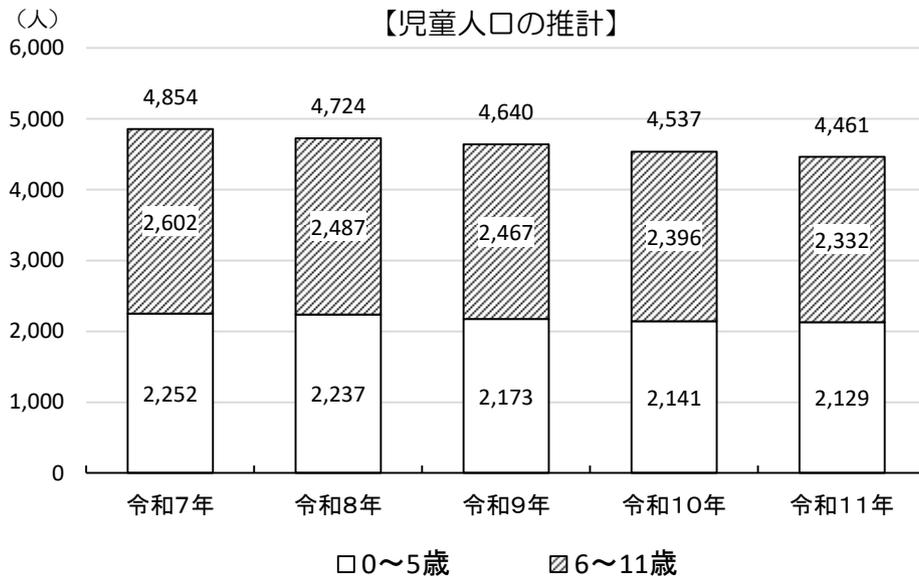
(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	347	351	354	333	373
1歳	339	369	396	369	347
2歳	446	340	373	410	373
3歳	418	442	351	379	415
4歳	448	419	441	355	375
5歳	436	451	419	445	355
小計	2,434	2,372	2,334	2,291	2,238
6歳	499	436	448	424	443
7歳	465	500	437	450	422
8歳	464	463	496	438	450
9歳	488	466	465	499	438
10歳	518	488	468	468	493
11歳	521	516	491	466	468
小計	2,955	2,869	2,805	2,745	2,714
合計	5,389	5,241	5,139	5,036	4,952

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(9) 児童人口の推計

令和2年から令和6年の児童人口（住民基本台帳）に基づいて、計画期間である令和7年から令和11年の児童人口を推計しました。その結果によると、就学前児童人口、就学児童人口ともに減少していくと予測されます。



(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	331	325	319	316	313
1歳	399	354	347	341	338
2歳	352	405	359	352	346
3歳	378	357	410	364	357
4歳	415	379	357	409	364
5歳	377	417	381	359	411
小計	2,252	2,237	2,173	2,141	2,129
6歳	355	377	418	381	359
7歳	443	355	377	418	381
8歳	421	442	354	376	417
9歳	452	423	443	355	377
10歳	438	452	423	443	355
11歳	493	438	452	423	443
小計	2,602	2,487	2,467	2,396	2,332
合計	4,854	4,724	4,640	4,537	4,461
令和6年度比	98.0%	95.4%	93.7%	91.6%	90.1%

資料：住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計

2 教育・保育施設の状況

(1) 教育・保育施設の利用状況

本市には、認定こども園が15施設あり、管外の認定こども園等に通っている園児を含めると、現在は1,818人が利用しています。市内認定こども園では、市外から受け入れている園児5人を含め、1,705人の園児を受け入れ、教育・保育を提供しています。市内認定こども園全体としての定員数は2,140人となっています。

【教育・保育の利用状況】

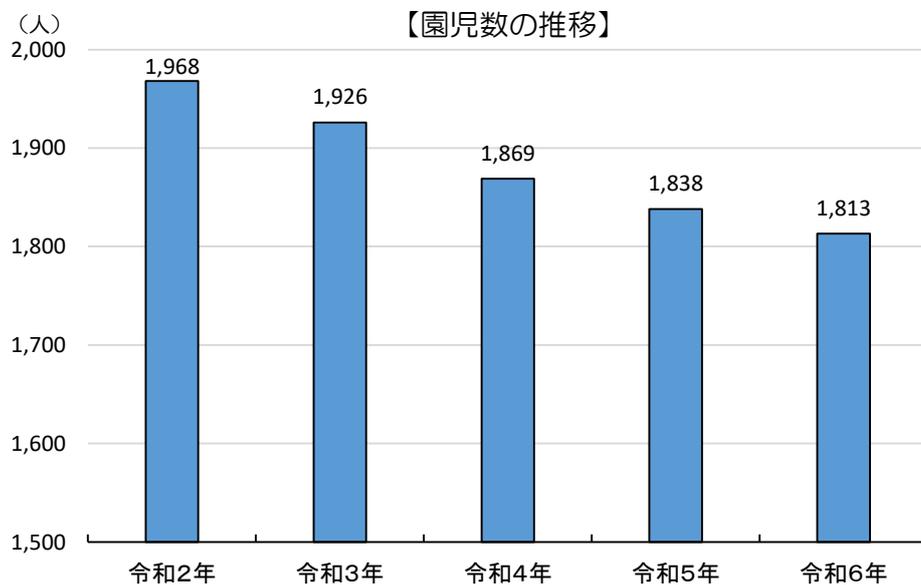
(単位:人)

施設名	定員数	園児数		
		市内	市外	合計
大釜屋保育園	140	122		122
福岡保育園	160	129		129
根上南部保育園	200	161		161
大成保育園	130	106		106
寺井保育園	170	124		124
長野保育園	155	124		124
粟生保育園	205	163		163
豊美保育園	75	47		47
宮竹保育園	105	64	1	65
辰口保育園	165	132		132
寿保育園	115	85		85
国造保育園	105	79		79
福島こども園	95	90	2	92
湯野こども園	205	172	1	173
わかばみどりこども園	115	102	1	103
計(市内)	2,140	1,700	5	1,705
管外(幼、認可外含む)	-	113	-	113
合計	2,140	1,813	5	1,818

資料：子育て支援課 令和6年4月1日現在

(2) 園児数の推移

園児数は減少傾向で推移しており、令和6年には1,813人まで減少しています。



資料：子育て支援課 各年4月1日現在

(3) 園児の年齢構成

園児の年齢構成は下表のようになっています。

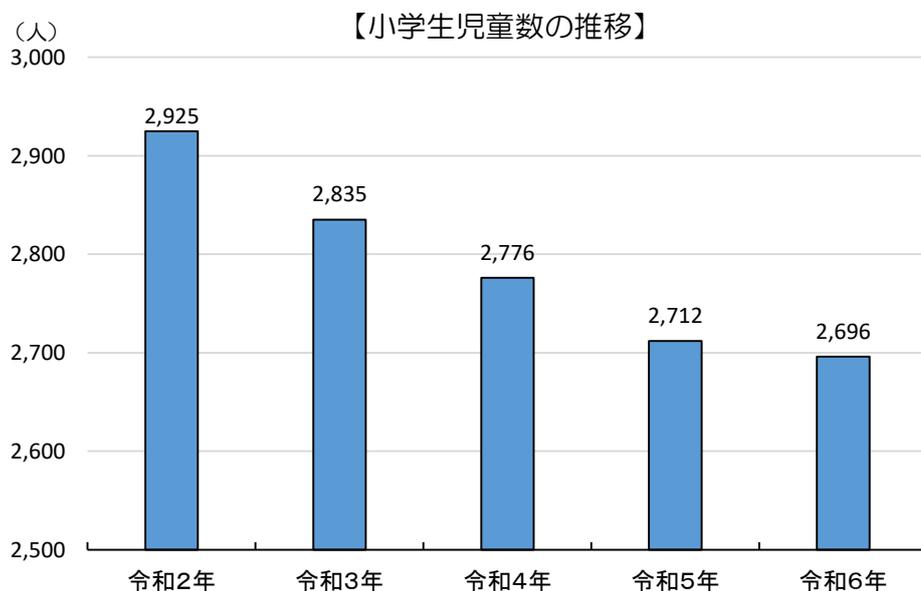
【園児の年齢構成】 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	42	50	34	27	44
1歳児	265	281	307	281	291
2歳児	382	293	328	365	342
3歳児	406	436	347	373	409
4歳児	448	415	436	352	373
5歳児	425	451	417	440	354
合計	1,968	1,926	1,869	1,838	1,813

資料：子育て支援課 各年4月1日現在

(4) 小学生児童数の推移

市内には浜小学校、福岡小学校、寺井小学校、湯野小学校、栗生小学校、辰口中央小学校、宮竹小学校、和気小学校の8つの小学校があります。小学生児童数は減少傾向で推移しており、令和6年現在 2,696 人となっています。



資料：学校支援課 各年5月1日現在

(5) 小学校の児童構成

小学校の児童構成は下表のようになっています。

【小学校の児童構成】 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	483	419	436	409	424
2年生	454	480	420	433	405
3年生	446	452	474	415	430
4年生	479	448	452	477	415
5年生	505	479	448	451	476
6年生	510	502	481	447	453
特別支援学級児童数	48	55	65	80	93
計	2,925	2,835	2,776	2,712	2,696

資料：学校支援課 各年5月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

本市の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

【能美市の地域子ども・子育て支援事業の実施状況】

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業	延べ利用者数	9,490人	8,424人	7,581人	6,353人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	延べ利用者数	4人	2人	45人	0人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	登録者数	855人	892人	962人	939人
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	延べ利用者数	1,075人	975人	1,308人	1,661人
一時預かり事業(一時保育)	延べ利用者数	1,201人	1,469人	1,897人	1,510人
病児・病後児保育事業	延べ利用者数	107人	336人	573人	700人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	月あたり 延べ利用者数	97人	119人	82人	73人
妊婦健康診査	延べ人数	4,344人	4,332人	4,153人	4,215人
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	342人	345人	346人	375人
養育支援訪問事業	延べ件数	4件	11件	11件	10件
利用者支援事業	か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

資料：子育て支援課

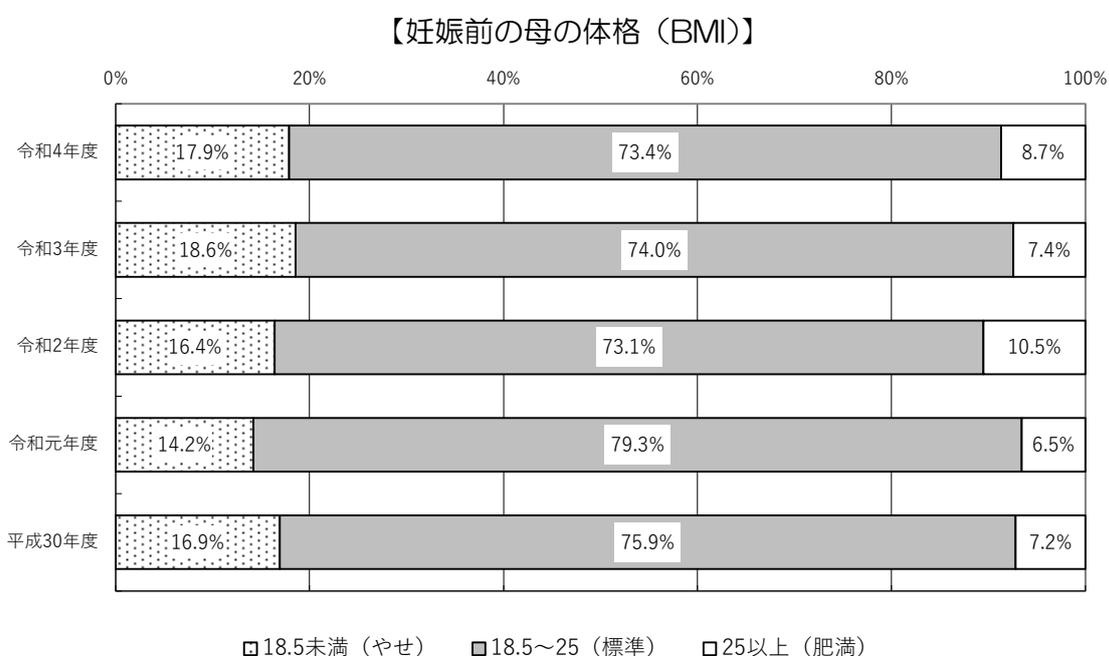
4 母子保健（成育医療等）に関する現状

（1）成育過程にある者及びその保護者のからだ（体格）

体重は、ライフステージを通して生活習慣病や健康状態との関連性が強く、適正体重を維持することは、生活習慣病の予防の観点から重要です。

①妊娠前のからだ

妊娠前の肥満度は、BMI18.5未満（やせ）とBMI25以上（肥満）の割合を、平成30年度と令和4年度で比較すると、やせも肥満も増加し、適正体重の妊婦が減少しています。



資料：母子手帳交付アンケート

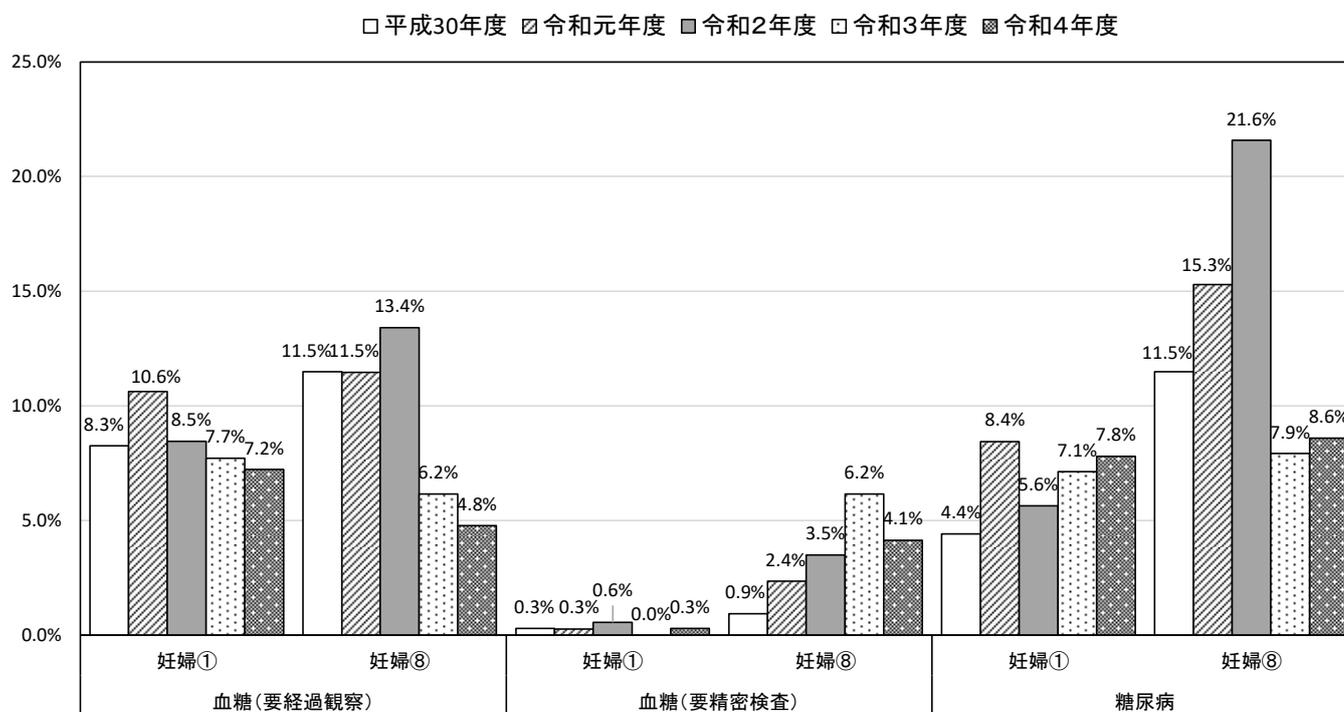
■妊娠中の母のからだ

各種ガイドラインに基づいた、妊娠中、出産後の管理を医療機関と連携し、必要な早期の保健指導ができる体制が必要です。

①妊娠中の血糖値異常の状況

妊娠中の血糖値異常等で要精密検査と判定された割合は増加傾向にあります。また糖尿病と判定された割合は、妊婦一般健康診査8回目（妊娠30週ごろ）で、令和2年度まで急激な増加傾向にありましたが、令和3、4年度は減少しています。妊娠中に糖尿病（疑い）と診断された場合は、母体の合併症予防や胎児の健全な発育のため、厳格な血糖コントロールや医療機関による専門的な管理が必要です。

【妊娠中の血糖値異常の状況】



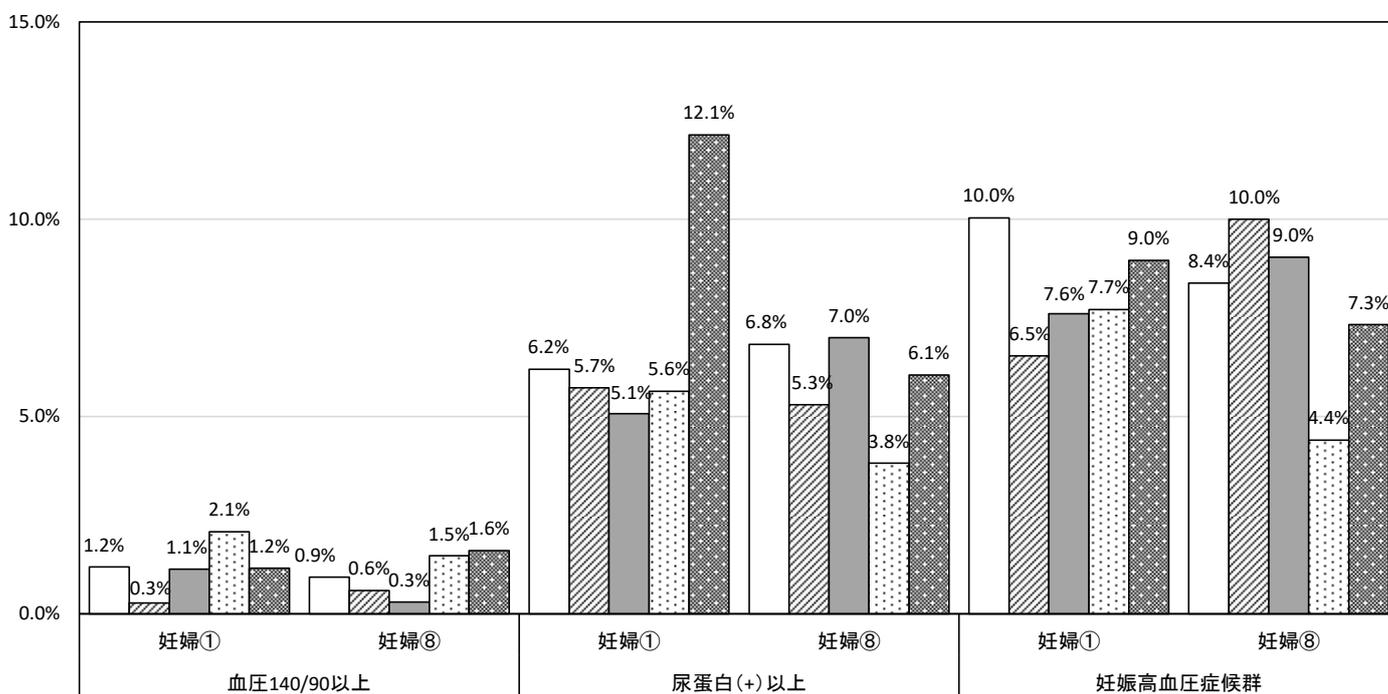
資料：母子保健の主要指標

②妊娠高血圧症候群等の状況

妊婦一般健康診査 8 回目（30 週ごろ）の血圧において 140/90mmHg 以上の割合は、令和 4 年度が 1.6%と増加傾向にあります。尿蛋白陽性（+）以上の割合は、妊婦一般健康診査 1 回目、8 回目ともに平成 30 年度以降減少傾向にありましたが、令和 4 年度で増加に転じています。妊娠高血圧症候群と判定された割合において妊婦一般健康診査 1 回目では令和元年度以降増加傾向にあり、8 回目では令和元年度以降は減少傾向にあったものの、令和 4 年度は増加に転じています。

【妊娠高血圧症候群等の状況】

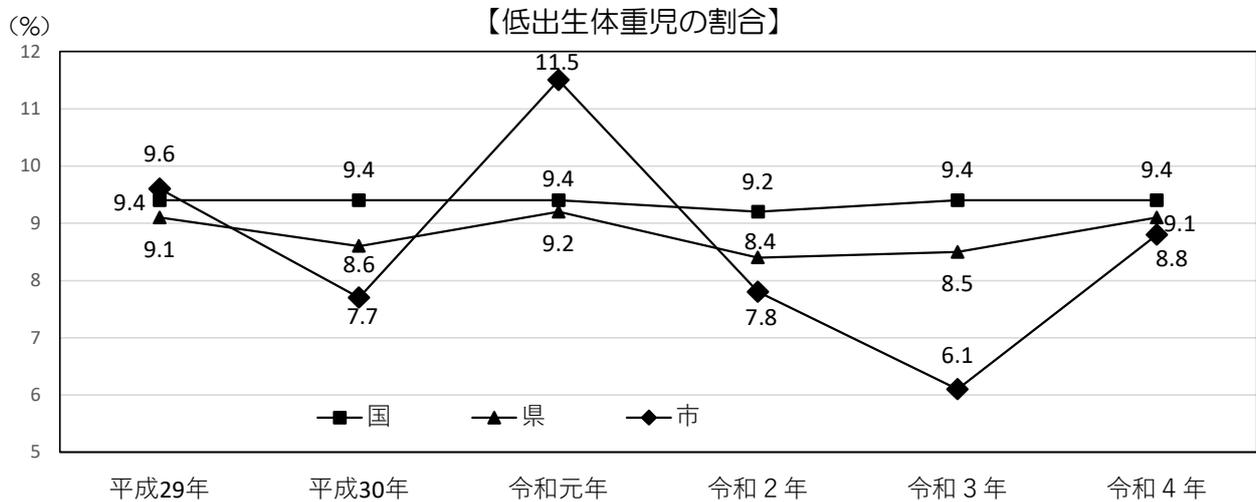
□平成30年度 ▨令和元年度 ■令和2年度 □令和3年度 ■令和4年度



資料：母子保健の主要指標

③こどものからだ

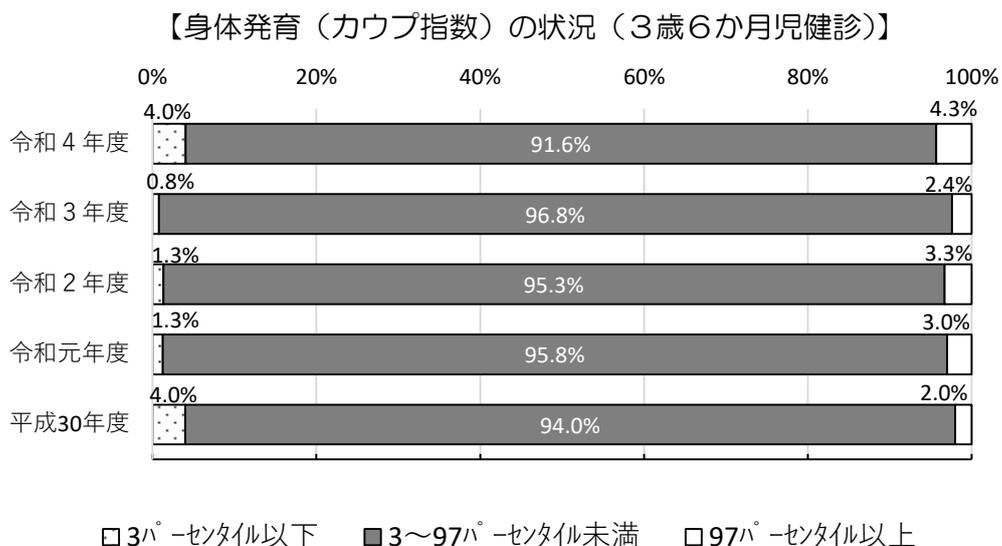
本市の低出生体重児の出生割合は、各年の変動はありますが、概ね減少傾向で、県・国より低くなっています。



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
低出生体重児の人数	38	27	39	27	20	20

資料：衛生統計年報

本市の3歳6か月児健診のカウプ指数は、令和4年度、やせ（3パーセンタイル以下）及び肥満（97パーセンタイル以上）の割合が増え、適正体重（3～97パーセンタイル）の割合が減少しています。



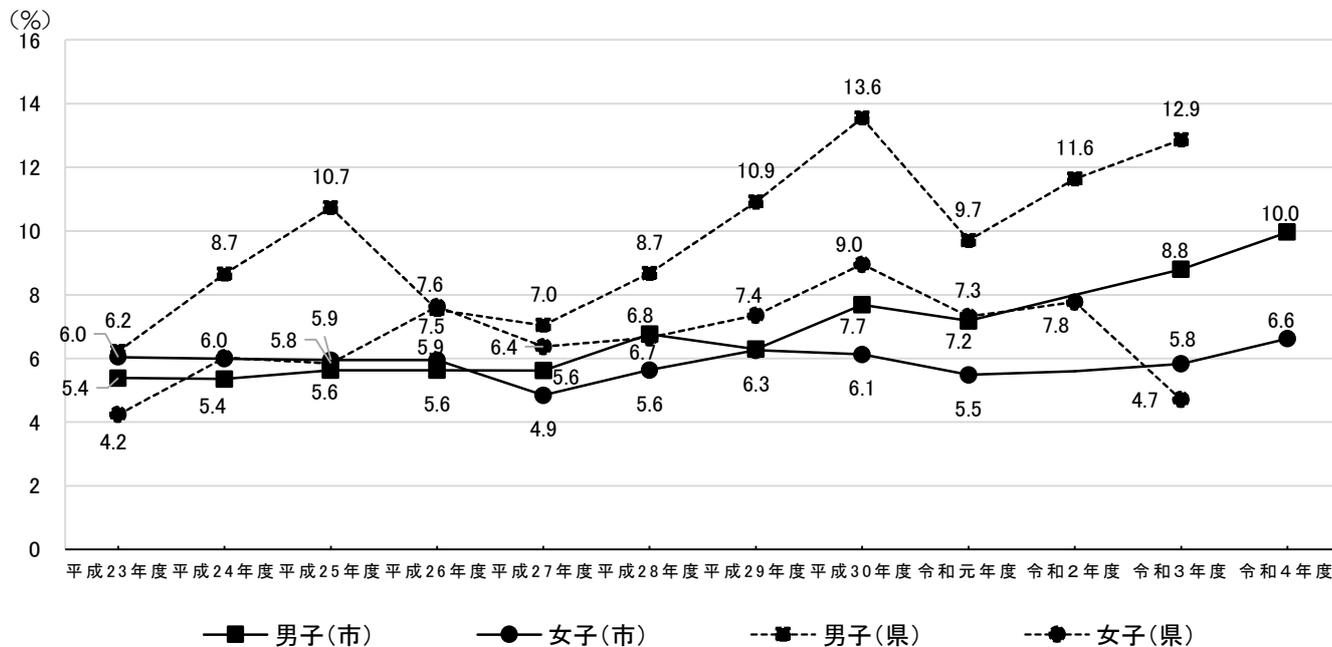
□ 3パーセンタイル以下 ■ 3～97パーセンタイル未満 □ 97パーセンタイル以上

資料：母子保健の主要指標

④学齢期のからだ

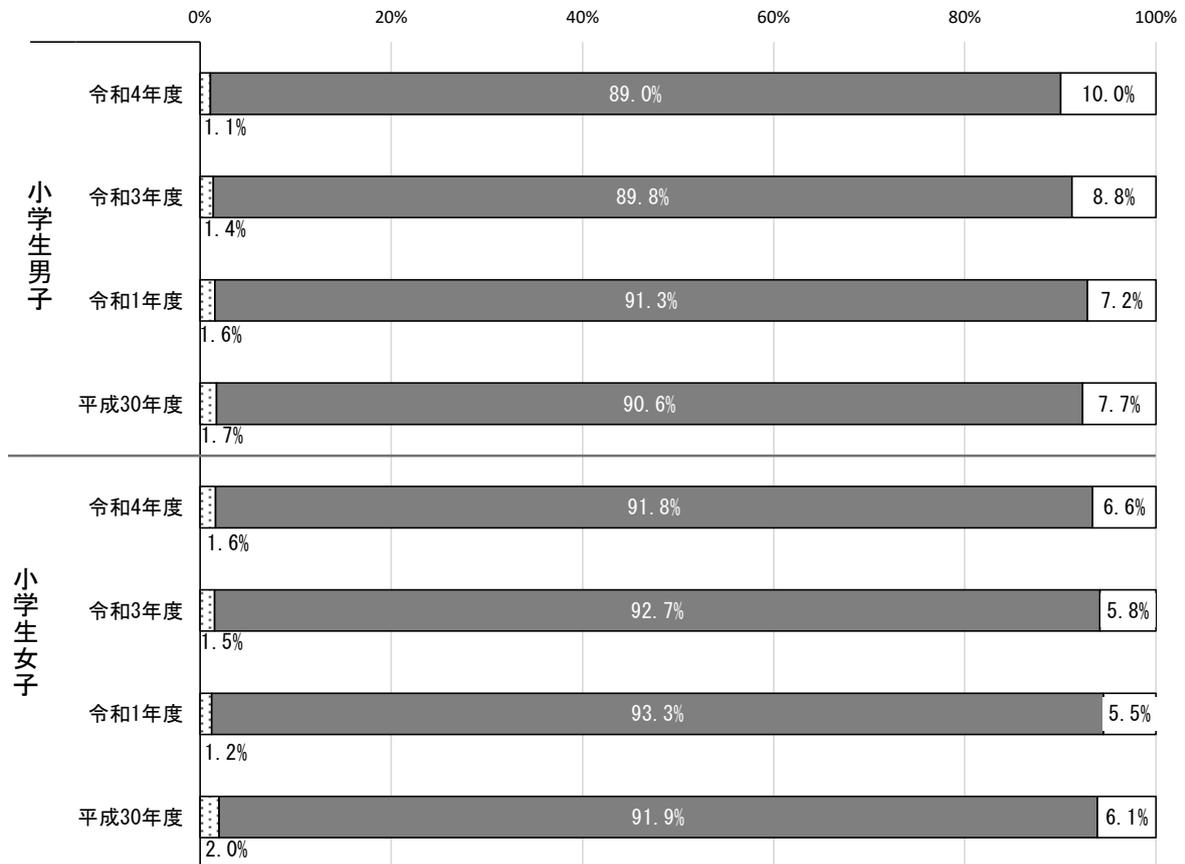
小中学生における肥満の割合は増加傾向にあり、特に男子の増加が目立ちます。学校と連携して実態を把握し、予防に向けた対策を行う必要があります。

【肥満傾向にあるこどもの割合（小学生）】



資料：能美の子ども ※市は令和2年度データなし

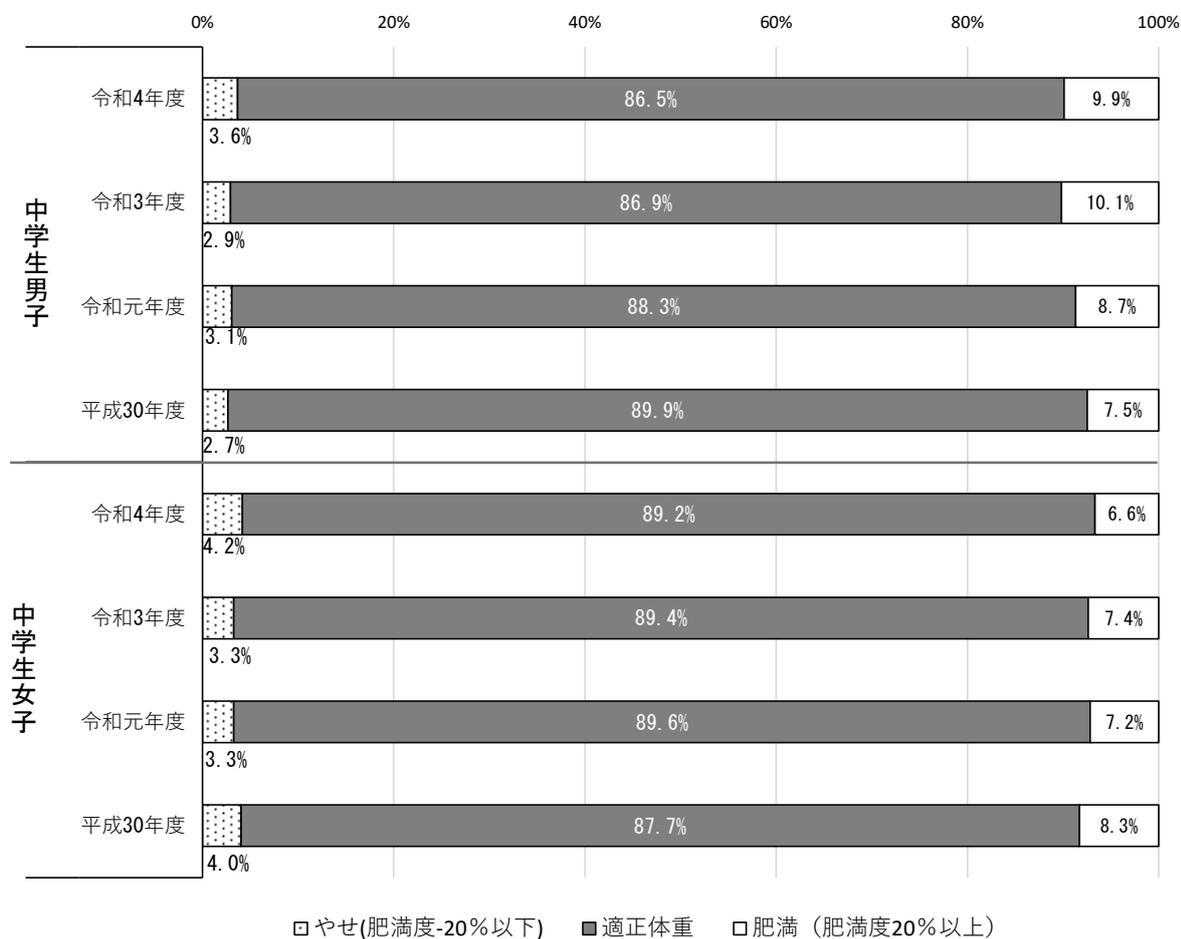
【やせ、適正体重、肥満者の割合（小学生）】



□ やせ(肥満度<-20%以下) ■ 適正体重 □ 肥満 (肥満度20%以上)

資料：能美の子ども ※市は令和2年度データなし

【やせ、適正体重、肥満者の割合（中学生）】



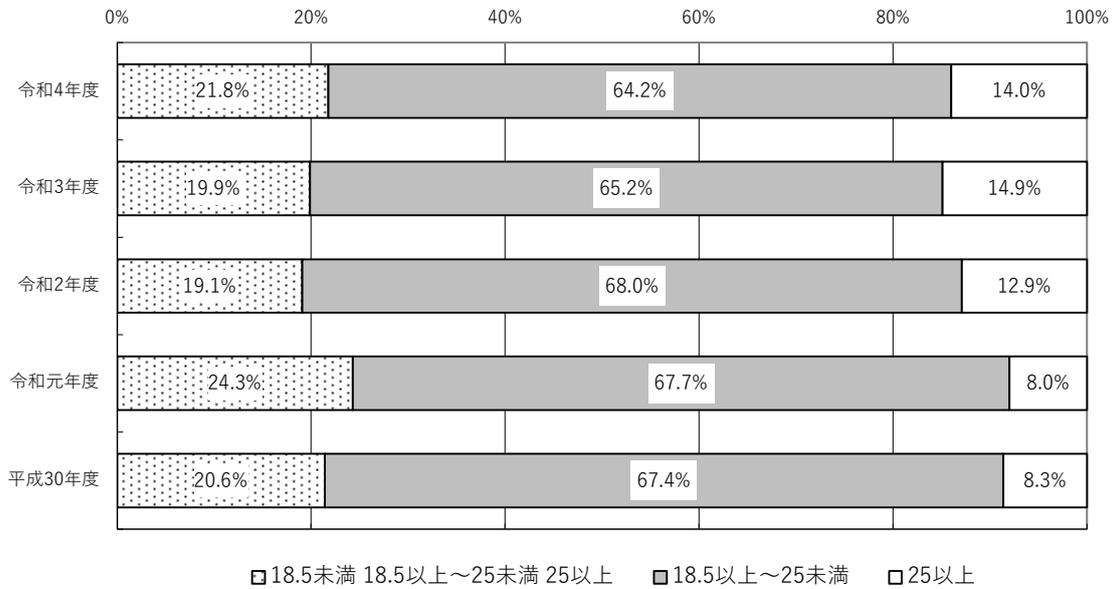
資料：能美の子ども ※市は令和2年度データなし

⑤青年期のからだ

女性では標準の割合が、年々減少し、やせと肥満の割合が微増しています。

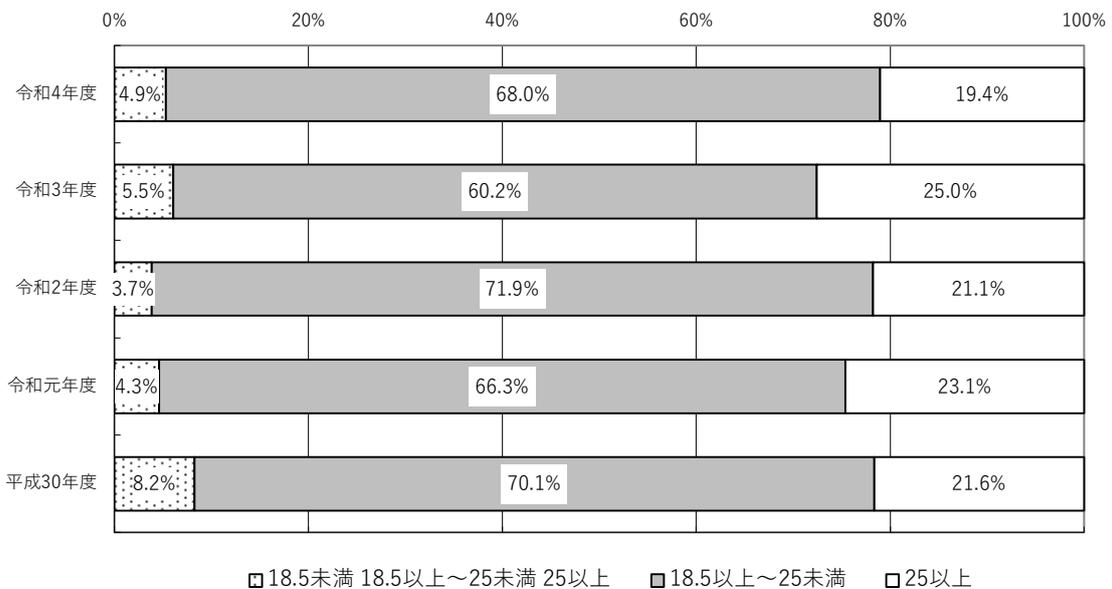
男性では年度によって変動はありますが、やせの割合が少し減少し、女性に比べて肥満の割合が多くなっています。

【フレッシュ健診での体格（19歳～39歳女性のBMI）】



資料：フレッシュ健診データ

【フレッシュ健診での体格（19歳～39歳男性のBMI）】



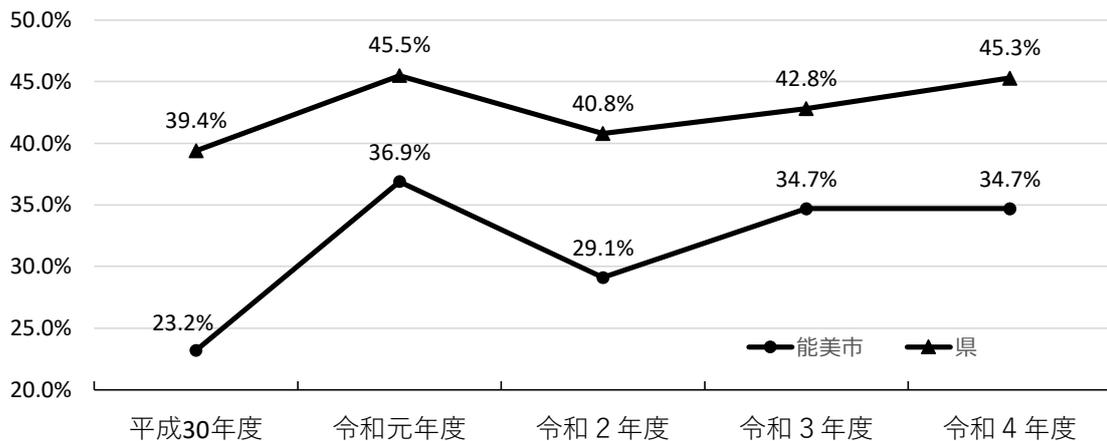
資料：フレッシュ健診データ

(2) 成育過程にある者及びその保護者のう歯の状況

① 妊婦歯科健診

母子健康手帳交付時に胎児期からの歯胚形成や妊娠中の歯周疾患について、保健指導を行い、妊婦歯科健康診査の受診勧奨をしていますが、妊婦歯科健康診査の受診率は、県より低い状況にあります。妊婦が受けやすい健診体制を構築し、妊娠中から、自分と胎児の歯に関心を持てるような取組を検討していく必要があります。

【保護者のう歯の状況】

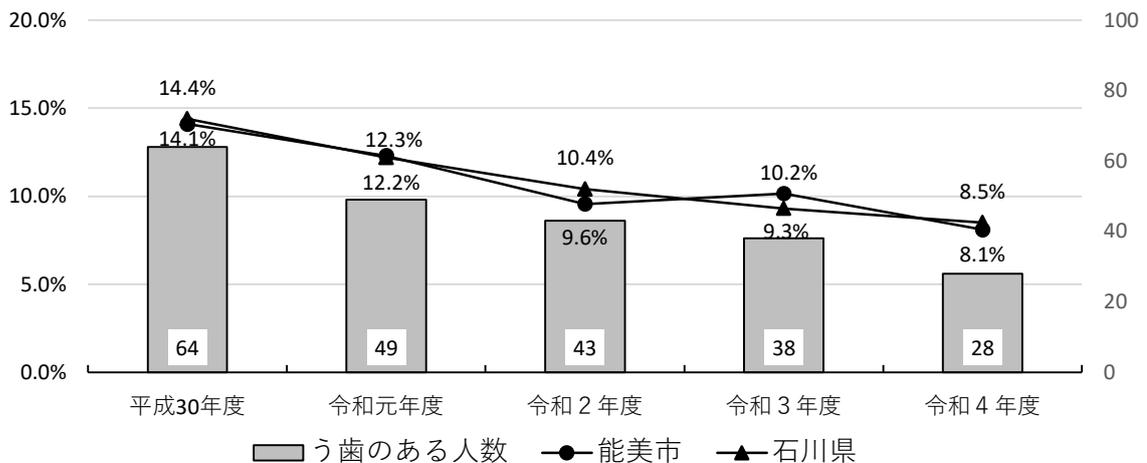


資料：母子保健の主要指標

② こどものう歯

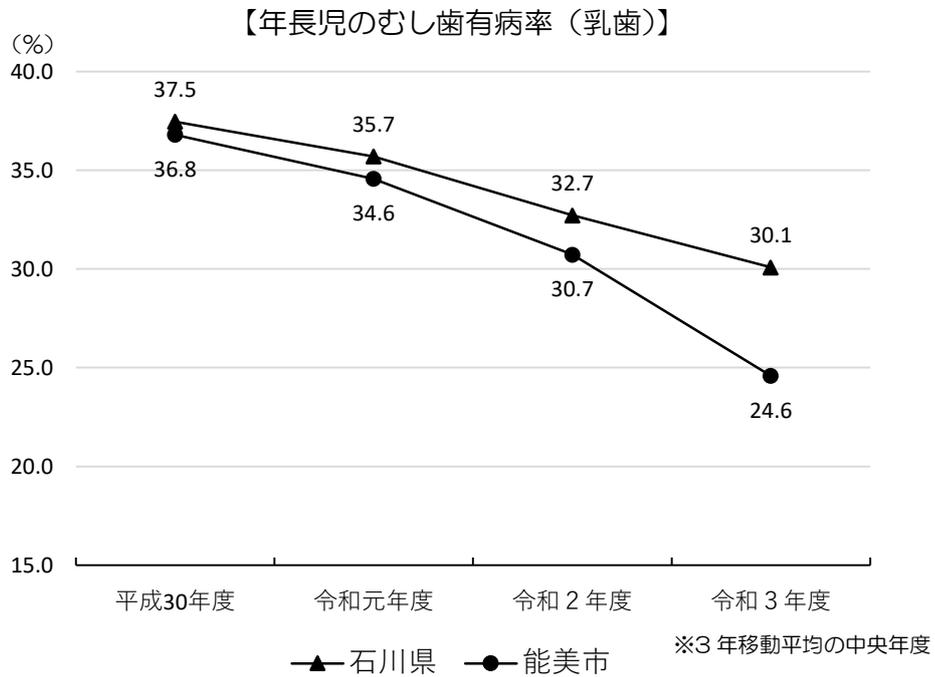
本市では、令和元年から歯科衛生士による個別指導を実施しており、令和4年度の3歳6か月児健診におけるう歯のある割合は、県より低くなっています。

【う歯のある割合（3歳6か月）】

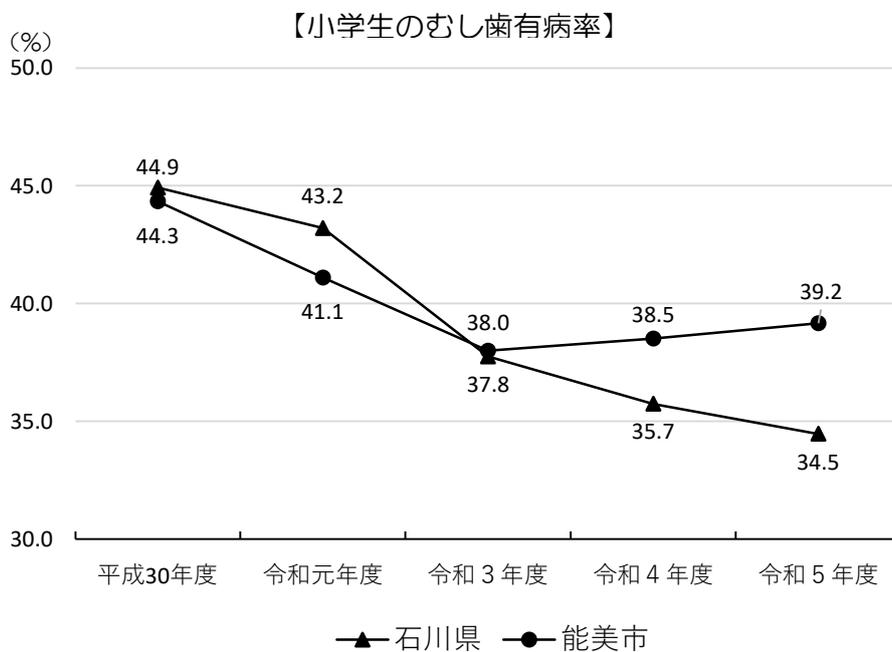


資料：母子保健の主要指標

年長児のう歯有病率は県より低くなっていますが、小学生では、県より高くなっています。



資料：いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議資料

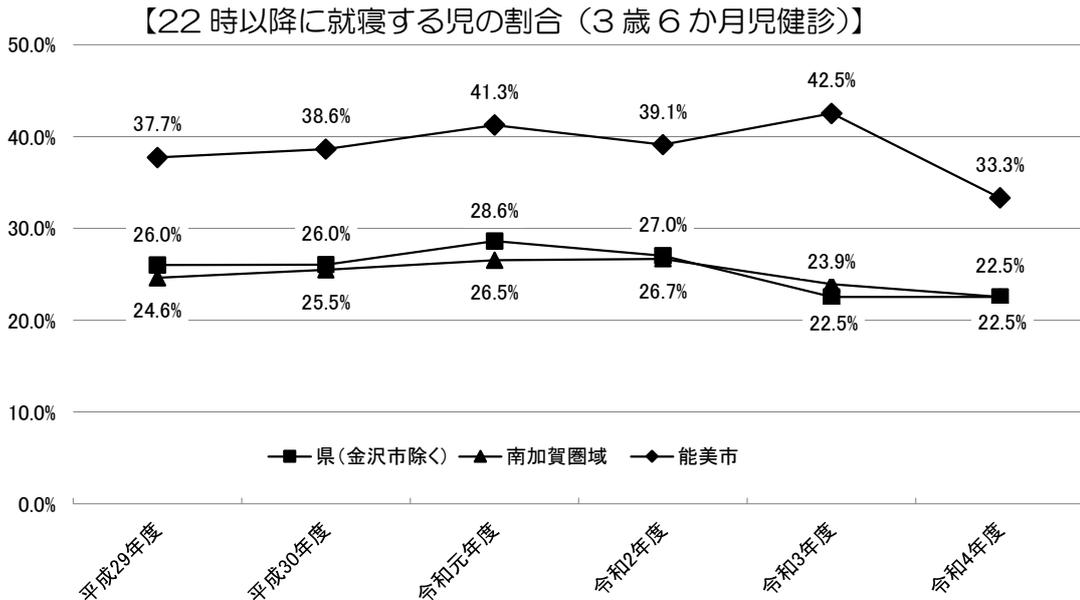


資料：いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議資料

(3) 成育過程にある者及びその保護者の生活習慣・生活リズムの状況

①生活リズム

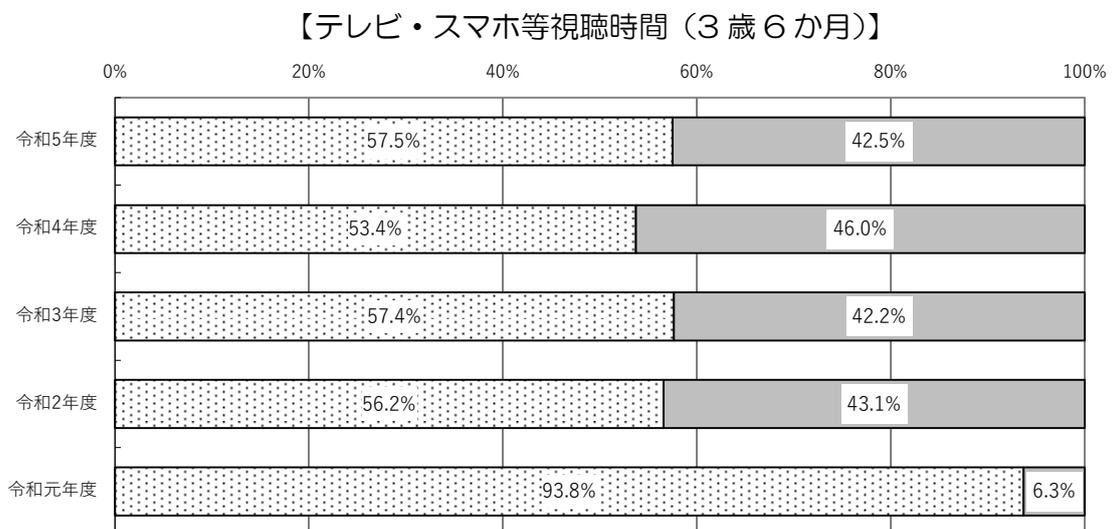
子どもの早寝早起きをはじめとする生活リズムは、健全な発育発達を促す上で重要な生活習慣の一つです。3歳6か月児健診の間診において、22時以降に就寝する割合は、3歳6か月児では平成30年度と令和4年度を比較すると、わずかに減少していますが、県と比較すると高い値です。



資料：母子保健の主要指標

②テレビ・スマートフォン等視聴

テレビ・スマートフォン等視聴を2時間以上視聴している割合は、3歳6か月児健診の間診において、平成30年度と令和4年度を比較すると、顕著に増加しています。低年齢からの長時間のメディア利用は、五感やからだを使った遊びの減少につながり、脳や心身の成長発達に大きな影響を及ぼす可能性があります。



□ 2時間未満 □ 2時間以上 資料：3歳6か月児健診アンケート

5 第2期能美市子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 評価の方法

本評価は、「能美市こども計画」策定の基礎資料とするために、第2期能美市子ども・子育て支援事業計画の4つの基本目標ごとそれぞれに位置づけられている施策の達成度について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度末）時点として、担当課が自己評価を行ったものです。

■ 4つの基本目標

基本目標1. 地域の人が手に手を取り合って子育て支援ができるまちづくり
基本目標2. 質の高い教育・保育を一体的に提供できるまちづくり
基本目標3. 次代の能美市を担う健やかな心と体を育むことができるまちづくり
基本目標4. 子育て家庭が安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

■ 評価基準

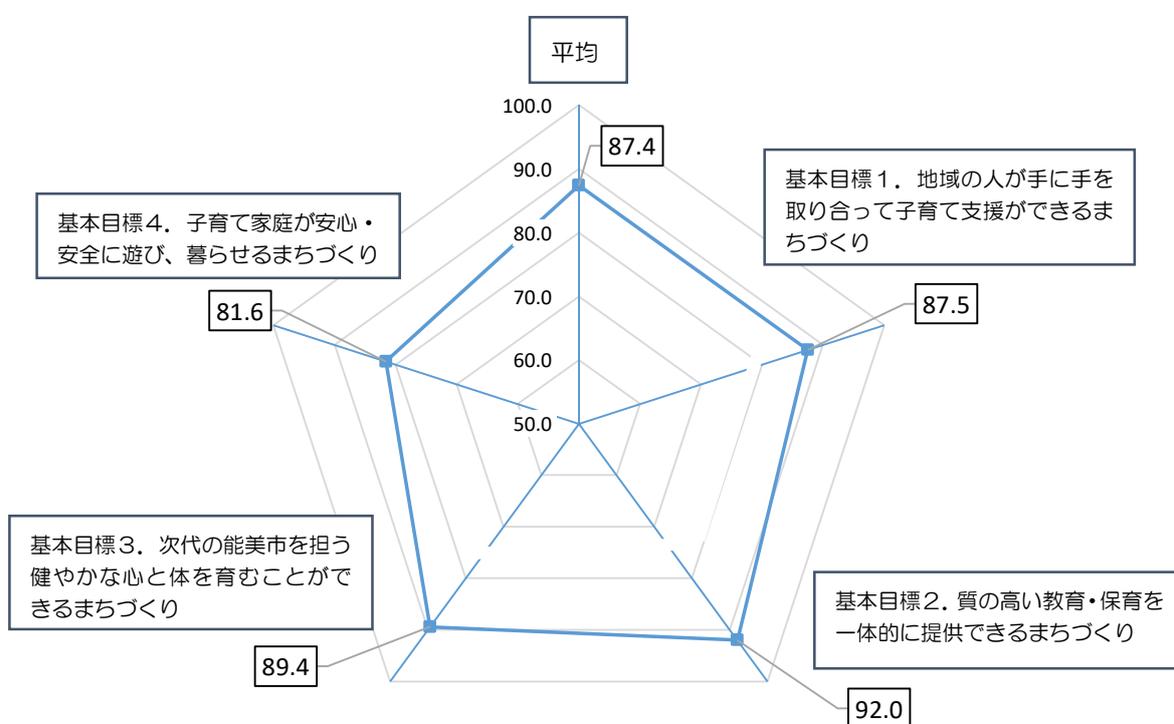
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80~100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60~80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40~60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20~40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

(2) 基本目標ごとの評価結果

先述の評価の基準で、基本目標ごとの採点（A：100点、B：80点、C：60点、D：40点、E：20点に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は87.4点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標2. 質の高い教育・保育を一体的に提供できるまちづくり」が92.0点と最も高く、次いで、「基本目標3. 次代の能美市を担う健やかな心と体を育むことができるまちづくり」が89.4点、「基本目標1. 地域の人々が手に手を取り合って子育て支援ができるまちづくり」が87.5点、「基本目標4. 子育て家庭が安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり」が81.6点となっています。

【基本目標ごとの評価点】



【評価点順（平均87.4点）】

評価点	分野
92.0点	基本目標2. 質の高い教育・保育を一体的に提供できるまちづくり
89.4点	基本目標3. 次代の能美市を担う健やかな心と体を育むことができるまちづくり
87.5点	基本目標1. 地域の人々が手に手を取り合って子育て支援ができるまちづくり
81.6点	基本目標4. 子育て家庭が安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

6 こども・若者の課題

(1) 第2期能美市子ども・子育て支援事業計画の課題

第2期能美市子ども・子育て支援事業計画の取組の見直しと評価を行い、主な課題と今後必要な取組を抽出し、こども・子育て施策に反映させていきます。

基本目標1. 地域の人々が手を取り合って子育て支援ができるまちづくり

基本施策1 地域における子育て支援

- 認定こども園や子育て支援センターなど行政主体のサービスにとどまらず、地域で活動することも食堂や子育て支援団体といった社会資源を、早期から幅広く活用することにより、子育ての負担軽減を実感できる環境づくりを進める必要があります。
- 地域貢献を目的とする地元企業・法人等や市民団体の活動に対して、行政機関が橋渡し役となり、既存の社会資源を活用し、子育てを地域で支えるネットワークづくりについて検討する必要があります。
- こども相談ステーションなどの行政機関、主任児童委員、民生委員・児童委員、子育て支援団体、民間事業者など、こどもに関わる関係者のどこかに相談すると、つながりが広がる体制づくりについて検討する必要があります。
- ファミリー・サポート・センター運営事業について、協力会員の数は少しずつ増加傾向にありますが、依頼の数に対して協力会員の数は足りておらず、協力会員の募集方法の検討、SNSなどを通してPR活動を行い、会員の確保や事業の周知を行っていく必要があります。
- こども食堂の活動について、のみ地域力強化支援ファンドが創設され、こども食堂を含む地域課題を解決するための互助活動に補助をしていますが、ファンドによる支援期間が終了となった後の活動のサポートについて検討する必要があります。
- 放課後児童クラブについて、配慮の必要な児童が安心して過ごせるよう、今後も相談機関と連携し体制を整えていく必要があります。

基本施策2 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 継続した児童虐待防止の取組、早期発見・早期対応が求められており、こども相談ステーションを相談窓口として、専門職がチームとなってこれまで以上に関係機関との適切な連携や情報共有ができるように努めていく必要があります。
- 学習支援ボランティア事業について、こどもの居場所としての機能があり、こどもたちの調理体験の機会や交流イベントがこれまで以上に活発に行われるよう、内容のさらなる創意工夫が必要となります。

基本施策3 仕事と家庭・子育ての両立の推進

- 父親の育児休業取得が増え、育児講座に関心を持っている人も多くなっています。育児講座（パパ講座）などの日程や内容等を工夫し、参加者の増加を図ります。また、プレパパも一緒に参加し、情報交換ができる活動を考えていく必要があります。

基本目標2. 質の高い教育・保育を一体的に提供できるまちづくり

基本施策4 質の高い教育・保育の一体的な提供

- 学校施設の大半が建設後40年以上経過しており、老朽化が深刻な課題となっています。今後、施設の改築・改修を行うための財源の確保が課題です。
- 認定こども園について、民営化した園の効果検証に取り組み、今後の公立認定こども園の民営化の方向性を検討する必要があります。

基本目標 3. 次代の能美市を担う健やかな心と体を育むことができるまちづくり

基本施策5 成長・発達を支える生涯の健康づくり

- 低年齢からの長時間のメディア利用は、脳や心身の成長発達に大きな影響を及ぼす可能性があることを、保健指導内容に盛り込み保護者に伝える必要があります。
母子保健において、ライフコースアプローチの観点で、生活習慣病の発症予防に取り組む必要があります。
- 医療機関からの妊婦健診データをタイムリーに活用できていないのが現状です。
適切な保健指導を早期に実施できるよう、医療機関と連携する仕組みについて検討する必要があります。

基本施策6 子どもの心身の健やかな成長を支える教育・保育環境づくり

- コミュニティスクール事業では、地域のボランティアが協力して全ての小中学校で教育活動の充実を図り、子どもたちの学びや体験、安全・安心の充実に努めています。今後も地域の力を学校に生かして教育活動を支えていきます。
- 多様化する社会情勢や保護者のニーズに対応するため、市全体の教育・保育の質の向上を図る必要があります。
- こどもの主体性を大切にした質の高い教育・保育の充実を推進し、こどもの考える力、意見表明・自己決定を育成していく必要があります。

基本目標 4. 子育て家庭が安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

基本施策7 安全で安心して生活できる環境の整備

- 通学道路等の整備について、児童生徒が安全に通学できるよう引き続き整備を進めていく必要があります。
- 認定こども園、公園等の遊具について、点検の結果、経年劣化等で使用不可となった遊具の修理や更新を計画的に進めていく必要があります。

(2) アンケート調査からの課題

子ども・子育て支援に関する調査

本調査は、「能美市こども計画」を策定するにあたり、市内に居住する未就学児童及び小学生の保護者を対象として、教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するために実施しました。

●子育てに関して相談できる人や場所について

少数ではあるが、相談できる人や場所がない（ない）という回答がある。また、市事業として、子育て短期支援事業（ショートステイ）、子どもの学び支援、教育センターの認知度の割合が低い。必要な人に必要な情報が届くように周知が必要である。

●こどもの病気の際の対応について

こどもが病気やケガで認定こども園等を利用できなかった経験がある人は多く存在する。病児保育施設の利用を希望する保護者は多いが「予約が取りにくい」等の意見が多く、利便性の向上が必要である。

●子育てと仕事の両立支援について

父親、母親ともに育児休業取得率は上がっているものの、父親では取得率が高いとはいえない状況である。ワーク・ライフ・バランスの啓発や職場における育児休業に対する理解の促進等が求められる。

●能美市のこれからの子育て支援施策について期待すること

「安全な遊び場の確保」「児童手当などの経済的な支援」「医療機関の充実」「多様な教育・保育サービスの充実」等、第1期計画のアンケート調査と同項目が上位を占め、国の動向も踏まえ、引き続き施策を検討する必要がある。

●住民の意見として（自由記載）

こどもたちが安全・安心に歩けるよう、道路の整備を求める声があり、歩道の整備等が必要である。また、習い事・学校への送迎の負担軽減や交通機関の充実を求める声があり、これらニーズへの対応が必要である。

子ども・若者の意識と生活に関する調査

本調査は、「能美市子ども計画」を策定するにあたり、子ども・若者が置かれている状況や今後の展望、また、子ども・若者の生活実態や日頃の意識について把握するために実施しました。

●外出を避けている子ども・若者について

約82%が「平日毎日外出する」と回答した一方、少数ではあるが、「外出を避けている」を回答した中で、「自室からほとんど出ない」「5年以上外出を避けている」「関係機関に相談したいと思わない」等の回答があった。また、外出を避けるようになったきっかけとして、「学校へ行くのが嫌になった」「人と接するのが嫌になった」「病気やケガをした」等があり、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、子ども・若者家庭が、必要な情報を得られ必要な支援が受けられるよう、地域における関係機関が連携し、対応する必要がある。

●地域の活動やボランティア活動について

この1年以内に学校や仕事以外で参加した活動について、半数以上が「何もしたことがない」と回答、地域の活動やボランティア活動に参加しない子ども・若者の割合が高い。活動に参加しやすくなる条件として、「自分に合った時間や内容で活動できる」「友人や家族と一緒に活動しやすい」「活動参加によるメリットがある」の回答が多く、子ども・若者のニーズを満たせるよう、ボランティア活動の理解を推進するとともに、周知方法を工夫する必要がある。

●自分自身のことや悩みや困っていること・将来への不安について

自分自身にあてはまるものとして、「自分らしさがある」「親から愛されていると感じる」がそれぞれ約60%以上の回答がある一方、約13%が「自分は役に立たないと強く感じる」と回答した。悩みや困っていることについて、13歳から18歳では「受験や進学、将来のこと」、19歳以上では「自分の将来のことやお金のこと」の割合が高い。将来への不安については、「収入・生活費」について半数以上が回答しており、次いで「仕事」や「就職」の回答があった。

全ての子ども・若者の個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受け入れて自己肯定感を持ち、自分らしく一人一人が幸福な生活を送ることや、固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域の実情を踏まえ施策を検討する必要がある。

●結婚や子育てについて

結婚について約11%が「結婚したくない」と回答、こどもについて約14%が「子どもは欲しくない」と回答した。理由は、「経済的負担が大きい」「自分の自由な時間がなくなる」「子育てに自信がない」等の回答が挙げられており、働くこと、誰かと家族になること、親になることに夢や希望を持ち、20代、30代を中心とする若い世代が、結婚・子育てに対して前向きになれる施策の検討が必要である。

●能美市が取り組むこどもや若者の施策に望むこと

「安心して出産・子育てのできる環境づくり」「参加しやすいイベントなどの企画や情報提供」「ホッとできる居場所の提供」を望む回答が多く、こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえるためにも、こどもや若者、子育て当事者の意見を幅広く聴収して施策に反映する必要がある。また、結婚の課題とあわせて、将来の能美市を担う人材を増やすためにも、相談体制、経済対策を含めた子育て環境の充実が必要である。

●ヤングケアラーやこどもの権利について

ヤングケアラーについて約48%が「聞いたことがあり内容も知っている」と回答、子どもの権利条約については、約57%が「聞いたことがない」と回答があった。こども・若者が権利の主体であることについて社会全体で理解を深め、切れ目のない支援や子育て当事者への支援、また、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、意見を表明しやすい環境をつくり、対話しながらともに進めていく必要がある。

ひとり親世帯の生活状況等に関する調査

本調査は、令和5年度の児童扶養手当受給資格者を対象に、日頃の暮らしやこどもの様子、保護者の就業や所得の状況、子育ての悩みなどについて把握するために実施しました。

●今後どの段階までの教育を受けさせたいか

大学までの教育について、ひとり親世帯の約半数近くが大学進学をあきらめざるをえない状況であり、国の動向も踏まえ、支援を検討する必要がある。

●こどもを塾や習い事に通わせているか

こどもの塾や習い事について、経済的な理由による教育格差がでないよう、施策の検討が必要である。

●こどもについて、現在悩んでいること

教育費、進学、しつけ、教育の自信が持てないが上位に挙げられている。教育や就学にかかる経済的支援とともに、しつけやこどもの教育に関する相談体制を充実する必要がある。

●こどもにとって、どのような支援があるとよいか

就学や生活のための経済的支援のニーズや、こどもの居場所の提供が上位に挙げられている。貧困世帯に向けた就学支援や、利用できる支援の情報が届くよう周知が必要である。

●住民の意見として（自由記載）

子ども食堂などを利用して生活の支えになっているが、それでも生活が苦しいのでもっと色々な支援を知りたい、教えてほしい、との声があった。

悩みを相談できないひとり親は、一人で抱え込み孤独になりやすく、経済的にも厳しい状況にあり、養育を断念せざるをえない、との意見があった。

こどもが将来の目標を立てて勉強し努力しているが、金銭的な面で大学進学は厳しいと思う、との意見があった。

利用できる支援の周知方法や、相談体制の充実、安心できる居場所など多角的なサポートが必要である。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

こども大綱では、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、「こどもまんなか社会」を実現していくことが示されています。国の「こども大綱」6本の柱の趣旨を本市の計画における6つの視点に据えました。

本計画の施策を推進するにあたっては、こどもや若者を権利の主体として認め、その多様な人格と個性を尊重することが大切です。

また、ライフステージに応じた支援を行い、良好な成育環境を整え、貧困や格差を解消します。さらには、若い世代の生活基盤を安定させ、結婚や子育てに関する希望の実現を図ります。

本計画における6つの視点

視点1 こども・若者の権利の尊重

こどもや若者の個性や人格を尊重し、権利を守り、最善の利益を追求します。

視点2 意見の尊重

こどもや若者、子育て中の人々の意見を大切にします。

視点3 継続的な支援

こどもや若者、子育て中の人々に、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

視点4 良好な成育環境の確保

貧困や格差を解消し、全てのこどもや若者が幸せに成長できるようサポートします。

視点5 生活基盤の安定

若い世代の生活を安定させ、結婚や子育てに関する希望を叶えます。

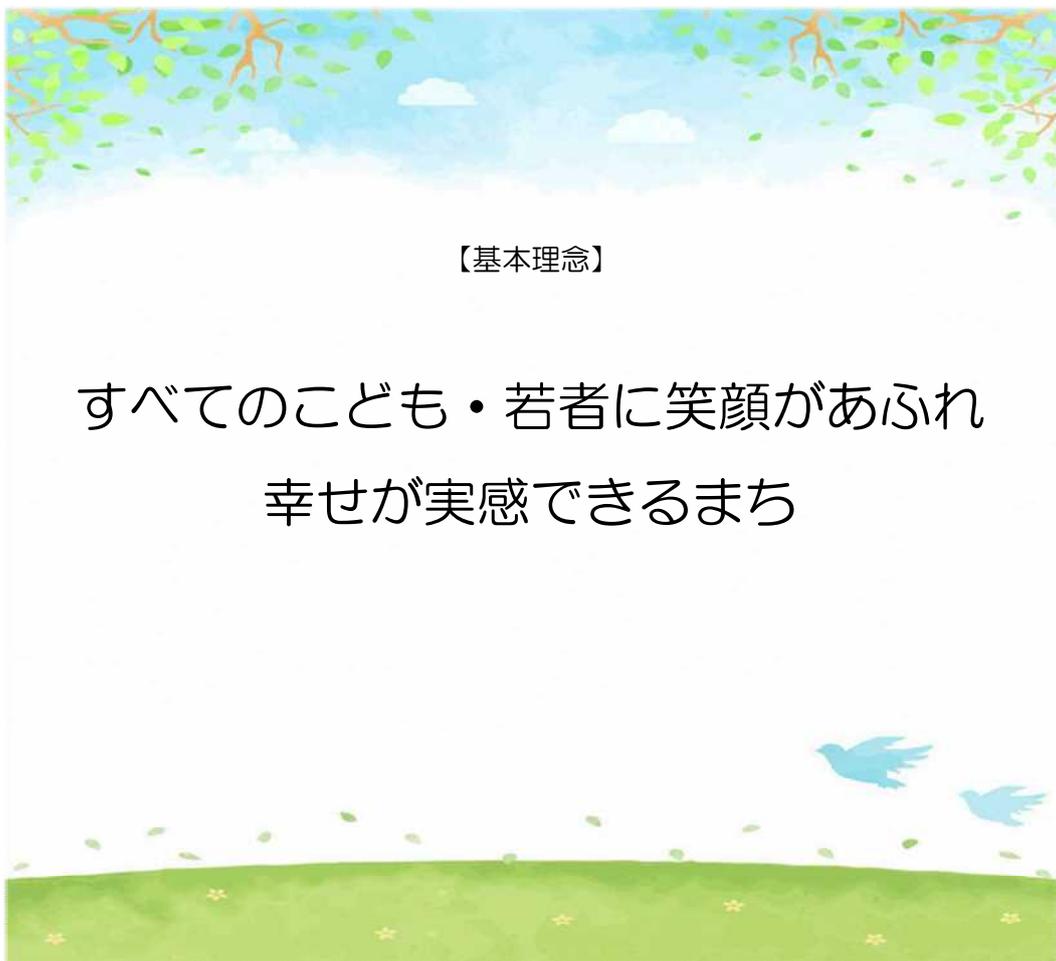
視点6 地域との連携

施策の推進にあたっては、地域や民間団体と協力して支援を行います。

2 基本理念

本市では、「第2期能美市子ども・子育て支援事業計画」において、『安心して子どもを産み育て 子育ての喜びを実感できるまちづくり』を基本理念とし、「未来を担い、創造する子どもたちを育む」「子どもたちの可能性と夢を引き出す」「地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来」を基本的な視点に据え、次代を担う子どもが健やかに成長していくための環境づくりとして、認定こども園の民営化を始め、18歳未満の子どもに関する悩みにワンストップで対応できる相談体制の構築に取り組んできました。

本計画では、第2期能美市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、こども基本法やこども大綱の目的や方針を踏まえ、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、権利を保障し、誰一人取り残さないよう、こどもの育ちをサポートすることにより「すべてのこども・若者に笑顔があふれ 幸せが実感できるまち」の実現を目指します。



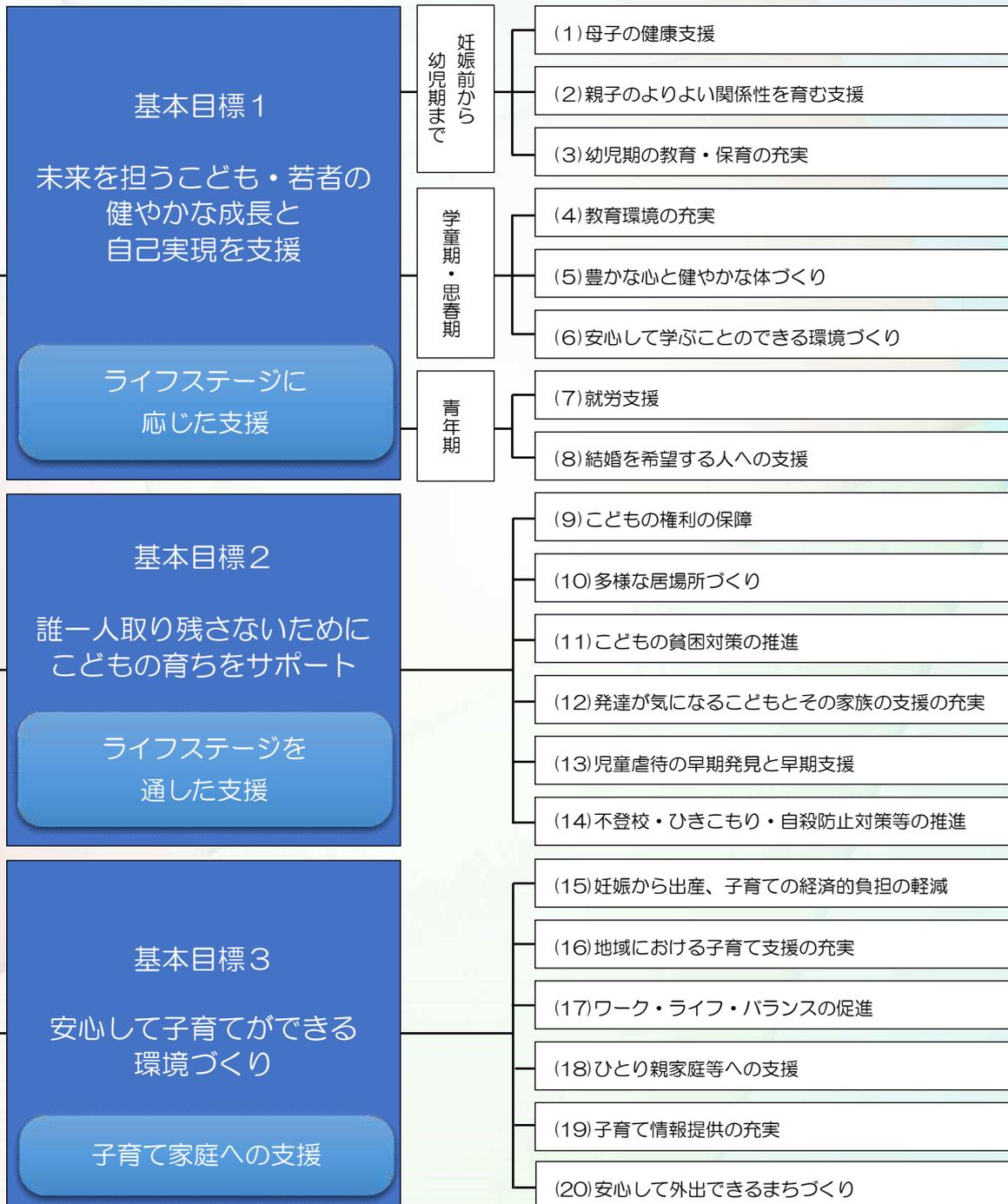
3 計画の体系図

基本理念

すべての子ども・若者に笑顔があふれ
幸せが実感できるまち

【基本目標】

【基本施策】



4 重点方針

3つの基本目標を達成するための「能美市の強み」を生かした重点方針を設定します。

重点方針1 専門職と地域のネットワーク強化により、こどもの育ちを支援

健康福祉センター「サンテ」に、保健師、管理栄養士、助産師、保育士、発達支援専門相談員、教育相談員、臨床心理士の専門職を配置し、妊娠期及びこどもに関する悩みをワンストップで対応できる相談体制を充実します。

相談内容に応じ、制度の狭間や複合課題を抱える家庭を支援するため、専門機関等との連携を強化するとともに、本市の強みである市民力・地域力の高さを生かし、地域の見守りの力や関係機関とのネットワークの強化を図り、誰一人取り残さないこどもの育ちを支援します。

こどもの総合相談窓口の体制図



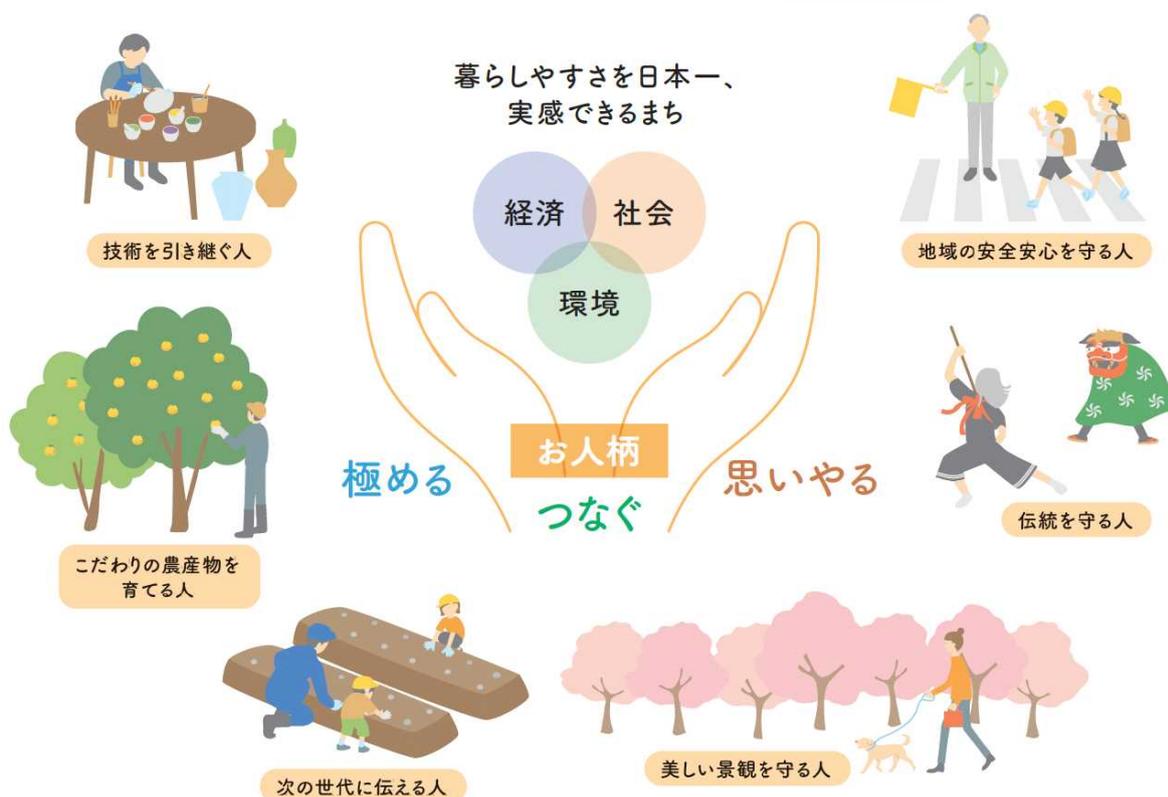
重点方針2 自他を大切にできる心の育ちをサポート

「こどもまんなか社会」の実現のためには、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として成長するために、ひとしくその権利の擁護が図られることが重要となります。

本市では、自己を確立していく育ちの中で、相手を「思いやる」お人柄で、意見表明・参画する力と自己選択・自己決定・自己実現できる力を育むため、全てのライフステージにわたり、心身の発達段階に応じたサポートに取り組みます。

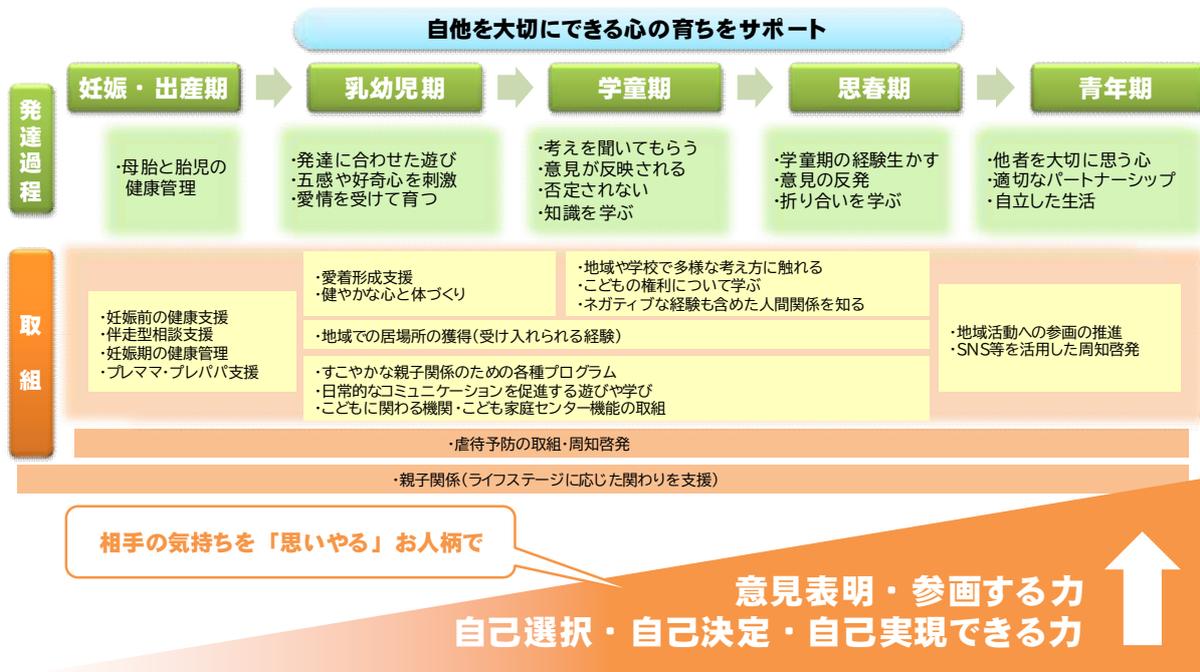
お人柄プロジェクト

「極める」「思いやる」「つなぐ」



資料：能美市第2期SDGs未来都市計画

「自他を大切にできる心の育ちをサポート」の概念図



第4章 基本目標と分野別施策の展開

基本目標 1 未来を担うこども・若者の健やかな成長と自己実現を支援



こどもが自分に必要な情報を取捨選択し、自己決定・自己実現に向けて努力することのできる将来の実現に向け、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。こども・若者の年齢及び発達に応じて「妊娠・出産期」「乳幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」のステージに分け、それぞれの段階ごとに取り組むべき施策を定め、切れ目のない支援を行います。

妊娠前から幼児期まで

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・子育てができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、親子のよりよい関係性を育み、主体性を高める教育・保育をはじめ、健やかな成長の基礎づくりに取り組みます。

学童・思春期

こどもたちが多様な学びの場で育つ環境を整え、児童・生徒の豊かな心と健やかな体づくりを推進するとともに、児童・生徒が安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組み、生きる力や豊かな感性を育む環境づくりを進めます。

青年期

若者が将来の夢や希望を抱いて、他者を大切に思い、地域活動への参画や多世代交流の機会の充実を図るとともに、自立した生活を送ることができるよう就労を支援し、結婚を希望する人へ出会いの場の創出を支援します。

【数値目標】

「今の自分が好きだ」と思うことも・若者の割合（自己肯定感の高さ）

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
中学生（13歳～15歳）	令和5年度	—	令和11年度	70.0%
高校生年代（16歳～18歳）	令和5年度	—	令和11年度	70.0%
19歳以上（19歳～29歳）	令和5年度	—	令和11年度	70.0%

子ども・若者の意識と生活に関する調査

「自分の将来について明るい希望がある」と思うことも・若者の割合

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
中学生（13歳～15歳）	令和5年度	—	令和11年度	80.0%
高校生年代（16歳～18歳）	令和5年度	—	令和11年度	80.0%
19歳以上（19歳～29歳）	令和5年度	—	令和11年度	80.0%

子ども・若者の意識と生活に関する調査

「この地域で子育てをしたい」と思う親の割合

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
乳幼児健康診査対象者	令和5年度	98.4%	令和11年度	基準値以上

乳幼児健診アンケート

～妊娠前から幼児期まで～

基本施策1 母子の健康支援

市健康増進計画（健康のみ21（第三次））で掲げている、胎児期から高齢期に至るまでを経時的に捉えた健康づくりのライフコースアプローチを踏まえた施策を実施していきます。

具体的な課題として、妊娠前から学童期のどの年代においても適正体重の人の割合が減少しています。また、健やかな心と身体の基本となる生活リズムに関しては、幼児期の生活リズムで遅寝の割合が増えていることが問題となっています。これらの課題に対して、引き続き関係機関との連携を強化し、取り組みを進めていきます。

取組・事業名	内容
妊娠前の体の支援	<p>19歳～39歳の年代を対象とした健康診断（フレッシュ健診）、保健指導を実施し、健康管理を支援します。</p> <p>また、いしかわプレ妊活健診助成事業により、将来子どもを望む夫婦に、妊娠に関する正しい知識を身につけてもらい、妊娠前の体が健康に保たれるよう、費用助成や情報提供の支援をします。</p>
母子保健 DX の推進	<p>妊娠期から出産、子育て期までの母子保健事業の分野において、子育てアプリ「はぐはぐ」を活用し、乳幼児健診 DX、予防接種 DX、オンライン相談等を実施します。</p>
妊婦等包括相談支援事業	<p>保健師・助産師・栄養士（母子保健コーディネーター）が、保護者及び子どもに、妊娠・出産・子育ての段階に応じた切れ目のない包括的な支援を、相談・訪問・電話・オンライン相談等で実施します。</p> <p>転入者や里帰り妊産婦のデータについて国の進める母子保健 DX 等で把握をし、必要な支援を実施します。</p>
妊娠期の健康管理及び保健指導	<p>母子健康手帳交付時やマタニティクラス、妊婦相談及び訪問等により、胎児期からの生活習慣病予防等を視点とした必要な保健指導を実施します。また、適切な時期に実施できるよう、産科医療機関との連携、健診データ等の情報連携の仕組みを検討していきます。</p>
産婦・子育て期の保護者の支援	<p>産後2週間助産師等訪問事業、産後ケア事業や産前産後応援ヘルパー派遣事業、おっぴの相談日、心理相談等の実施により、不安定になりやすい産後のメンタルヘルスをはじめ、保護者の心身の健康管理に必要な支援を行います。</p>

取組・事業名	内容
関係機関との連携 (ケース検討会、母子保健部会、各連携会議)	安心して妊娠・出産・子育てをするために、母子健康手帳交付時からリスクを把握し、医療機関をはじめ各関係機関の多職種で支援します。
医療体制・ハイリスク者の支援	本市の周産期医療及び小児医療等の体制を、県(南加賀保健福祉センター)と共有していきます。また、未熟児やハイリスク妊産婦の支援について、医療機関からの情報を共有し、県と支援していきます。
健やかな心と体づくりの支援	乳幼児健診・各種相談日、離乳食及び幼児食教室にて、月齢に応じた発育・発達の確認や脳の発達を促す生活習慣(生活リズム、食事、運動、睡眠など)が形成されるよう、保健指導・栄養指導、医療等の紹介・情報提供を行います。また、「早寝・早起き・朝ごはん」などを認定こども園と母子保健が協働し、出前講座等を実施していきます。健やかな体づくりの基礎となるよう、予防接種事業により、疾病予防や重症化予防を図っていきます。
未来へつなぐ歯とお口の健康づくり事業	生涯にわたる歯科保健対策として、妊婦歯科検診、乳幼児健診・相談事業での歯科保健指導、認定こども園での集団フッ化物洗口の実施をし、胎児期からのむし歯予防を実施します。

基本施策2 親子のよりよい関係性を育む支援

親子のよりよい関係性を育むには、日常的な相互のコミュニケーションが重要です。親子でともに楽しめる学びや遊びの場を提供し、信頼関係を深める取組の充実を図るとともに、保護者同士の交流が図れるよう支援します。また、子育て相談や各種子育てプログラム等を通じ、保護者や養育者が子育てに関する不安やストレスを軽減できるよう支援します。

取組・事業名	内容
こども相談ステーションの認定こども園等巡回相談・支援	専門知識をもつ相談員が認定こども園等を訪問し、こどもの対応について相談支援や助言を実施します。また、小集団指導として支援を必要とする年中児あるいは年長児を少人数グループで、こどもの成長を促し自己肯定感を高める支援を実施することにより子育てに不安を抱える家庭をサポートします。
母子ケース検討会（こども家庭センター合同ケース会議）の実施	児童福祉と母子保健が協力し、支援が必要と思われる家庭の情報を早期から共有、援助方針の検討を行うことで、や親子関係を育む支援につなぎます。
親子関係形成支援事業（親子の絆サポート事業）	より良い親子関係を育むために、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やそのこどもに対し、困りごとに応じた相談や子育てプログラム等を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。
子育て世帯訪問支援事業	産前産後等の育児や家事の支援が必要な世帯に、子育て応援ヘルパーを派遣し、休養と育児不安の解消を図ります。低所得者には利用料の軽減を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が必要とされる家庭に対し、専門職等が訪問し専門的な相談支援を行います。
子育て講座	働いているパパや育休中のパパを対象に育児講座（パパ講座）を実施します。また、祖父母に対し孫育ての講座を実施します。

基本施策3 幼児期の教育・保育の充実

幼児期は、こどもの生涯にわたる成長の基盤を築く重要な時期です。主体性を高める教育・保育体制を整備し、幼児の健全な成長を支援します。また、専門性の高い保育士を養成するため、継続的に研修を実施し、質の高い教育・保育の充実を目指します。

取組・事業名	内容
認定こども園事業	<p>こどもの成長に応じた、幼児教育及び保育の環境を整えます。また、主体性を高める教育・保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成及び定着支援、職場環境の改善等に努めます。</p> <p>多様化する社会情勢や保護者のニーズに対応し、教育・保育の受入れ枠の確保を行います。</p> <p>認定こども園の民間移管後の検証と今後の民営化について検討を実施します。</p>
特別保育事業	<p>障がい児保育・延長保育・一時預かり・休日保育等について、保護者のニーズに対応し、保育を実施します。病気やケガの児童に対して、保護者の代わりに病児・病後児保育を実施します。また、病児保育施設の予約を取りやすくする等、利便性の向上を図ります。</p> <p>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、満3歳未満の乳児または幼児に適切な遊び場や生活の場を提供するとともに、親子の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供等を行います。</p> <p>マイ保育園登録事業について、地域の子育て家庭の育児を支援することを目的とし、出産前からこどもが3歳になるまでの不安の多いこの時期において、保育士等からの継続的な支援（育児体験、一時保育、育児相談）を実施します。</p>
特色ある教育・保育の充実	<p>子ども育成体験推進事業等を導入し、特色ある教育・保育の充実を図るとともに、ふるさと愛が醸成される地域密着の教育・保育を展開します。</p> <p>外国籍職員の認定こども園訪問や能美市国際交流協会員との交流を通じて、他国の文化について知るとともに、興味や関心を育める教育・保育を実施します。</p>

取組・事業名	内容
小1プロブレム対策	<p>認定こども園等と小学校が子どもの発達の連続性を踏まえ、定期的に意見や情報交換の場を持ち、連携を強化します。</p> <p>配慮を必要とする児童の小集団指導を実施し、集団行動への円滑な移行を目指します。また、スタートカリキュラムを実施し、認定こども園等から小学校生活への円滑な移行を目指します。</p>
保育職員研修の充実	<p>人材育成や多様なニーズに対応するため、保育士等が各種研修に参加し、専門性を高めることで教育・保育事業の充実を図ります。また、内部・外部研修への参加により、公立・私立職員間の情報共有と技術を再確認し、質の高い教育・保育の充実を目指します。</p>
保育施設の改修	<p>安全・安心で快適な施設利用ができるよう施設改修を行い、保育施設の機能強化と環境改善を図ります。</p>
老朽化した保育施設の整備	<p>民営化する認定こども園を検証しながら、整備を推進します。</p>

基本施策4 教育環境の充実

ふるさと教育や国際交流事業、環境教育、体験学習を推進するなど、こどもたちが多様な学びの場で育つ環境を整え、地域の歴史や文化を継承する教育活動やグローバルな視野を持つ人材の育成、環境保全意識の醸成を図ります。

小学校や中学校、各関係機関等が連携し、情報交換を行い、地域全体での学びのネットワークを構築します。

取組・事業名	内容
誰もが学べる環境の提供	<p>GIGA 端末を活用した効果的な教育環境や、能美市学びのベーシック事業や学校教育アドバイザー事業を通して、学校全体で授業の改善に取り組みます。また、日本語を話せない児童・生徒に対し、通訳や日本語指導員を派遣します。</p> <p>小学校生活が円滑に送れるよう、各種連絡会等で小学校と認定こども園・放課後児童クラブとの連携を強化し、個々に合わせた学習の場の提供を実施します。</p>
ふるさと教育の推進	<p>各学校での総合的学習の時間にふるさと教育を行ったり、コミュニティスクール事業で、地域の方から学ぶ場（授業や行事等）を設定します。</p>
国際交流事業	<p>幼少期から国際感覚を養い、国際理解を促進します。グローバル社会に対応しうるこどもの育成につながる取組を実施します。</p>
環境教育の推進	<p>環境団体とともに、イベント開催等を通じて、様々な体験からエコや環境について考える機会をつくります。また、家庭や学校での省エネや節電実践や、小学校の環境学習の一環である美化センターの見学を継続して行います。</p>
体験学習の機会の充実	<p>乳幼児や保育園児とふれあう機会の充実や、福祉体験学習、異なる年齢のこども同士や世代間の交流、親子の交流事業の拡大等を推進します。また、小中学校による九谷焼体験学習の継続や、里山に関する多様な主体の協働による、里山体験交流機会の提供をします。</p>
多様な学びの場の提供	<p>各種スポーツクラブや文化クラブを実施します。また、次代を担う児童・生徒に、税の意義や役割を正しく理解してもらうなど、様々な分野の学びの場を提供していきます。</p>

取組・事業名	内容
人権に対する理解と配慮を深める学習の機会	中学生・高校生を対象とした子育てについての理解を深める学習や、学習指導要領に基づく男女共同参画社会の学習機会の充実など、関係機関が協力しながら効果的な取組を推進します。
市内高等学校への昼食提供	寺井高校の生徒に栄養バランスの取れた学校給食を提供し、心身の健全育成と保護者の昼食準備の負担を軽減します。

基本施策5 豊かな心と健やかな体づくり

学童期・思春期のこどもの豊かな心と健やかな体づくりには、適切な生活習慣（生活リズム、食事、運動、睡眠など）の獲得のため、様々な学習の機会や体験から正しい知識と自己選択できる力を身につけていくことが重要です。また、農作業体験、栄養・食生活に関する教育など食育を推進し、こどもの健康な体づくりを促進します。地域との温かい交流を通じ、安心できる人間関係を築くことや、体験学習や地域での多様な交流活動ができるよう居場所づくりに取り組み、生きる力や豊かな感性を育む環境づくりを進めます。

取組・事業名	内容
健やかな体づくり	<p>学校の保健体育の授業で体・栄養・食生活、たばこ・薬物乱用の害、たばこ・性に関する教育を推進します。また、PTA・関係機関と連携し「早寝・早起き・朝ごはん」の取組やがん教育の実施、学校保健委員会による、生活習慣・ネットやゲームに関する問題等について考える場を設定します。児童委員会を中心として歯の衛生週間の取組を実施します。健康管理として、学校での健康診断や歯科検査、身体計測を実施します。また、個別対応の必要な給食でのアレルギー対応等を実施します。</p>
未来へつなぐ歯とお口の健康づくり事業（再掲）	<p>生涯にわたる歯科保健対策として、学童期のフッ化物洗口を取り入れた事業を実施します。</p>
食育の推進	<p>こどもたちに向けて、地域企業や地域農家と連携したヘルシー&デリシャス事業の実施や、食育に関する情報等の発信・交流を食に携わる関係者や関係課と連携して実施します。関係課と連携し、食育・地産地消を推進するための出前講座を実施します。農作業体験、親子料理教室など食を通じた交流づくりや、毎日の給食を通して、食に関する関心を高めます。</p>
豊かな心の育成	<p>乳幼児や保育園児とふれあう機会の充実や、福祉体験学習、異なる年齢の子ども同士や世代間の交流、親子の交流事業の拡大等を推進します。また、小中学校による九谷焼体験学習の継続や、里山に関する多様な主体の協働による、里山体験交流機会の提供をします。</p>

基本施策6 安心して学ぶことのできる環境づくり

学校等の教育施設、児童館・児童クラブ室を整備し、こどもたちが安心して学ぶことのできる環境を整備します。

取組・事業名	内容
教育施設の整備	安全・安心な教育環境の確保はもとより、時代のニーズに対応した教育環境を確保するために、教育・学校施設の整備を計画し、実施します。
総合型地域スポーツクラブ創設・育成支援事業	市スポーツ協会や市スポーツ推進員等の協力により、クラブの育成支援を行います。
児童館・放課後児童クラブ室の整備	安全・安心で快適な施設利用ができるよう施設整備を行います。

基本施策7 就労支援

若者の就労支援は、若者が自らの能力を最大限に発揮し、安定した生活を築くために必要な取組です。新規学卒者に対する地元企業の認知度を向上させ、地元企業への就職・再就職を支援します。

取組・事業名	内容
市内企業 PR と若者雇用支援の取組	能美市企業紹介サイト、能美市大図鑑「能美の取り柄」では、ものづくり企業の魅力を伝えるとともに、地元で働く若者を応援する「能美市ゲンバ・ヒーローズ」を通じて、地元で働く良さを紹介して若者の就職を支援しています。また、高校生を対象に「企業ガイダンス」を開催し、市内企業の魅力を PR し認知度を向上させ、将来的な人財確保へとつなげています。
市内で働く人への支援	市内企業への就職及び市内への定住促進を目的として、U・I・Jターンにより市内企業へ就職し、市内の賃貸住宅（民間賃貸住宅及び市営住宅のうち特定公共賃貸住宅）に新たに入居された人に対して、賃貸料の一部を補助します。また、市の制度融資による、勤労者生活安定小口資金や、勤労者育児休業・介護休業資金等があります。

基本施策8 結婚を希望する人への支援

出会い創出や結婚支援体制の仕組みづくり、結婚に伴う新生活の経済的な支援制度の整備を図るなど、若者の出会いや結婚をサポートします。また、結婚後は積極的な移住・定住施策の推進を図ります。

取組・事業名	内容
出会いの創出と結婚生活支援体制づくり	結婚を望む若者に異性との出会いの場の提供や、出会いの支援体制の整備・充実を図ります。また、結婚に伴う新生活を応援するため費用の一部を補助し、結婚に向け前進するための経済的な支援を図ります。
いしかわ縁結びマッチング	石川県または（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団が運営している「いしかわ縁結びマッチングシステム」を使って結婚を希望する人の出会いを応援します。
移住・定住促進の推進	若者世代の住宅取得に対する、定住促進補助金や、東京圏からの移住者に対する移住支援金などの補助事業に加え、SNSやイベント等で能美暮らしの魅力を発信し、移住・定住の推進を図ります。 転入・婚姻者にデジタルポイント「能美トチポ」を贈呈し、地域内消費を促し地域経済の活性化を目指します。

基本目標2 誰一人取り残さないためにこどもの育ちをサポート



こども・若者と子育て家庭に関する、ライフステージ全体を通して取り組むべき施策を推進するとともに、こども・若者に保障されている権利について、全ての市民が理解を深めることができるよう取り組みます。また、こども・若者が、多くの人と関わりながら自己決定・自己肯定感をもって成長できるよう、体験機会の充実を図るとともに、多様な意見やアイデアを表明する機会を積極的に提供し、こども・若者のまちづくりへの参画を推進します。

児童虐待について、地域や関係機関との連携を一層強化し、未然防止・早期発見と迅速な対応に努めます。

また、こども・若者と家庭の様々な状況、貧困・障がい・不登校・ひきこもり等に応じた支援に取り組み、多様な居場所など安心して成長できる環境づくりを推進します。

さらに、地域において、行政、民生委員・児童委員、子育て支援団体、民間事業者等への相談から関係者が繋がり支援が広がるネットワーク体制を充実し、重層的支援体制を推進します。

【数値目標】

「すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている」と思う人の割合

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
13歳から29歳以下の子ども・若者	令和5年度	75.0%	令和11年度	90.0%
13歳から18歳以下の人の保護者	令和5年度	84.4%	令和11年度	90.0%

子ども・若者の意識と生活に関する調査

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
中学生 (13歳～15歳)	令和5年度	—	令和11年度	70.0%
高校生年代 (16歳～18歳)	令和5年度	—	令和11年度	70.0%
19歳以上 (19歳～29歳)	令和5年度	—	令和11年度	70.0%

子ども・若者の意識と生活に関する調査

基本施策9 こどもの権利の保障

こどもの権利の保障は、こどもが健全に成長し、自己決定・自己実現できる社会の基盤となる重要な柱です。

学校等での人権教室や広報・パンフレット配布等のPR活動を通して、こどもの権利条約等を周知し、こどもの権利についての認識の向上を図ります。また、保護者だけでなく広く市民を対象とした講演会の実施など学習機会を提供し、こどもの権利・人権に関する啓発を図ります。

取組・事業名	内容
こどもが権利の主体であることの地域での共有	学校等での人権教室を通じて地域全体におけるこどもの権利についての理解を深め、温かい地域社会の形成を目指します。
こどもの権利に関する講演会等の開催	子育て中の保護者等を対象に、こどもの権利・人権に関する講演会等の学習機会の提供を図ります。
こどもの権利の普及・啓発	こどもの権利について、市ホームページにおける広報、パンフレット等の配布を行うなど、普及・啓発活動を実施します。また、様々なバックグラウンドや個性をもつ人々が排除されることなくのびのびと生活できる社会を目指し啓発に取り組みます。
人権尊重意識の高揚	学校教育における総合的な学習や体験学習を通して世代間交流や親子の交流事業の拡大を推進します。また、学習指導要領に基づく男女共同参画社会の学習機会の充実など、関係機関が協力しながら効果的な取組を推進します。
若者の意見聴取と反映	インターネットを通じたアンケートや地域団体と連携したイベントなどを企画・実施し、若者世代を取り巻く環境や意見を把握するよう努めます。

基本施策 10 多様な居場所づくり

こどもの居場所については、放課後等のこどもの安全を守る場所として重要であるとともに、居場所がないことは人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題にも関わってきます。家庭や学校以外でこどもたちが安心して過ごせる場所の提供を図ります。放課後児童クラブや児童館、こども食堂など多様な居場所が整備されることで、こどもたちは自由に遊び、交流し、自己表現の機会を得ることができるとともに、孤立の防止にもつながります。

取組・事業名	内容
放課後児童クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図ります。
児童館の充実	地域における児童の余暇活動の拠点として、健全な遊び場を提供し、心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とし、遊びを通じて児童の健やかな成長を支援します。
こども食堂の活動支援	こども食堂は、地域のこどもや親等が食事を囲み安心して過ごせる居場所を提供します。また、こども食堂の活動を支援し、地域でこどもの居場所づくりに取り組む多様な活動団体等との連携・協働を図ります。
教育センターの機能の充実	不登校の悩みを持つ親子の交流促進や地域多世代交流を図ります。教育センターにおいて、自ら学ぶ力の育成をサポートします。また、不登校のこどもの学校以外の居場所であるふれあい教室の運営を継続するとともに、各中学校の校内ふれあい教室の活動を支援します。
地域での居場所づくりの推進	公民館など、すでに地域の交流の場として機能している施設を活用し、デジタルを媒体とした、こどもも含めた世代間交流を推進します。
こどもの学び支援事業	児童扶養手当受給世帯・ひとり親世帯・生活保護世帯等の児童（小学3～6年生、中学生）を対象とし、安心して参加・交流できる居場所づくりとともに大学生や退職教員による学ぶことの楽しさや人との交流を通して社会性を高める機会の提供を行います。また、事業に際してこども食堂での食事の提供（孤食の予防）、軽食の提供、調理体験を行うことで、食の確保を実施します。その他、必要な相談支援、生活支援を行います。

基本施策 11 こどもの貧困対策の推進

経済的な困窮から、学習塾や習い事などの教育機会を提供できない家庭が増え、こどもの学力格差が拡大しています。これが将来的な就労機会の制限につながり、貧困の連鎖を生む要因となっています。こどもの貧困対策は、家庭の経済的困窮がこどもの成長を阻害することのないよう、多角的な支援をすることが重要です。経済的支援を実施し、基礎的な生活の安定を図るとともに、関係機関と連携して相談体制を整備し、必要な支援につなげます。

取組・事業名	内容
生活困窮者自立支援制度 (自立相談支援事業)	くらしサポートセンターのみにおいて、仕事や生活に困りごとを抱えている人、社会的に孤立している人に対して、生活全般に関する相談支援を行います。個々の状況に応じた支援計画を作成し、包括的な支援が行われるよう、関係機関との連絡調整や支援員による就労支援などを行います。
生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金の支給)	離職により住居を失ったまたは失う恐れがある人に対し、就職に向けた活動をするなど条件として、一定の要件を満たしている場合、住居確保給付金を支給します。
市営住宅の抽選の優遇	市営住宅の申込みにおいて、ひとり親世帯、生活保護世帯、多子世帯等に、抽選回数を増やす優遇措置を実施します。
生活保護制度	資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とします。
就学援助制度	経済的理由により就学が困難と認められる能美市立小中学校に通う児童・生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費等の就学に必要な費用の一部援助を行います。
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会で実施されているフードパントリー等と各支援事業が必要に応じて連携し、生活困窮者への支援を行います。
こどもの学び支援事業 (再掲)	児童扶養手当受給世帯・ひとり親世帯・生活保護世帯等の児童(小学3～6年生、中学生)を対象とし、安心して参加・交流できる居場所づくりとともに大学生や退職教員による学ぶことの楽しさや人との交流を通して社会性を高める機会の提供を行います。また、事業に際してこども食堂での食事の提供(孤食の予防)、軽食の提供、調理体験を行うことで、食の確保を実施します。その他、必要な相談支援、生活支援を行います。

基本施策 12 発達が気になるこどもとその家族の支援の充実

発達の遅れや障がいについて早期に把握し、適切な支援・相談につなげることで子育てに対する保護者の不安をやわらげます。障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもがライフステージの各段階に応じた保健・医療・教育・福祉サービスを切れ目なく受けられるよう、その充実を図ります。関係機関による保健・教育・医療・福祉各分野の連携を図り、地域全体での課題整理と対策を検討し、障がいのあるこどもやその家族が暮らしやすい社会を実現できるよう取り組みます。

取組・事業名	内容
早期からの発達支援の充実	個別の支援を必要とする、または希望するこどもとその保護者に対し、早期から適切な療育を受けられるよう乳幼児健診や認定こども園への巡回相談、発達相談等を通じて、母子保健やこども相談ステーション専門員が連携し、専門的な相談支援につなげていきます。
切れ目のない発達相談体制の充実	発達に関する相談に適切に対応できる相談員を設置し、こどもの発達に不安を持つ保護者の相談に対応するとともに、各種療育事業の実施によってこどもの心身の健全な発達を促します。またライフステージが変わっても適切な支援を受けることができる相談体制を充実します。
発達のフォローアップ	乳幼児健診や相談など医療・保健・福祉の各分野で把握された発達ที่気になるこどもに対して、運動相談や発達相談、あそびの教室、ことばの相談など、早期から切れ目のない発達の支援や、養育者がこどもとの関わり方を学べるよう支援します。
障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの保護者や家族に対する支援	育成医療や特別児童扶養手当、医療的ケア児サポート事業等の支給により経済的負担を軽減します。また、地域活動支援事業や補装具給付事業、医療ケア児レスパイト事業等のサービスを実施することで保護者や家族の介護負担を軽減し、休息やきょうだい児の行事等への参加を支援します。
障害児給付事業（放課後デイサービス、児童発達支援等）の推進	障がいのある児童に対し生活能力向上のための訓練や放課後の居場所をつくります。また、未就学児の集団生活への適応訓練等のサービスを実施します。
障がいのあるこどもの家族の交流支援	地域の団体が主催する障がいのある子の家族の交流の場の開催を支援します。

取組・事業名	内容
保育環境の充実	障がいのあるこどもが、身近な地域で安心して生活できるよう、こどもの状況やニーズに応じた個別支援計画を作成し、発達を支援します。また、保育をスムーズに受けられるよう加配保育士の配置や巡回相談、環境整備、ノーマライゼーション等の教育を行います。
こども相談ステーションの認定こども園等巡回相談・支援（再掲）	専門知識をもつ相談員が認定こども園等を訪問し、こどもの対応について相談支援や助言を実施します。また、小集団指導として支援を必要とする年中児あるいは年長児を少人数グループで、こどもの成長を促し自己肯定感を高める支援を実施することにより子育てに不安を抱える家庭をサポートします。
就学支援及び一貫した支援体制の構築	発達段階に応じた適切な就学ができるよう入学サポート説明会を行い、早期からの情報提供や相談支援体制の整備に努めます。個別の教育支援計画の活用により、切れ目のない一貫した支援に努めます。また、特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒に対して個別支援を実施します。

基本施策 13 児童虐待の早期発見と早期支援

近年、児童虐待の増加が深刻な社会問題となっています。核家族化の進行や経済的なストレスにより親の育児負担を増大させていることや、親自身が社会から孤立し、支援を受けられない状況等が虐待のリスクを高めています。これらの問題を解決するために、児童虐待の早期発見と早期支援は、こどもたちの安全と健全な成長を守るための重要な取組です。学校、認定こども園、医療機関、児童相談所、行政、警察など関係機関が連携し、虐待の兆候を早期に把握する体制を整備します。また、SNS等を活用した児童虐待防止に関する周知啓発を行うとともに、こども家庭センター機能を有するこども相談ステーションが中心となった地域と連携した相談を充実させます。また、ヤングケアラーなどリスクのあるこどもの状況を迅速に把握し、適切な支援を行います。

取組・事業名	内容
こども相談ステーション運営事業	母子保健担当部署のある健康福祉センター・サンテにこども相談ステーションを設置し、こども家庭センター機能を有するこどもに関する相談体制を推進します。また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、虐待防止協議会児童対策部会（要保護児童対策地域協議会）を運営、関係機関のネットワークを調整します。
虐待防止協議会児童対策部会（要保護児童対策地域協議会）の充実	こどもの安心・安全を守るネットワークの調整機関として、児童虐待の発生・再発予防のため代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施し、情報共有や支援方針の検討、関係機関の連携強化を図ります。
広報・啓発活動の充実	SNS、子育て情報アプリ等を活用し、児童虐待防止、体罰禁止等について市民への広報を図り、こどもが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。
被害にあったこどもの保護体制の充実	関係機関やこども本人、家族等からの相談・通告に応じ、危険性が高い場合は児童相談所と連携し、こどもの保護を図ります。
特定妊婦の把握	母子健康手帳交付時や関係機関からの情報提供等で、予期せぬ妊娠や若年妊婦等特定妊婦を把握し、産後も安定的な生活を営むことができるよう、必要な支援を実施するほか関係機関につなぎます。
虐待防止協議会各部会との連携	虐待防止協議会の各部会が扱う事例について、迅速に対応・支援ができるように連携し、ネットワークの強化を図ります。
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みの相談に対応します。

取組・事業名	内容
ショートステイ事業の充実	一時的に養育・保護を必要とする児童等に対し、適切な処置が確保される施設において養育・保護を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が必要とされる家庭に対し、専門職等が訪問し専門的な相談支援を行います。
親子関係形成支援事業 (親子の絆サポート事業)	よりよい親子関係を育むために、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やそのこどもに対し、困りごとに応じた相談や子育てプログラム等を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。

基本施策 14 不登校・ひきこもり・自殺防止対策等の推進

本市の小中学校の不登校児童は全国と同様増加傾向にあります。小中学校で実施することもへのアンケートをもとに実態把握に努め、不登校の未然防止に取り組みます。また、市民アンケートの結果よりひきこもり傾向の人が一定数いることが推測されることから、様々な媒体を通じた相談窓口の設置や相談先の周知を行い、ひきこもりや自殺など困難を抱える人の孤立化や問題の重症化を防ぎます。

取組・事業名	内容
教育センター運営事業	<p>心の相談や青少年健全育成に関する業務を行います。児童・生徒の教育上の諸問題について相談を受け、その解決のための援助を行います。相談員・指導員、臨床心理士が連携し、総合的なサポート体制の充実を図ります。また、県教育委員会が配置するスクールカウンセラーとも連携し、こどもたちの相談に応じた支援を行います。</p>
学校における不登校の児童・生徒への対応の充実	<p>別室登校、市教育センター（ふれあい教室）との連携による、教室登校への段階的なサポートを図ります。スクールソーシャルワーカー、訪問支援員、市教育センター、こども相談ステーション、健康推進課、児童相談所等、関係機関との連携による児童・生徒及び保護者の状況に必要なサポート体制をつくります。</p> <p>また、各学校に配置されたスクールカウンセラーが児童・生徒理解の会に参加し、情報共有をすることで個々に応じた対応を図ります。こどもや保護者との面談を通して、心の拠り所の1つとなるように図ります。必要に応じて、関係機関につなげ多面的にサポートする体制づくりの窓口としての役割を担います。</p>
こども相談ステーションの運営	<p>こども家庭センター機能を有するこども相談ステーションを設置し、母子保健、こども相談、発達支援、障がい児支援、教育相談の担当者を集約することで、18歳までのこどもに関わる様々な相談に応じ、こどもが「心の貧困」に陥らないよう支援します。また、高校生の不登校にも切れ目のない支援を継続し、高等学校との連携を図ります。</p> <p>地域の社会資源（子育て支援団体、民生委員・児童委員、民間事業者等）を活用し、子育てを地域で支えるネットワークづくりを検討し、推進します。また、地域で子育てに関わる支援機関と相互のつながりの充実を図るため、交流会を開催します。</p>

取組・事業名	内容
主任児童委員、民生委員・児童委員による相談	いじめや不登校に十分な対応をしていくための効果的な教育活動内容を検討します。認定こども園・児童館等各種事業の実施に参画します。また、ふれあいあいさつデー、赤ちゃん誕生おめでとう訪問、子育て応援弁当の配達などの活動を通し、地域における相談窓口として機能するよう、こどもはもちろんのこと、地域住民との交流促進を図ります。
就労準備支援事業・社会参加サポート事業	様々な理由で長期間就労から遠ざかっている人や人付き合いが苦手な人、生活リズムが不規則な人など、働くことに悩みを抱えていたり、すぐに就労することが困難な人に対し、就労に向けた支援を行います。
重層的支援体制整備事業の充実	地域の様々な機関が連携し、困難を抱えながらも自らSOSを出せずにいる人を早期に発見し、積極的に情報や支援を届けるネットワークづくりに取り組みます。また制度のはざままで支援を受けられず取り残される人がいないよう、アウトリーチ支援事業や参加支援事業などの実施に取り組みます。
ひきこもり対策の充実	対面での相談を苦手とする人が多いと考えられることから、相談しやすい方法について検討します。また様々な媒体を通じて相談窓口の周知に取り組むとともに、青年期の居場所づくり支援やアウトリーチ事業の実施を継続します。
自殺防止対策の充実	困難を抱える人が利用しやすい相談方法について検討するとともに、様々な媒体を通じて相談窓口の周知に取り組みます。
DV 対策の充実	DV や虐待の被害者または関係者からの相談に応じる体制を充実させるほか、相談窓口の周知に努めます。

基本目標3 安心して子育てができる環境づくり



こども・若者及び子育て家庭を支える地域づくりを推進します。保護者自身が子育てに喜びを感じ、心にゆとりをもって子育てできるよう、保護者同士の交流の場や、こどもの発達過程・子育てについて学べる機会を提供します。また、子育て支援に関わる担い手の養成・育成や、多様な担い手同士の交流を促進し、地域が見守り、支え合う関係づくりに取り組みます。

また、安心して子育てができるように、子育て支援サービスの充実や経済的な負担軽減などに取り組むとともに、こども・若者・子育て家庭が住み続けたいくなる生活環境づくりを推進します。

【数値目標】

「能美市は子育てしやすいまちだと思う」と思う人の割合

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
就学前児童保護者	令和5年度	78.5%	令和11年度	90.0%
小学生児童保護者	令和5年度	78.6%	令和11年度	90.0%

子ども・子育て支援に関する調査

「子育ては楽しい」と思う人の割合

区分	基準年度	基準値	目標年度	目標値
就学前児童保護者	令和5年度	—	令和11年度	90.0%
小学生児童保護者	令和5年度	—	令和11年度	90.0%

子ども・子育て支援に関する調査

基本施策 15 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

本市では、全ての子どもが教育や保育等を受けられ、健やかに成長できるように、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。子育て家庭の生活基盤を支えるため、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

取組・事業名	内容
妊産婦、乳幼児・児童医療助成事業	妊産婦医療費助成については、母子健康手帳交付後の妊娠に伴う疾病・出産にかかる保険診療分医療費を助成します。 乳幼児・児童医療費助成については、0歳から18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児・児童に対し、医療費の保険診療分を助成します。
妊娠・出産・子どもの健康診査・検査・予防接種の費用助成	妊婦14回、産婦1回、乳児2回の健康診査及び妊婦歯科健康診査を医療機関等で無料で受けられます。また、多胎妊婦及び出産予定日超過分の妊婦健康診査費用助成、県外での妊産婦・乳児健康診査費用、新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成、低所得妊婦に対する初回産科費用助成を実施します。 その他、任意の予防接種費用の助成を実施します。
プレママ・子育て応援金給付事業	本市で子どもを生き育てる妊産婦を応援するために、国の妊婦のための支援給付制度に上乗せし、市独自の子育て応援金で妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を実施します。
子宝支援給与金支給事業（不妊、不育症治療費助成）	不妊治療及び不育症治療に要した治療費の一部を助成し、不妊症のため、子どもに恵まれない夫婦に対し治療を行いやすい環境整備と経済的な負担の軽減を図ります。
未熟児養育医療給付金	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする人に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担します。
保育料等の軽減	認定子ども園等の保育料等について、生活保護世帯やひとり親家庭等の低所得者、多子世帯等に対して、保育料等の軽減を行います。
放課後児童クラブ保育料の軽減	放課後児童クラブの保育料について、ひとり親家庭等や多子世帯等について保育料の軽減を行います。
ファミリー・サポート・センター利用助成	生活保護世帯やひとり親家庭等の低所得者に対して、利用サービス券で助成します。

取組・事業名	内容
児童手当	次世代の社会を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、児童を養育している人の生活の安定を図るとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、高校生年代までのこどもを養育している人へ児童手当を支給します。
小中学校の給食費無償化	市内在住の小・中学生を対象に学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担を軽減します。

基本施策 16 地域における子育て支援の充実

こどもたちが安心して暮らせる環境を構築するには、家庭だけでなく地域における子育て支援が不可欠です。健康福祉センター「サンテ」を中心とした相談体制を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して子育てができる環境を整備します。また、南加賀急病センターなど地域の医療機関と連携して、夜間や休日でも安心して小児医療サービスが利用できる体制を整備します。

さらには、ファミリー・サポート・センターやボランティア、市民活動団体、主任児童委員、民間事業者等と協働し、家庭間の情報共有や相互支援を促進します。

取組・事業名	内容
こども家庭センター機能の充実	妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、切れ目のない支援をワンストップで行います。保健師・助産師・栄養士・保育士・臨床心理士・専門相談員等の専門職員と関係機関が連携し、包括的で適切な支援を行います。
子育て支援センター運営事業	未就園児親子を対象に、子育て相談や育児講座、親子遊びや親子交流の場など、様々な事業を実施し地域との連携により子育て中の家庭に対する育児支援を行います。
ファミリー・サポート・センター運営事業	育児の援助を受けたい依頼会員に、育児の援助に協力していただける会員を紹介し、育児の相互援助活動のサポートを行いながら、安心とゆとりをもって子育てができるよう地域で支え合いながら子育て支援を行います。
子育て関連事業に関する情報発信	子育てに関する事業を取りまとめた「子育てカレンダー」を作成し、ホームページ等で発信します。
主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	主任児童委員、民生委員・児童委員による認定こども園・児童館等各種事業への参加・協力や体験活動を通して交流し、地域での子育て支援のサポート役としての見守り活動を行います。また、ふれあいあいさつデー、赤ちゃん誕生おめでとう訪問、子育て応援弁当の配達等を実施します。
ボランティア・コミュニティ活動支援センターの運営	社会福祉協議会において、ボランティア活動に助成することで、ボランティアグループの活動支援を行います。また、様々な年代の人がボランティアに参加してくれるよう、ホームページやSNSを通じて活動内容を周知します。
市民活動による地域子育てネットワークづくり	子育て支援をしている市民活動団体等と情報交換を行い、連携強化を目指します。 子育てサークル等の活動の際、場の提供や活動内容の周知に協力します。

取組・事業名	内容
食育推進連絡会の開催	地域における食育の推進活動を促進し、日々の生活の中で食育の推進を図ることができるように、地域の各種団体や行政、関係機関等が協力、連携して推進します。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育て中の親子が気軽に集うことが出来るよう場の提供と交流の促進を図ります。また、地域とのつながりが持てるよう行事を通して出産を控えた妊婦との交流や多様な世代との交流支援をおこない、子育て世代の抱える悩み等に関する講座も実施し、子育てがしやすい環境づくりを推進します。
パパ子育て講座	働いているパパや育休中のパパを対象に育児講座(パパ講座)を実施します。
親子サロン運営事業の充実	市内3会場にて、未就園のこどもやその親、祖父母が気軽に集い、ふれあいや交流を深めたり、気軽に子育ての相談をし合える集いの場を開催します。絵本カフェ、ミニ運動会、リユース品交換会等のイベントを開催します。
絵本ふれあい事業等の充実	ブックスタート・乳幼児向けのおはなし会を開催します。

基本施策 17 ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスの促進は、働く人々が仕事と生活の調和を図り、心身ともに健康な生活を送るために重要です。

企業における育児休業の取得やフレックスタイム制度、テレワーク、短時間勤務など柔軟な働き方の導入を促進し、安心して働ける労働環境づくりを図ります。また、男女共同参画についての啓発を通じて男性の家事や育児への参加を促します。

取組・事業名	内容
企業による次世代育成支援事業の推進	安心して働ける労働環境づくりを目指し、雇用機会の充実や働きやすい地域の企業風土づくりを支援します。
市民及び企業への育児休業制度の普及促進	仕事と育児を両立させながら働き続けることができるよう、市民及び企業に対し、育児休業制度の普及に努めます。
企業等への仕事と生活の両立に対する理解促進の呼びかけ	妊娠・出産・育児休業等を理由とする女性職員の不利益な扱いをなくすために、男女がともに家庭責任を担い、仕事を両立することへの企業等の理解促進を図ります。
企業における男性の子育て参画促進に向けた取組	男性が子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。男性従業員の子育てへの参画に積極的に取り組む企業「パパ子育て応援企業」が増えるよう呼びかけます。
男女共同参画推進員による啓発活動の推進	性別役割分担意識の是正や男性中心型労働慣行を是正するための啓発活動を行います。
延長保育、一時預かり、休日保育の充実	保護者の勤務などで、延長保育、一時預かり、休日保育の利用が必要な場合に実施し、利用者サービスの充実を図ります。
病児保育センターの運営充実	病気やケガの児童に対して、保護者の代わりに保育を実施します。また、病児保育施設の予約を取りやすくする等、利便性の向上を図ります。

<石川県ワークライフバランス企業登録等ロゴマーク>



基本施策 18 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援などの総合的な支援の提供と制度の周知に努めます。

取組・事業名	内容
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭に手当を支給することにより、その生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。
ひとり親家庭等医療費助成事業	0歳から18歳到達後最初の3月31日まで（障がいのある児童は20歳未満）の乳幼児・児童を扶養しているひとり親家庭等の父・母及び児童または、父母のない児童を対象に、医療費の助成を行います。
相談・訪問事業	母子父子自立相談員が、ひとり親家庭等の専門の相談窓口として、悩み相談や制度の情報提供、就業支援などの幅広い相談支援を行います。また、状況に応じて関係機関と連携し、適切な支援を行います。
ひとり親家庭等への情報提供	こどもの貧困率が高いといわれているひとり親家庭等に向けて、ホームページや市の広報誌でのお知らせを行いつつ、個別のお問合わせに対応します。児童扶養手当の現況時には、サービスについての情報提供を行います。
ひとり親家庭等の交流の場の提供、助成	こどもの貧困率が高いといわれているひとり親家庭等への情報共有や学習の場、交流できる環境づくりの促進を図ります。 能美市ひとり親・寡婦福祉連合会への助成を行います。
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業・貸付事業、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親に対する就労支援事業、養育費相談等、ひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を構築するなど、ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備します。

基本施策 19 子育て情報提供の充実

能美市が進めるスマートインクルーシブシティ構想に基づき、妊娠・出産・子育てに関する情報をデジタル技術と、能美市に住む人・働くひとたちの力を合わせた子育て情報の発信等を充実させていきます。

取組・事業名	内容
デジタル技術を活用した、子育て支援情報提供の充実	<p>子育てアプリ「はぐはぐ」（母子健康手帳機能、乳幼児健診DX・予防接種DX）の活用、SNS（Facebook・instagram・LINE等）で、妊娠・出産・子育てに関する各種情報発信や、SNSを活用した相談窓口の紹介をしていきます。</p> <p>また、保育・教育業務支援ツール「コドモン」で、認定こども園、小・中学校、放課後児童クラブの行事案内やお知らせを配信します。</p>
子育てコンシェルジュによる、子育て情報発信の強化	<p>妊娠中から認定こども園の園長・児童館の館長、子育て支援センターのセンター長をコンシェルジュとして配置し、積極的に情報提供や相談を行っていきます。</p>
地域のつながりや、地域の集いの場での子育て情報の発信	<p>民生委員・児童委員、主任児童委員、地域のボランティアや、地域の公民館（デジタル公民館）やこども食堂等地域の集いの場で、子育て情報の発信のため、各種連携会議や関係機関との連携をより強化していきます。能美市の子育ての総合相談窓口についての周知を関係者や関係機関に行っていきます。</p>

基本施策 20 安心して外出できるまちづくり

安心して外出できるまちづくりを推進するために、通学路の安全対策として、経路の安全点検やカーブミラー、防犯灯、防犯カメラの設置等を行い、こどもが安心して登下校できる環境を整えます。また、老朽化した公園・遊具の整備やベビーカーや車いす利用者も移動しやすいようバリアフリー化を進めるなど施設整備も推進します。

さらには、学校、警察、ボランティア等と連携して防犯意識の啓発、防災教育、見守り・パトロール活動を推進し、地域全体でこどもたちの安全を守ります。

取組・事業名	内容
安全な通学道路等の整備	通学路交通安全プログラム及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検により、抽出された対策必要箇所を改善し、安全な通学道路等を整備します。
バリアフリーの施設整備と歩行空間ネットワークの形成	トイレや授乳室など、子育て世帯が安心して利用できる施設整備を推進します。また、連続した歩道整備により、ベビーカーや車いす利用者も移動しやすいバリアフリー歩行空間ネットワークを形成します。
交通安全施設の整備（ミラー、区画線の設置等）	カーブミラーの設置等の交通安全施設の整備を推進し、妊産婦やこども連れの親、こどもたちが安心して通行できる道路交通環境の整備に努めます。
身近な公園の整備、公園施設の充実	老朽化した施設を更新することで、利用者の安全・安心を確保し、利用環境を改善します。
遊具点検事業	都市公園や認定こども園、児童館、各学校に設置されている遊具の状態を点検し、安全の確保に努めます。
住民参画による公園・緑地の適正な維持管理の推進	町会・町内会や地域団体等による、公園・緑地の清掃活動を推進することで、適正な維持管理を図ります。
防犯灯・監視機器等を活用した防犯環境整備	町（内）会でのLED防犯灯設置・取替や、防犯カメラの設置に対して補助を行い、防犯環境の整備に努めます。
防犯意識の啓発	市内3地区で防犯委員会を結成し、運動会等の警備や防犯パトロールを実施し、市民ぐるみの自主防犯活動の推進を図ります。
防災教育の推進・充実	各認定こども園・小学校での避難訓練や防災学習、防災センターでの体験学習に取り組みます。
交通安全啓発活動の実施	警察や学校等の関係機関の連携のもと「交通安全教室」の開催や街頭指導を実施するなど、児童・生徒に正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通安全意識の高揚と交通事故の防止に努めます。

取組・事業名	内容
家庭・地域との連携による見守り活動の推進	各学校見守り隊による登下校時間の見守り活動を推進し、地域の目で子どもたちを犯罪から守ります。
非行防止啓発事業の推進	夏休み期間中、まつり開催日の夜間に青少年健全育成パトロールを実施します。

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが定められています。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）幼稚園／認定こども園	市内全域	柔軟な需給体制を確保するため、市内全域とします。
2号認定（3～5歳）幼稚園※教育希望		
2号認定（3～5歳）認定こども園／保育所		
3号認定（0～2歳）認定こども園／保育所／地域型保育		
地域子ども・子育て支援事業	区域設定	区域設定の考え方
①延長保育事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とします。
②子育て短期支援事業（ショートステイ）		
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
④地域子育て支援拠点事業		
⑤一時預かり事業		
⑥病児・病後児保育事業		
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧妊婦健康診査		
⑨乳児家庭全戸訪問事業		
⑩養育支援訪問事業		
⑪利用者支援事業		
⑫子育て世帯訪問支援事業		
⑬親子関係形成支援事業		
⑭妊婦等包括相談支援事業		
⑮産後ケア事業		
⑯児童育成支援拠点事業		
⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業		
⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

量の見込みは地域の実情等を考慮し、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を勘案して算出しています。また、算出した量の見込みに対応できるよう、確保方策を設定しています。

(各年3月末時点)

令和7年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育二歳	3歳以上 教育二歳	3歳以上 保育二歳	0歳 保育二歳	1歳 保育二歳	2歳 保育二歳
量の見込み合計（必要利用定員総数）A		141人	12人	1,039人	259人	360人	353人
確保方策 (供給量)	特定教育・保育施設 市内	153人	0人	1,068人	275人	361人	363人
	市外	30人	12人	40人	20人	20人	20人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型（地域枠）	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	合計 B	183人	12人	1,108人	296人	382人	384人
過不足	B-A=	42人	0人	69人	37人	22人	31人

令和8年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育二歳	3歳以上 教育二歳	3歳以上 保育二歳	0歳 保育二歳	1歳 保育二歳	2歳 保育二歳
量の見込み合計（必要利用定員総数）A		140人	12人	1,037人	261人	362人	364人
確保方策 (供給量)	特定教育・保育施設 市内	153人	0人	1,073人	285人	361人	363人
	市外	30人	12人	40人	20人	20人	20人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型（地域枠）	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	合計 B	183人	12人	1,113人	306人	382人	384人
過不足	B-A=	43人	0人	76人	45人	20人	20人

令和9年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育二歳	3歳以上 教育二歳	3歳以上 保育二歳	0歳 保育二歳	1歳 保育二歳	2歳 保育二歳
量の見込み合計（必要利用定員総数）A		140人	12人	1,050人	262人	363人	366人
確保方策 (供給量)	特定教育・保育施設 市内	153人	0人	1,073人	285人	361人	363人
	市外	30人	12人	40人	20人	20人	20人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型（地域枠）	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	合計 B	183人	12人	1,113人	306人	382人	384人
過不足	B-A=	43人	0人	63人	44人	19人	18人

令和 10 年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育ニーズ	3歳以上 教育ニーズ	3歳以上 保育ニーズ	0歳 保育ニーズ	1歳 保育ニーズ	2歳 保育ニーズ
量の見込み合計（必要利用定員総数）A		140人	12人	1,055人	261人	363人	367人
確保方策 （供給量）	特定教育・保育施設 市内	153人	0人	1,088人	295人	371人	373人
	市外	30人	12人	40人	20人	20人	20人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型（地域枠）	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	合計 B	183人	12人	1,128人	316人	392人	394人
過不足	B-A=	43人	0人	73人	55人	29人	27人

令和 11 年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育ニーズ	3歳以上 教育ニーズ	3歳以上 保育ニーズ	0歳 保育ニーズ	1歳 保育ニーズ	2歳 保育ニーズ
量の見込み合計（必要利用定員総数）A		140人	12人	1,054人	261人	363人	367人
確保方策 （供給量）	特定教育・保育施設 市内	153人	0人	1,088人	295人	371人	373人
	市外	30人	12人	40人	20人	20人	20人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	企業主導型（地域枠）	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	合計 B	183人	12人	1,128人	316人	392人	394人
過不足	B-A=	43人	0人	74人	55人	29人	27人

確保方策	市内 15 園の保育施設にて、教育・保育の一体的な提供を推進します。
------	------------------------------------

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策は、以下のとおりとなっています。

①延長保育事業

事業の概要

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外の時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

※延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,758人	5,815人	5,884人	5,906人	5,935人
②確保方策	5,758人	5,815人	5,884人	5,906人	5,935人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

延長保育の利用希望に応じて保育できる体制をとります。

②子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

※延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
②確保方策	6人	6人	6人	6人	6人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

委託先として里親の利用を検討し、今後も利用希望があった場合に受け入れできる体制をとります。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
-------	---

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	312人	315人	319人	320人	322人
2年生	285人	288人	291人	292人	294人
3年生	217人	219人	221人	222人	223人
4年生	95人	96人	97人	98人	98人
5年生	39人	40人	40人	40人	40人
6年生	3人	3人	3人	3人	3人
①量の見込み	951人	961人	971人	975人	980人
②確保方策	1,378人	1,378人	1,378人	1,378人	1,378人
過不足②-①=	427人	417人	407人	403人	398人

確保方策	放課後児童クラブの基準に合致するよう施設の整備を行い、利用希望児童を受け入れできる体制をとります。
------	---

④地域子育て支援拠点事業

事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業等が該当します。
-------	---

※月あたり 延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,800人	1,850人	1,900人	1,950人	2,000人
②確保方策	1,800人	1,850人	1,900人	1,950人	2,000人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策	子育てコンシェルジュの配置や各種事業等のさらなる充実に努めます。
------	----------------------------------

⑤一時預かり事業

幼稚園型

事業の概要

満3歳以上の1号認定こどもを、幼稚園または認定こども園で一時的に預かる事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	134人	134人	134人	134人	134人
②確保方策	134人	134人	134人	134人	134人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

利用希望があった場合に対応できる体制をとります。

幼稚園型以外

事業の概要

主として認定こども園、幼稚園、保育所等を利用していない乳幼児を認定こども園等で一時的に預かる事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,468人	1,469人	1,470人	1,471人	1,472人
②確保方策	1,468人	1,469人	1,470人	1,471人	1,472人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

今後も利用希望があった場合に受入れ、保育ができる体制をとります。

⑥病児・病後児保育事業

事業の概要

病児・病後児について、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育等をする事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	700人	700人	700人	700人	700人
②確保方策	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
過不足②-①=	800人	800人	800人	800人	800人

確保方策

事業の周知を図るとともに、利用希望があった場合に受入れ、保育ができる体制をとります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

※月あたり 延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
未就学	50人	49人	49人	48人	48人
低学年	24人	24人	23人	23人	22人
高学年	10人	9人	9人	9人	8人
①量の見込み	84人	82人	81人	80人	78人
②確保方策	84人	82人	81人	80人	78人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

事業の周知を図るとともに、利用希望があった場合にサービスを提供できるよう、協力会員の確保に努めます。

⑧妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

※延べ利用者数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,463人	4,311人	4,165人	4,023人	3,886人
②確保方策	4,463人	4,311人	4,165人	4,023人	3,886人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

母子健康手帳交付時に妊婦健診について周知するとともに、健診結果について産婦人科の医療機関との連携を図り、相互に支援する体制づくりを進めます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	331人	325人	319人	316人	313人
②確保方策	331人	325人	319人	316人	313人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

今後も全戸訪問を実施し、子育て情報の提供と養育環境の把握を行います。

⑩養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
-------	---

※延べ件数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50件	50件	50件	50件	50件
②確保方策	50件	50件	50件	50件	50件
過不足②-①=	0件	0件	0件	0件	0件

確保方策	母子健康手帳交付時をはじめ、乳児家庭全戸訪問事業等あらゆる機会を通じて、必要な家庭については養育支援訪問事業へつなげる体制をとります。
------	---

⑪利用者支援事業

事業の概要	こども及びその保護者など、または妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業です。
-------	---

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足②-①=	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

確保方策	<p>子育て支援センターを中心に、認定こども園、児童館が一体となって、情報提供や相談体制の充実に取り組みます。</p> <p>健康センター「サンテ」にこども相談ステーションを設置し、健康推進課とこども相談、教育相談、障がい児支援が連携した妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を提供します。</p> <p>保健師等の専門職が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力し妊産婦等に対しきめ細かい支援を行います。</p>
------	--

⑫子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15世帯	15世帯	15世帯	15世帯	15世帯
②確保方策	15世帯	15世帯	15世帯	15世帯	15世帯
過不足②-①=	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

確保方策

ヘルパー事業所等と連携し、訪問支援員の確保に努めます。

⑬親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	470人	470人	470人	470人	470人
②確保方策	470人	470人	470人	470人	470人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

親子の絆サポート事業で実施している各種子育て支援プログラムについて、広報などを通じて市民への周知に努めます。また関係機関と連携して支援対象の把握に努めます。

⑭妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。
-------	---

※延べ相談回数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,048回	1,088回	1,130回	1,173回	1,217回
②確保方策	1,048回	1,088回	1,130回	1,173回	1,217回
過不足②-①=	0回	0回	0回	0回	0回

確保方策	全ての妊婦と子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境をより充実させるため、関係課において妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を図ります。
------	---

⑮産後ケア事業

事業の概要	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。
-------	--

※延べ人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	126人	126人	126人	126人	126人
②確保方策	126人	126人	126人	126人	126人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策	健康推進課において、市内・近隣市町の医療機関と連携して、母体ケア・乳児ケア・育児相談等を実施します。
------	--

⑯児童育成支援拠点事業

事業の概要	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。
-------	---

確保方策	今後の実施方法について検討を行います。
------	---------------------

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。
-------	--

※延べ人数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	62人	58人	57人	57人
②確保方策	-	62人	58人	57人	57人
過不足②-①=	-	0人	0人	0人	0人

確保方策	令和8年度からの給付制度化（全国全ての自治体での実施）に向けて整備が進められているサービスで、本市においても令和8年度からの実施に向けて整備を進めます。
------	--

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部または一部を、所得に応じて助成する事業です。
-------	---

確保方策	本市の認定こども園では、日用品や教材費等の実費徴収は行っていないため、現時点では事業化の必要はありません。今後、必要に応じて事業化の検討を行います。
------	--

⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

確保方策

多様な教育・保育ニーズへの対応と、より一層の教育・保育施設従事者の資質向上、施設ごとに特色ある教育・保育サービスの提供が可能となるよう、民間事業者の参入も含めたその方策について、児童福祉関係者と有識者による検討委員会において検討します。

4 教育・保育の一体的提供の推進

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を確保するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間及び国や県においても密接な連携を図ります。

教育・保育の一体的提供の推進を図るために、認定こども園と小学校等の相互の連携に努めます。また、住民が希望する教育・保育ニーズに応えられるよう、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、地域の実情に応じて計画的な事業展開を行うため、関係する施設、機関が協働しながら取組を進めます。

子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業のサービス提供主体でもあり、他の地域子ども・子育て支援事業のサービス提供主体とも密接な連携が必要です。本市においてはその連携が円滑に行えるよう努めます。

また、教育・保育を利用するこどもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるように、相互の連携に努めます。

5 子ども環境を取り巻く国際化への対応

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において円滑な教育・保育等の利用ができるよう、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページへの掲載など保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

6 障がい児支援体制の整備

障がい児支援体制を整備するにあたっては、こども相談ステーション等による相談体制の強化や認定こども園訪問支援等の活用を図り、認定こども園、小学校、放課後児童クラブ等の育ちの場において関係者が連携・協力し、障がい児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない施設を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では、公正かつ適正な支給を確保し、給付対象者の利便性等を勘案するとともに、円滑な給付方法を検討し実施します。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進における連携体制の充実

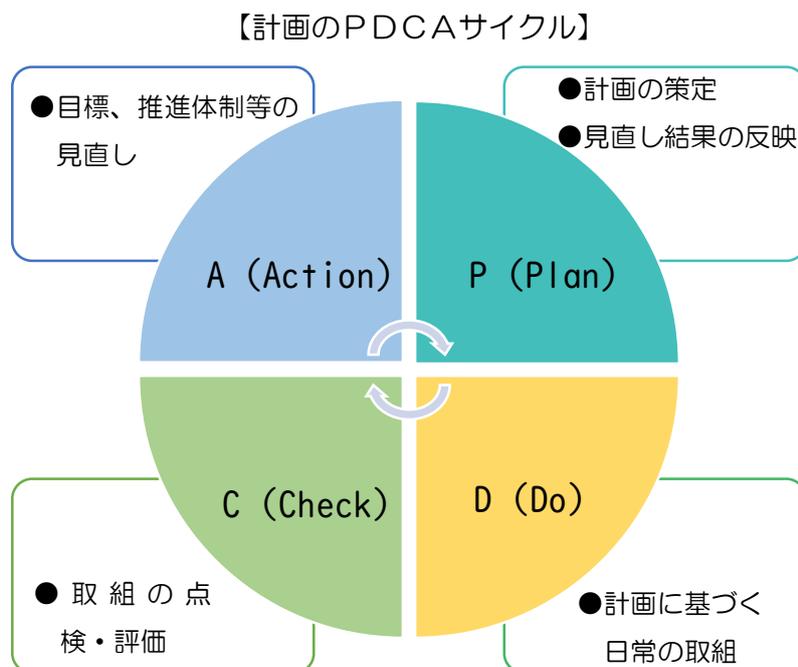
こども・若者施策や子育て支援を推進していくためには、行政と市民、地域、関係機関、企業等と連携を強化し、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的にこども・若者施策や子育て支援に取り組むことが必要です。

本計画の推進にあたり、行政、学校、子ども・子育て支援事業者、各関係機関、ボランティア等と連携し、情報の共有化を図るとともに、それぞれが果たすべき役割・責任を認識し、こども・若者施策や子育て支援の推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

「能美市子ども・子育て会議」において、各年度における施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

本計画においては数値目標を設定し、計画最終年度に達成状況を検証します。また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。



3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ（行動計画）」に基づき、2030年を期限として設定された国際目標です。

国では、SDGs達成に貢献する優れた取組を提案する地方自治体を「SDGs未来都市」として選定しており、本市は2020年に選定されました。

本計画では推進する目標がSDGsのどの目標に対応した取組なのかを結び付けることで、持続可能な地域社会の形成に資する取組であることを市民及び職員に意識づけ、SDGs達成に貢献できるよう、施策を推進します。

【SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料編

1 計画策定にかかるアンケート調査結果

(1) 調査目的

【子ども・子育て支援に関する調査】

本調査は、市内に居住する未就学児童及び小学生の保護者を対象としてアンケート調査を実施し、「能美市こども計画」を策定するにあたり、住民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するために実施しました。

【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

本調査は、「能美市こども計画」を策定するにあたり、こども・若者の皆様が置かれている状況や今後の展望についてとらえることが重要であると考え、こども・若者の皆様の生活実態や日頃の意識について把握するために実施しました。

【ひとり親世帯の生活状況等に関する調査】

本市ではこどもの将来が生まれ育った家庭の状況等によって左右されることのないよう、未来を担うこどもたちの学びや育ちの支援についての検討を進めています。

本調査は、その検討の基礎資料を得るために行ったもので、令和5年度の児童扶養手当受給資格のある方を対象に、日頃の暮らしやお子さんの様子、保護者の方々の就業や所得の状況、子育ての悩みなどについて、アンケートを実施しました。

(2) 調査対象

【子ども・子育て支援に関する調査】

市内在住の就学前児童がいる世帯 1,000人
市内在住の小学生児童がいる世帯 1,000人

【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

13歳から29歳以下のこども・若者 3,000人
13歳から18歳以下のこどもの保護者 1,000人

【ひとり親世帯の生活状況等に関する調査】

児童扶養手当受給資格のある方 318人

(3) 調査時期

令和6年3月

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収結果

【子ども・子育て支援に関する調査】

就学前児童

配布数	回収数	回収率
1,000	494	49.4%

小学生児童

配布数	回収数	回収率
1,000	510	51.0%

【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

13歳から29歳以下の子ども・若者

配布数	回収数	回収率
3,000	692	23.1%

13歳から18歳以下のこどもの保護者

配布数	回収数	回収率
1,000	378	37.8%

【ひとり親世帯の生活状況等に関する調査】

配布数	回収数	回収率
318	114	35.8%

(6) 数値等の基本的な取扱いについて

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- ・文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

※「貧困世帯」の定義

世帯全員に占める、等価可処分所得（世帯収入から税金・社会保険料等を除いた「手取り収入」を、世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線といたします。令和5（2023）年7月に公表した最新の国民生活基礎調査では、貧困線は127万円でした。

本調査では、世帯人数をもとに等価可処分所得を算出し、127万円未満の世帯を「貧困世帯」、127万円以上の世帯を「非貧困世帯」としました。

(7) 調査結果

【子ども・子育て支援に関する調査】

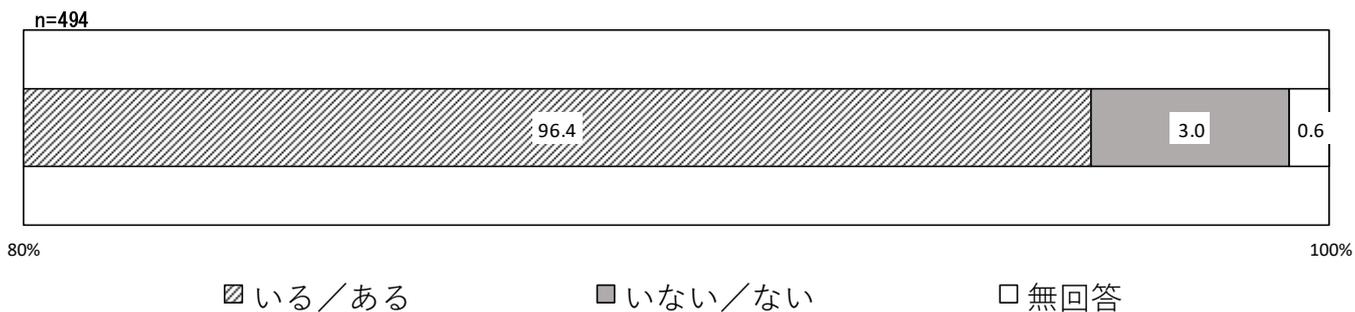
①子育てに関して相談できる人や場所について

■子育てに関して、気軽に相談できる人や相談できる場所

子育てに関して、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか。

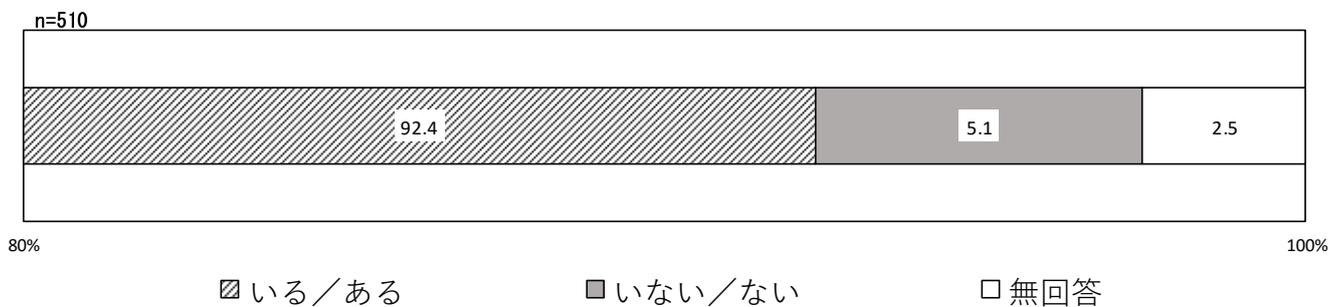
【就学前児童】

「いる／ある」の割合が96.4%と最も高く、次いで「いない／ない」が3.0%となっています。



【小学生児童】

「いる／ある」の割合が92.4%と最も高く、次いで「いない／ない」が5.1%となっています。



■どのような人（場所）に相談しているか

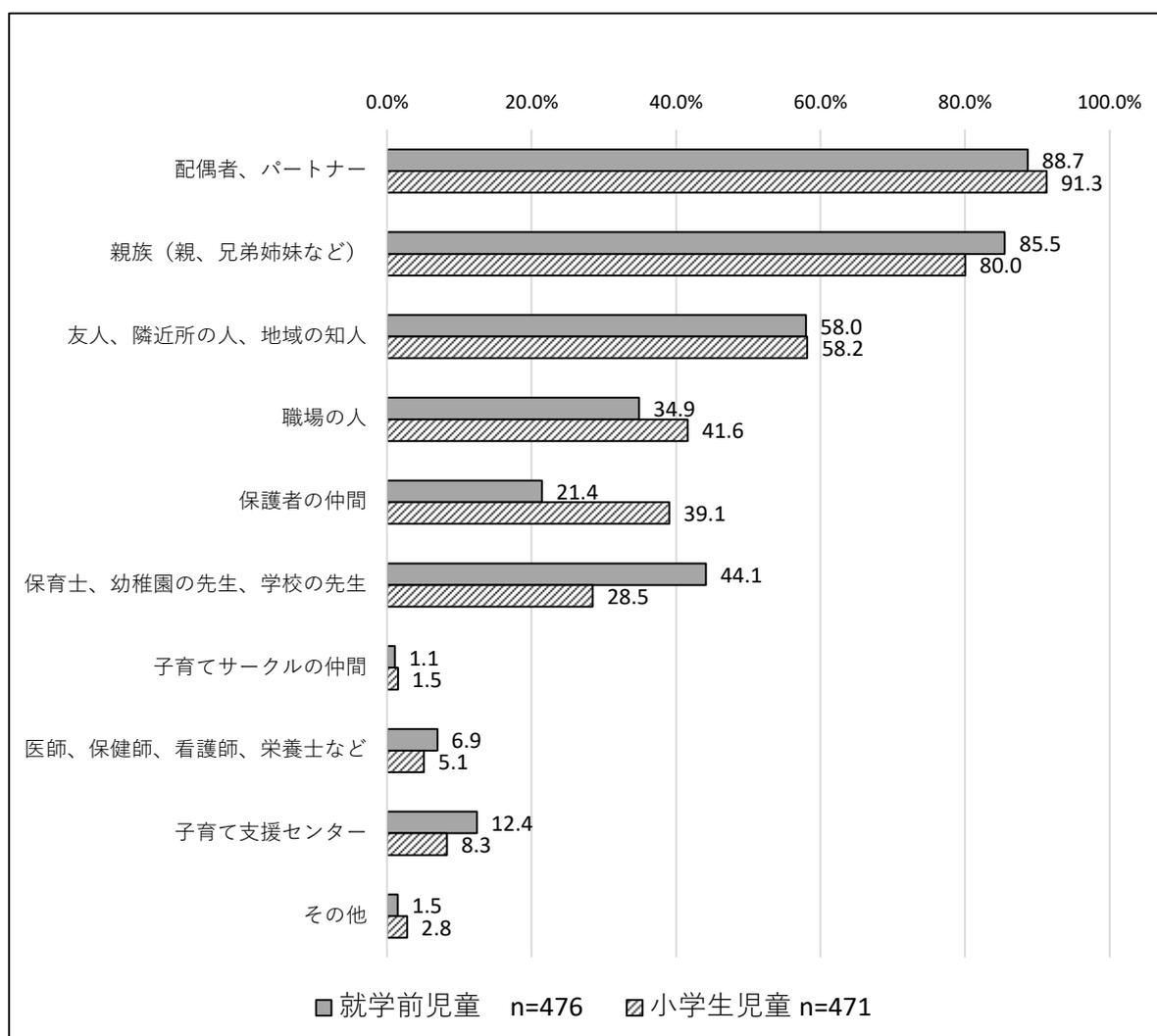
「いる／ある」を選ばれた方におうかがいします。どのような人（場所）に相談していますか。（複数回答）

【就学前児童】

「配偶者、パートナー」の割合が88.7%と最も高く、次いで「親族（親、兄弟姉妹など）」が85.5%、「友人、隣近所の人、地域の知人」が58.0%となっています。

【小学生児童】

「配偶者、パートナー」の割合が91.3%と最も高く、次いで「親族（親、兄弟姉妹など）」が80.0%、「友人、隣近所の人、地域の知人」が58.2%となっています。



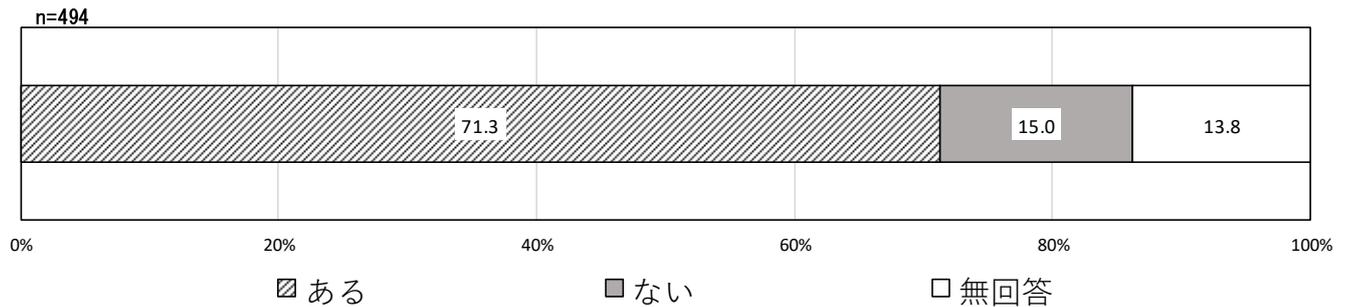
②こどもの病気の際の対応について

■病気やケガで認定こども園等を利用できなかったことはあるか

この1年間に、お子さんが病気やケガで認定こども園等を利用できなかったことはありますか。

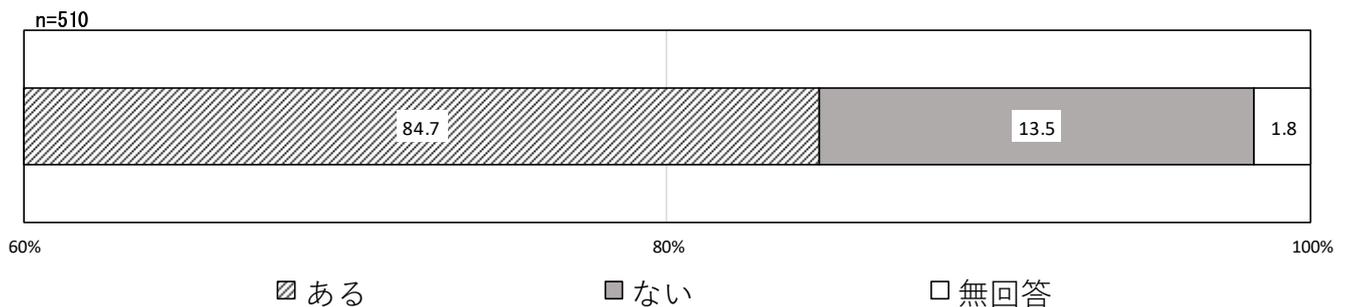
【就学前児童】

「ある」の割合が71.3%と最も高く、次いで「ない」が15.0%となっています。



【小学生児童】

「ある」の割合が84.7%と最も高く、次いで「ない」が13.5%となっています。

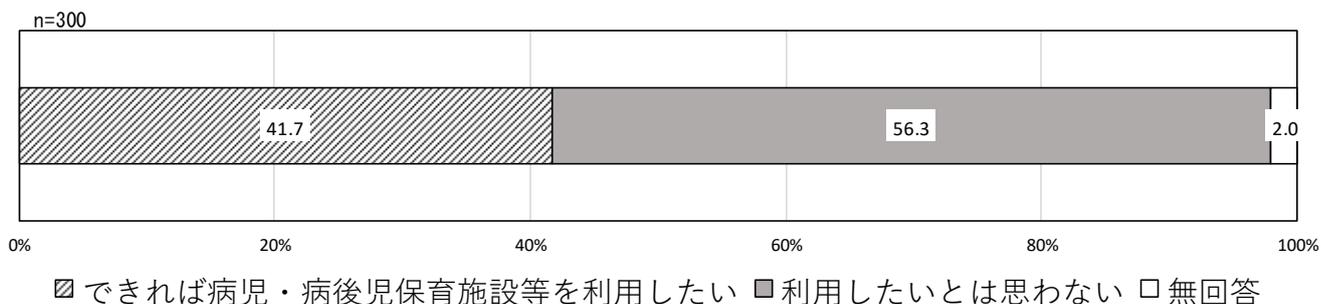


■病児・病後児のための保育施設等を利用したいか

お子さんが病気やケガの際に仕事を休んだ方におうかがいします。その際に、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思われましたか。

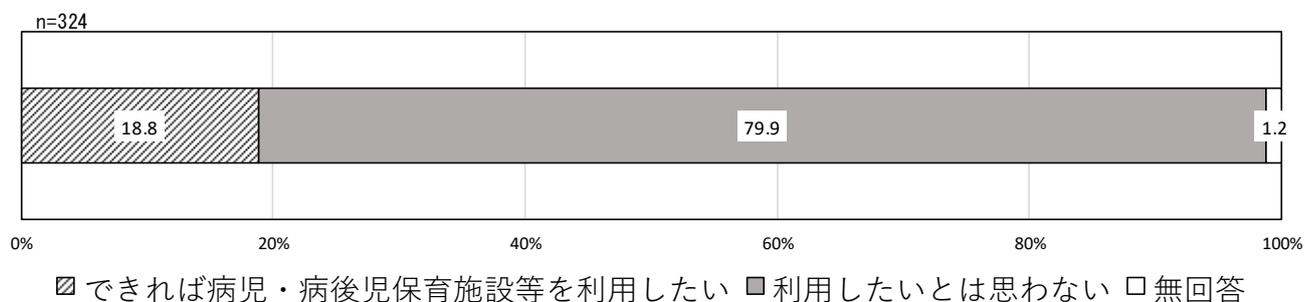
【就学前児童】

「利用したいとは思わない」の割合が56.3%と最も高く、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が41.7%となっています。



【小学生児童】

「利用したいとは思わない」の割合が79.9%と最も高く、次いで「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が18.8%となっています。



③市の事業の認知度や利用状況等

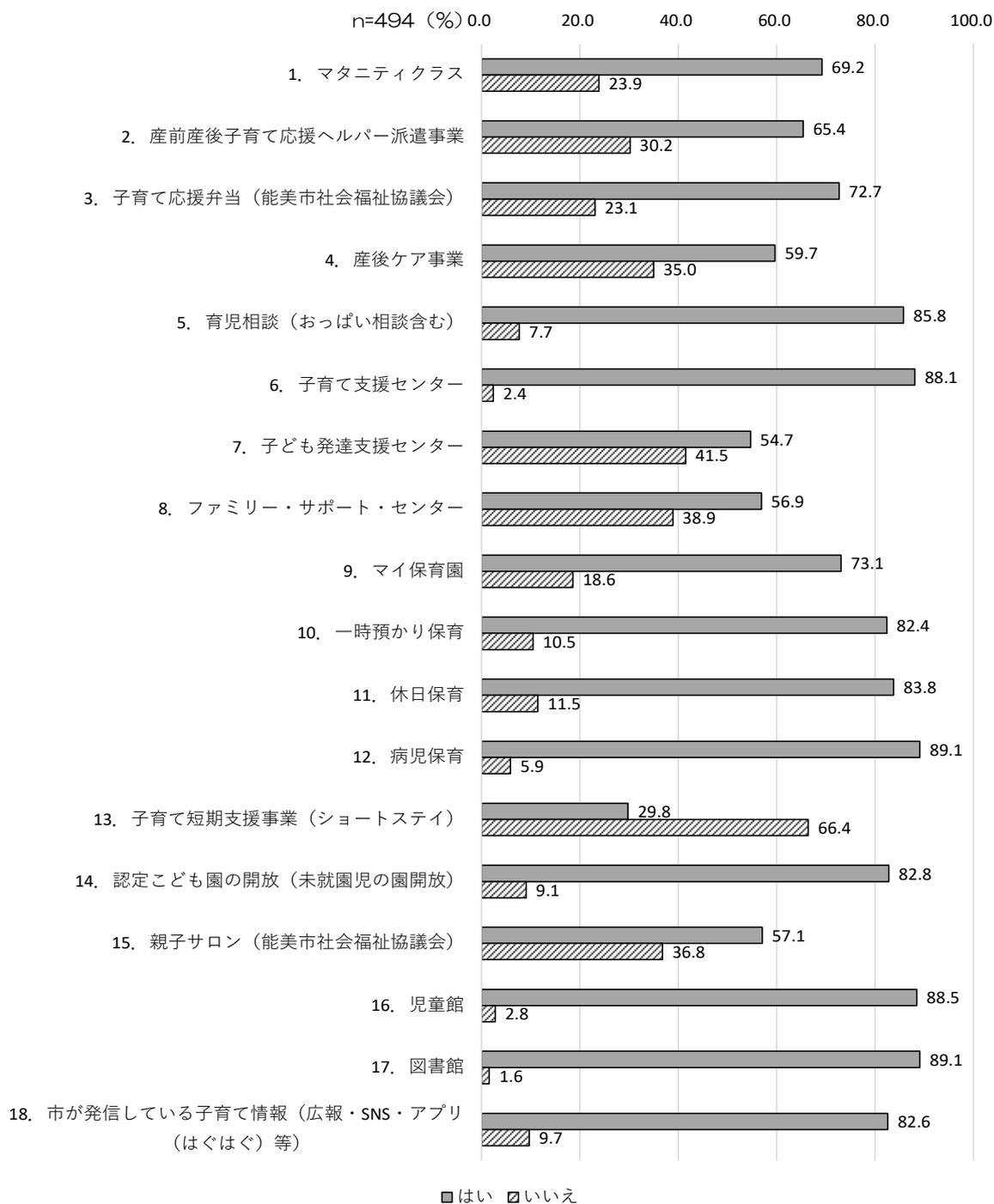
■市の事業の認知度や利用状況

下記の子育てサービスで知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものはありますか。

【就学前児童】

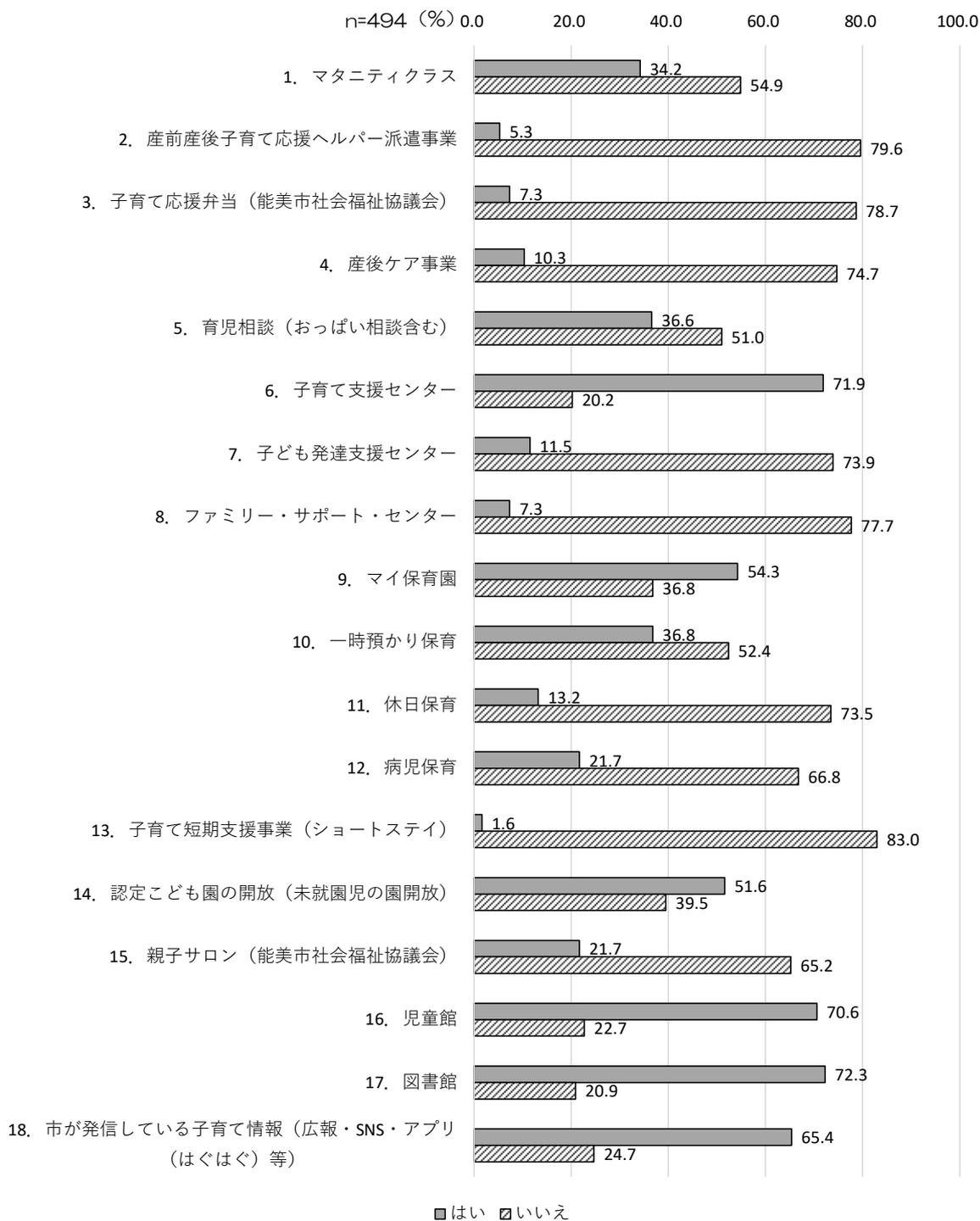
『A 知っている』

「はい」の割合が高かった項目は、「12. 病児保育」「17. 図書館」が89.1%と最も高く、次いで「16. 児童館」が88.5%となっています。



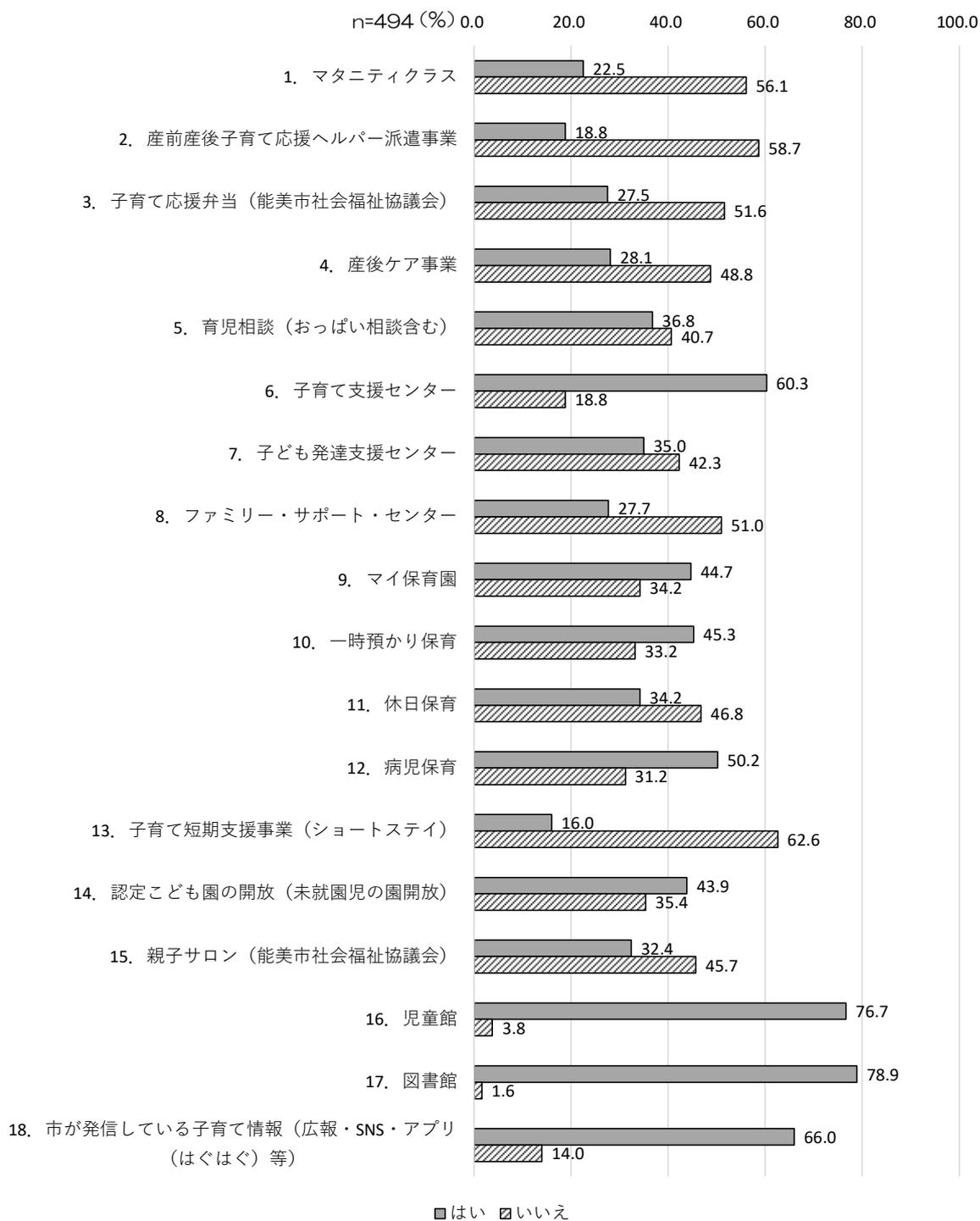
『B 利用している（または利用したことがある）』

「はい」の割合が高かった項目は、「17. 図書館」が72.3%と最も高く、次いで「6. 子育て支援センター」が71.9%、「16. 児童館」が70.6%となっています。



『C 今後利用したい』

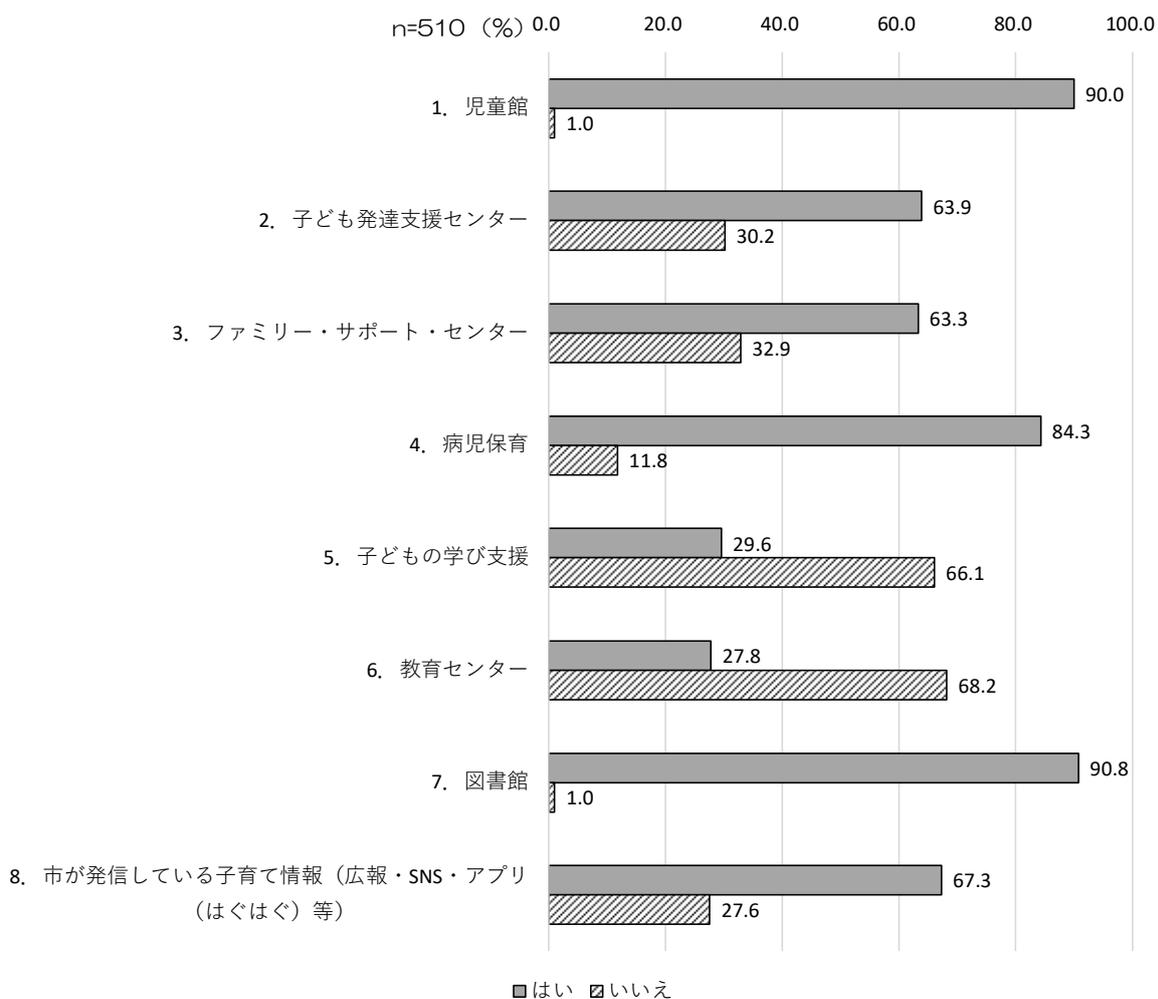
「はい」の割合が高かった項目は、「17. 図書館」が78.9%と最も高く、次いで「16. 児童館」が76.7%、「18. 市が発信している子育て情報（広報・SNS・アプリ（はぐはぐ）等）」が66.0%となっています。



【小学生児童】

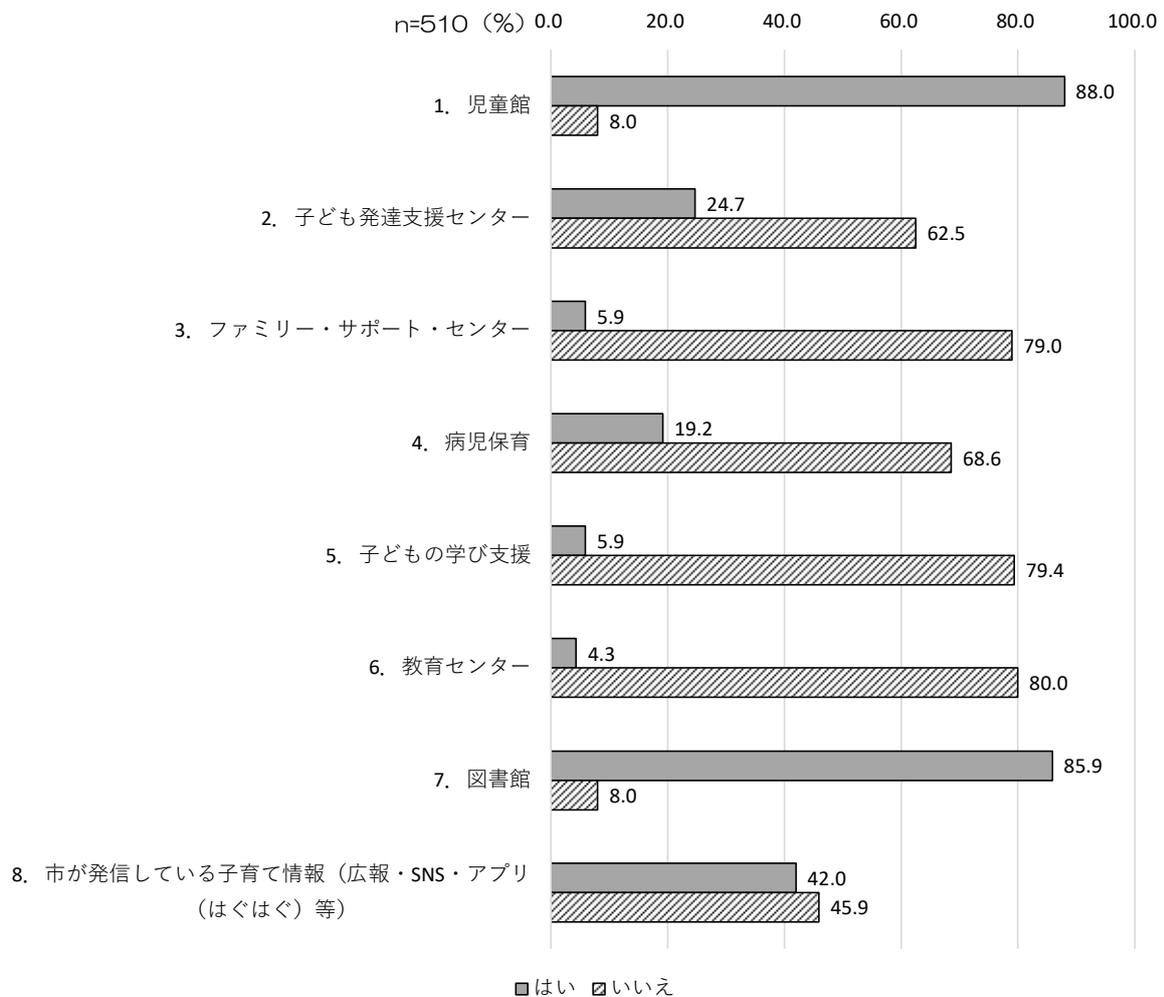
『A 知っている』

「はい」の割合が高かった項目は、「7. 図書館」が90.8%と最も高く、次いで「1. 児童館」が90.0%、「4. 病児保育」が84.3%となっています。



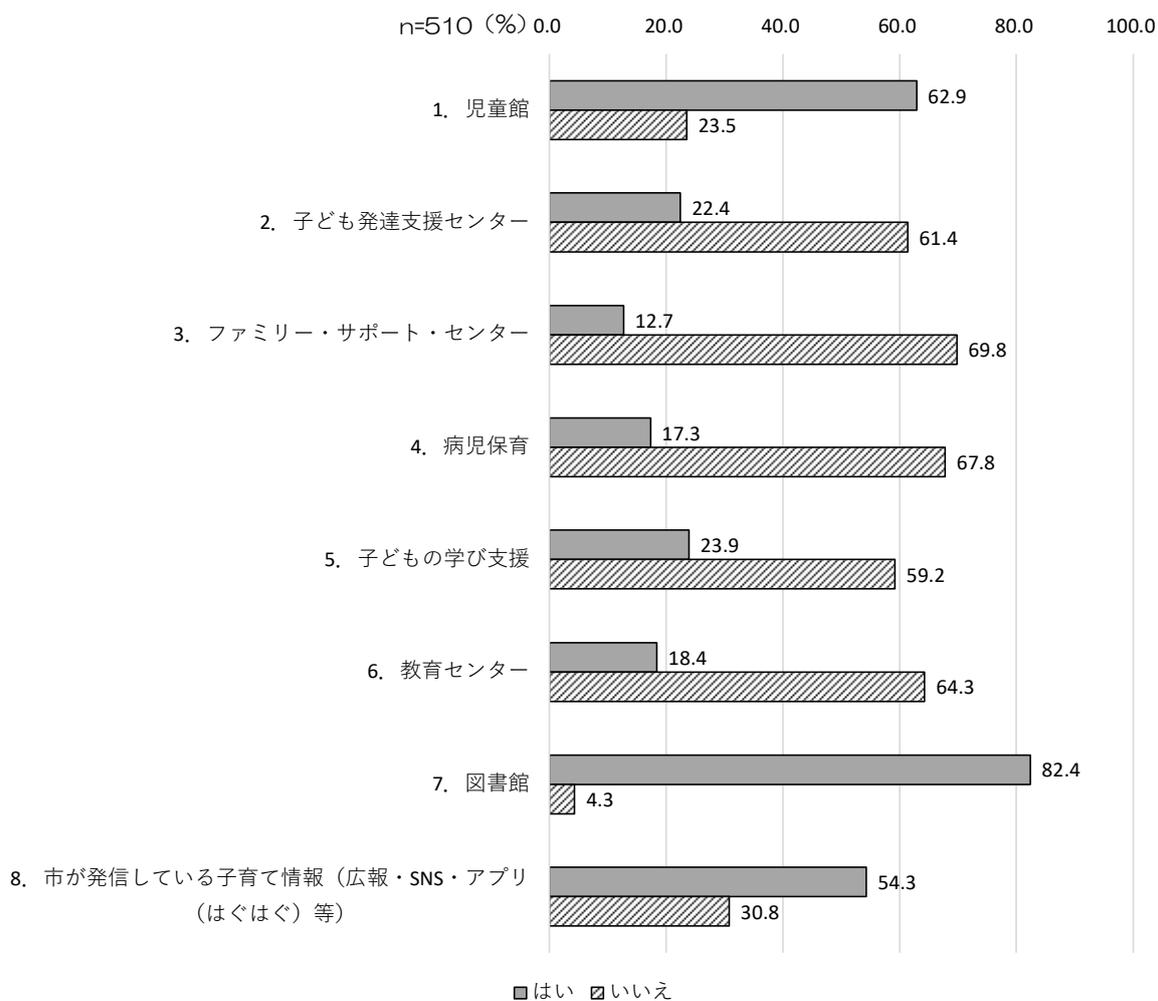
『B 利用している（または利用したことがある）』

「はい」の割合が高かった項目は、「1. 児童館」が88.0%と最も高く、次いで「7. 図書館」が85.9%、「8. 市が発信している子育て情報（広報・SNS・アプリ（はぐはぐ）等）」が42.0%となっています。



『C 今後利用したい』

「はい」の割合が高かった項目は、「7. 図書館」が82.4%と最も高く、次いで「1. 児童館」が62.9%、「8. 市が発信している子育て情報（広報・SNS・アプリ（はぐはぐ）等）」が54.3%となっています。



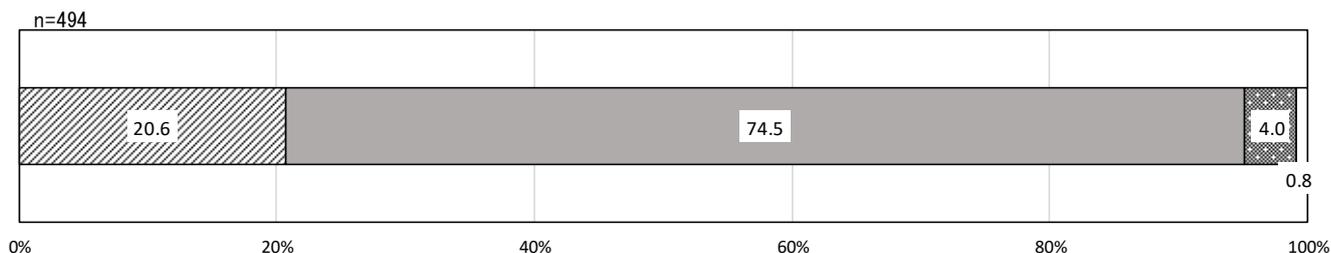
④子育てと仕事の両立支援について

■育児休業の取得状況【就学前児童】

お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。

①母親

「取得した（または取得中である）」の割合が74.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」が20.6%、「取得していない」が4.0%となっています。



☑働いていなかった □取得した（または取得中である） ■取得していない □無回答

②父親

「取得していない」の割合が78.3%と最も高く、次いで「取得した（または取得中である）」が14.2%、「働いていなかった」が1.0%となっています。

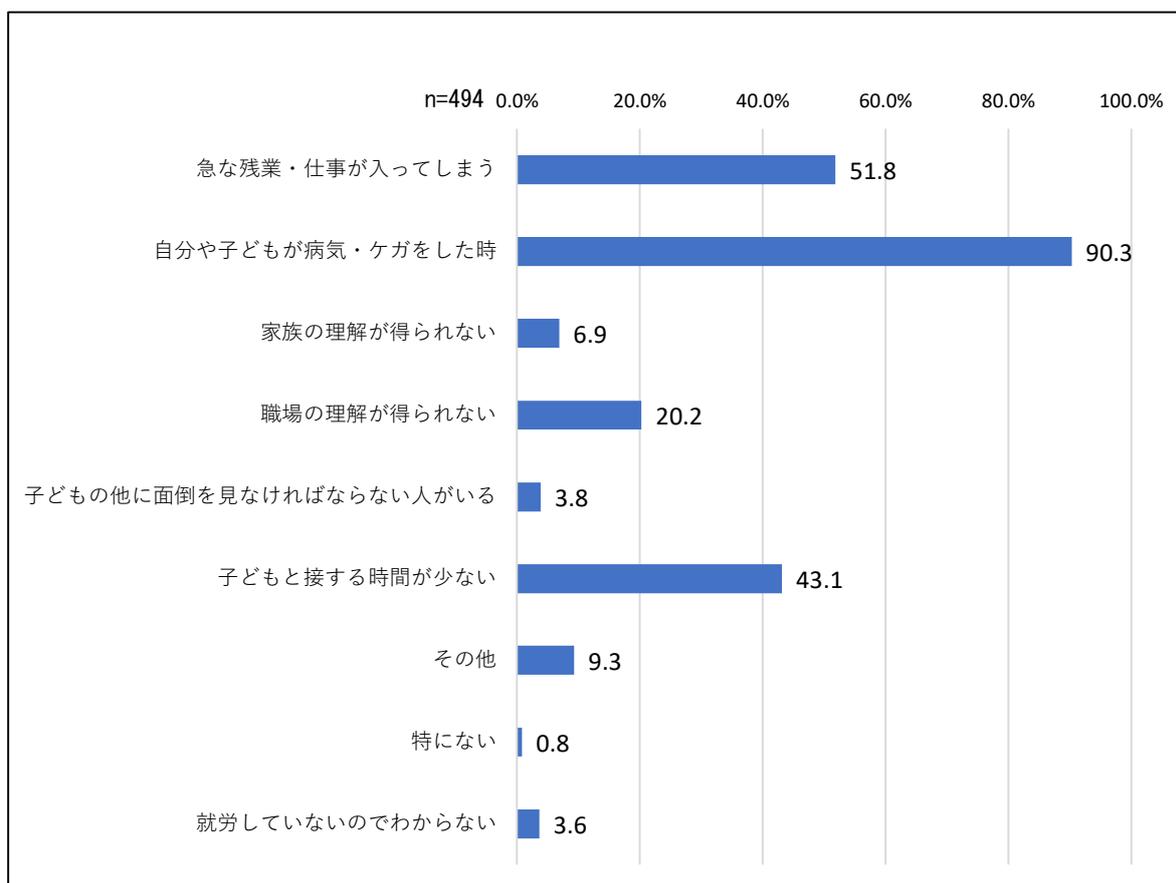


☑働いていなかった □取得した（または取得中である） ■取得していない □無回答

■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること【就学前児童】

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは何ですか。（複数回答）

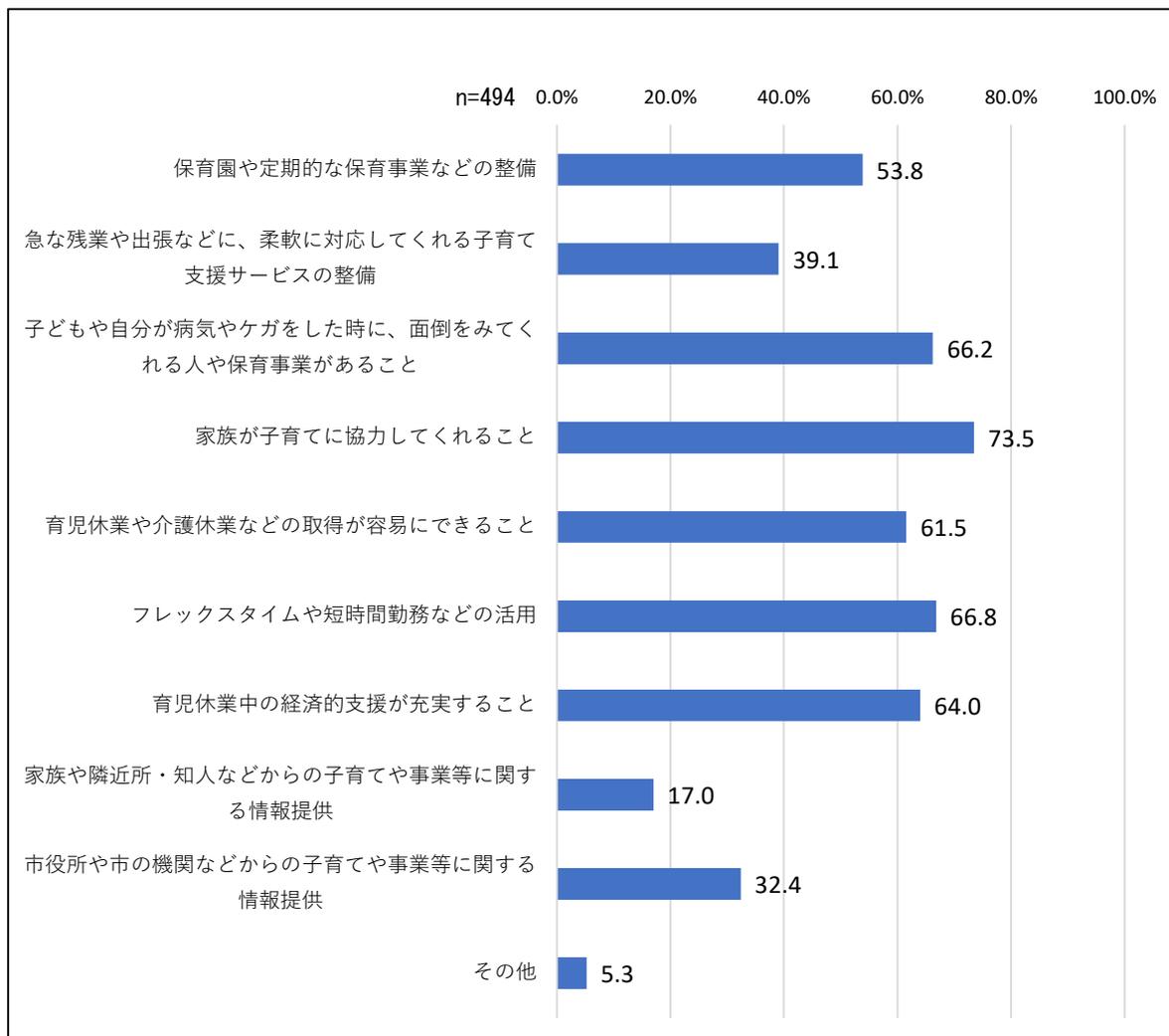
「自分や子どもが病気・ケガをした時」の割合が90.3%と最も高く、次いで「急な残業・仕事が入ってしまう」が51.8%、「子どもと接する時間が少ない」が43.1%となっています。



■仕事と子育てを両立する上で必要なこと【就学前児童】

仕事と子育てを両立する上で必要なことは何ですか。（複数回答）

「家族が子育てに協力してくれること」の割合が73.5%と最も高く、次いで「フレックスタイムや短時間勤務などの活用」が66.8%、「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみってくれる人や保育事業があること」が66.2%となっています。



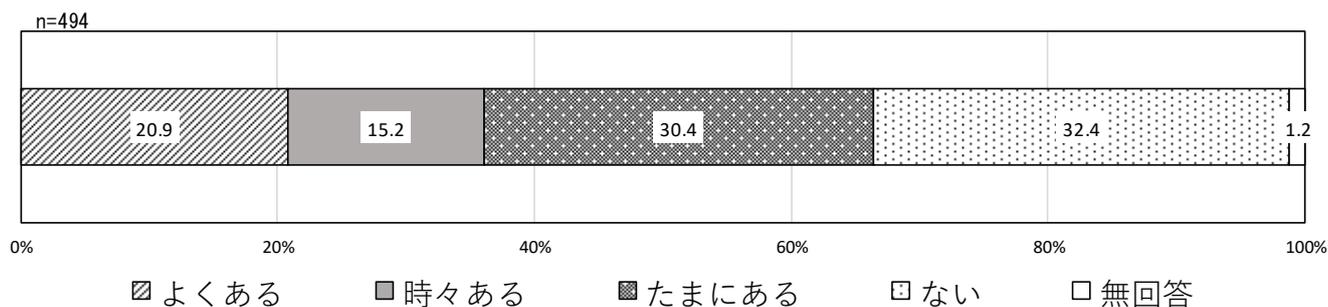
⑤生活について

■暮らしの中で金銭面で困ること

現在の暮らしの中で、金銭面で困ることはありますか。

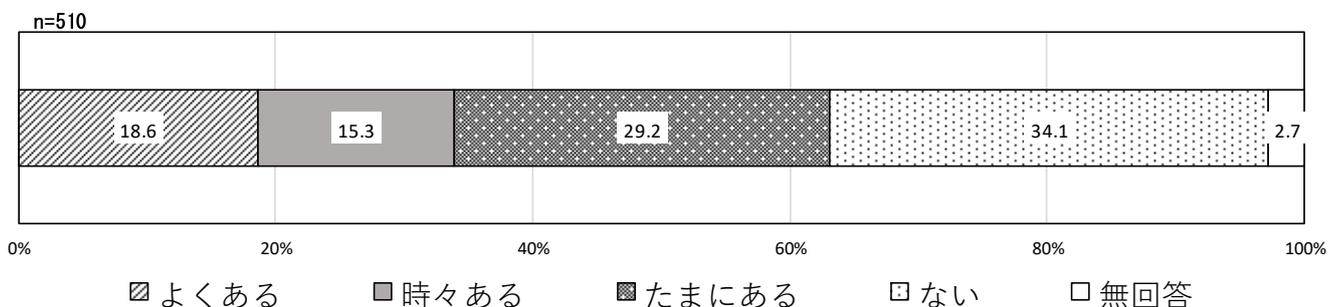
【就学前児童】

「ない」の割合が32.4%と最も高く、次いで「たまにある」が30.4%、「よくある」が20.9%となっています。



【小学生児童】

「ない」の割合が34.1%と最も高く、次いで「たまにある」が29.2%、「よくある」が18.6%となっています。

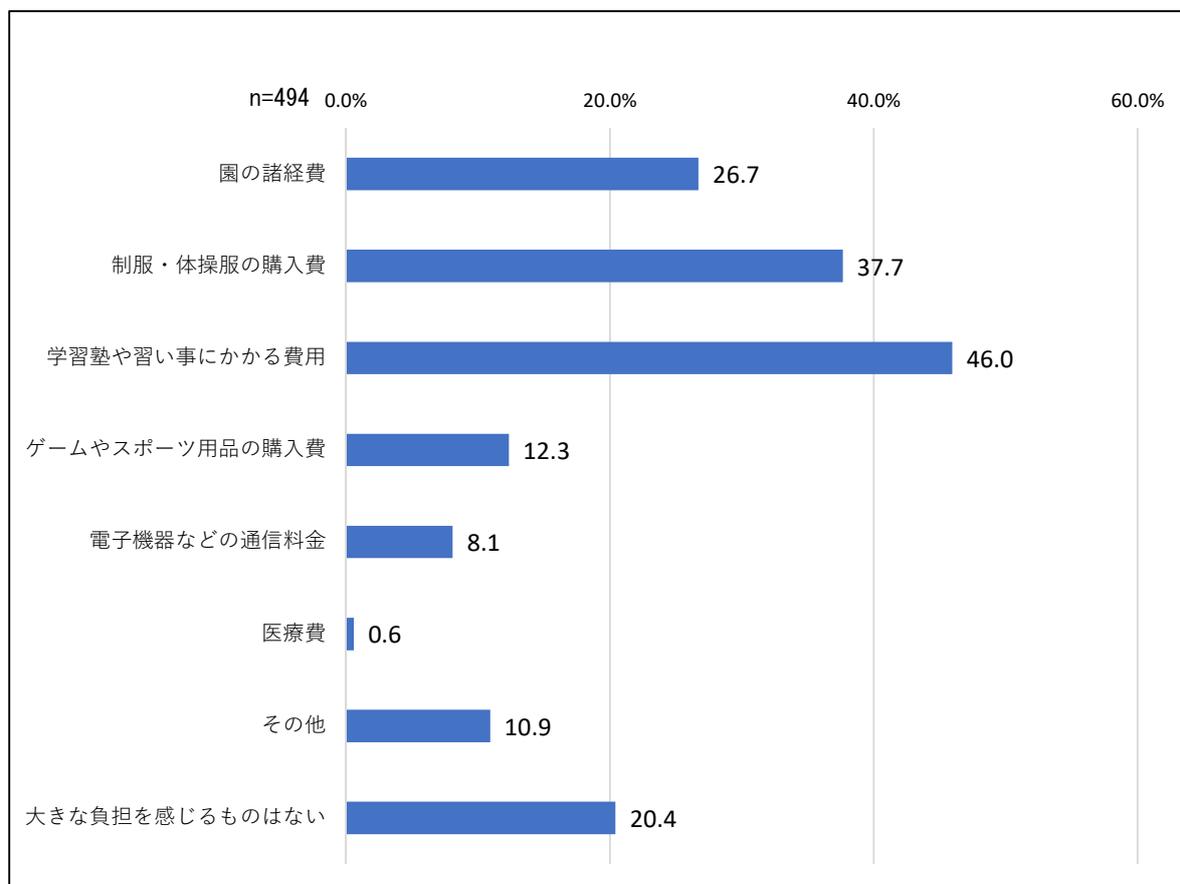


■お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるもの

お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものは何ですか。
(複数回答)

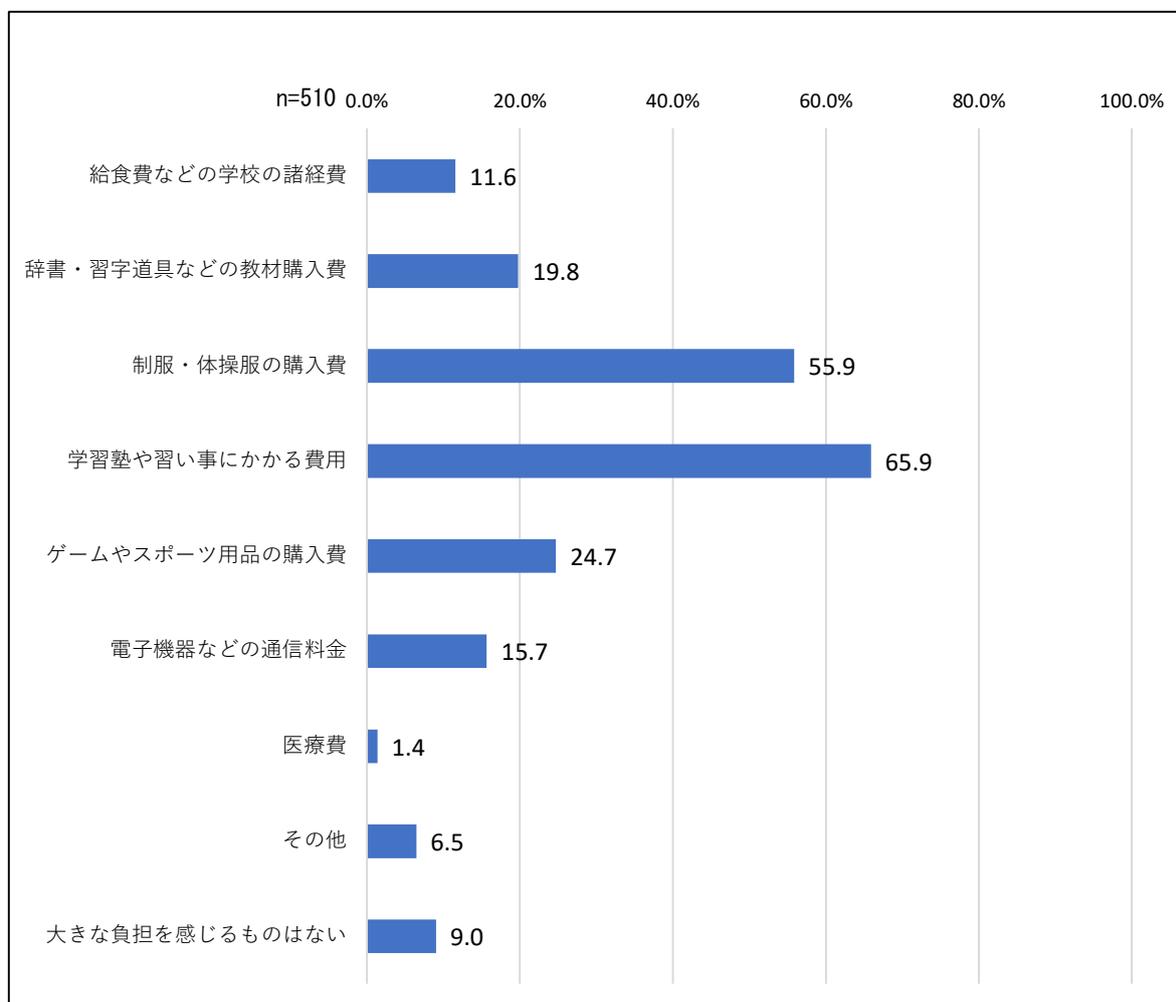
【就学前児童】

「学習塾や習い事にかかる費用」の割合が46.0%と最も高く、次いで「制服・体操服の購入費」が37.7%、「園の諸経費」が26.7%となっています。



【小学生児童】

「学習塾や習い事にかかる費用」の割合が65.9%と最も高く、次いで「制服・体操服の購入費」が55.9%、「ゲームやスポーツ用品の購入費」が24.7%となっています。



■現在または将来的に利用したい支援

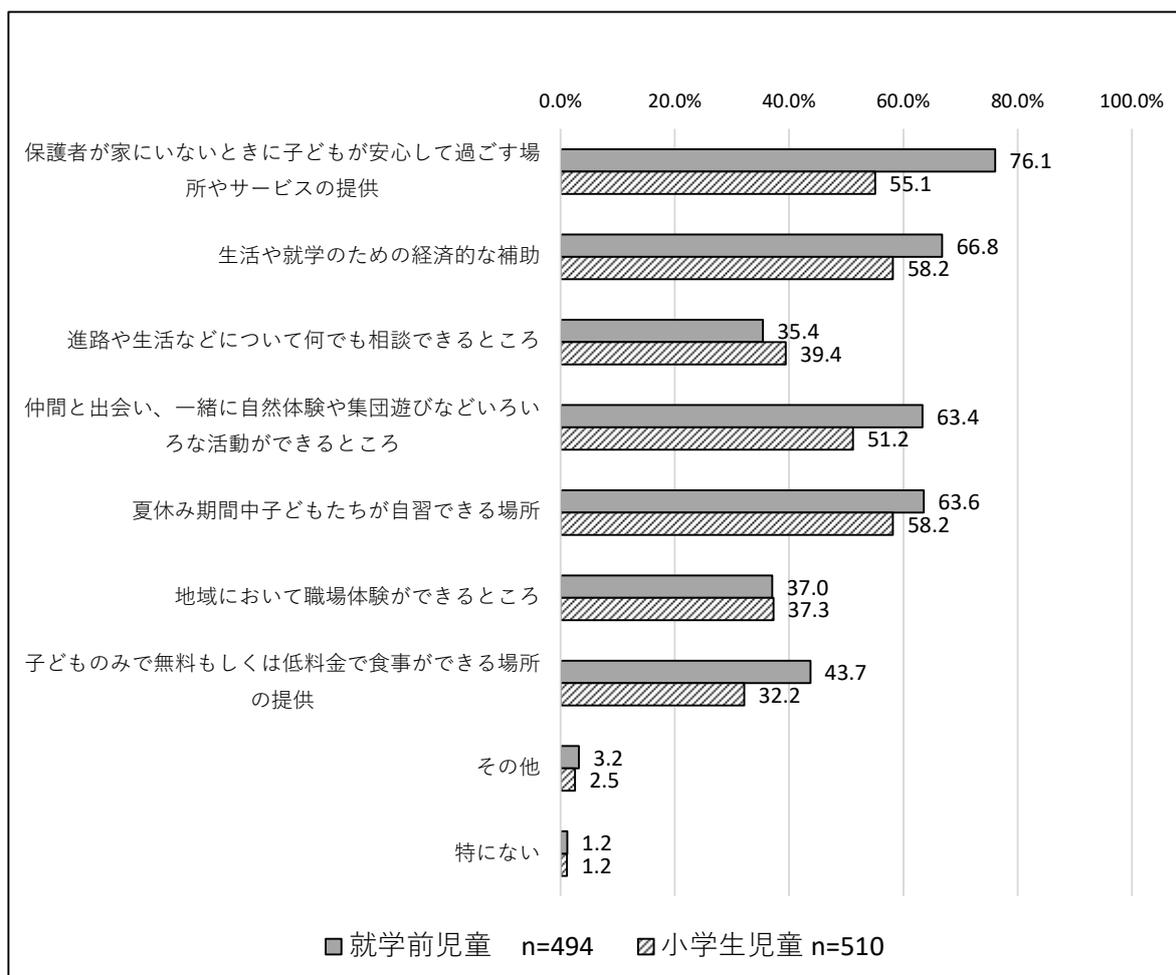
お子さんにとって、現在または将来的に、次のような支援があった場合、利用したいと思いますか。(複数回答)

【就学前児童】

「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」の割合が76.1%と最も高く、次いで「生活や就学のための経済的な補助」が66.8%、「夏休み期間中子どもたちが自習できる場所」が63.6%となっています。

【小学生児童】

「生活や就学のための経済的な補助」「夏休み期間中子どもたちが自習できる場所」の割合が58.2%と最も高く、次いで「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」が55.1%となっています。



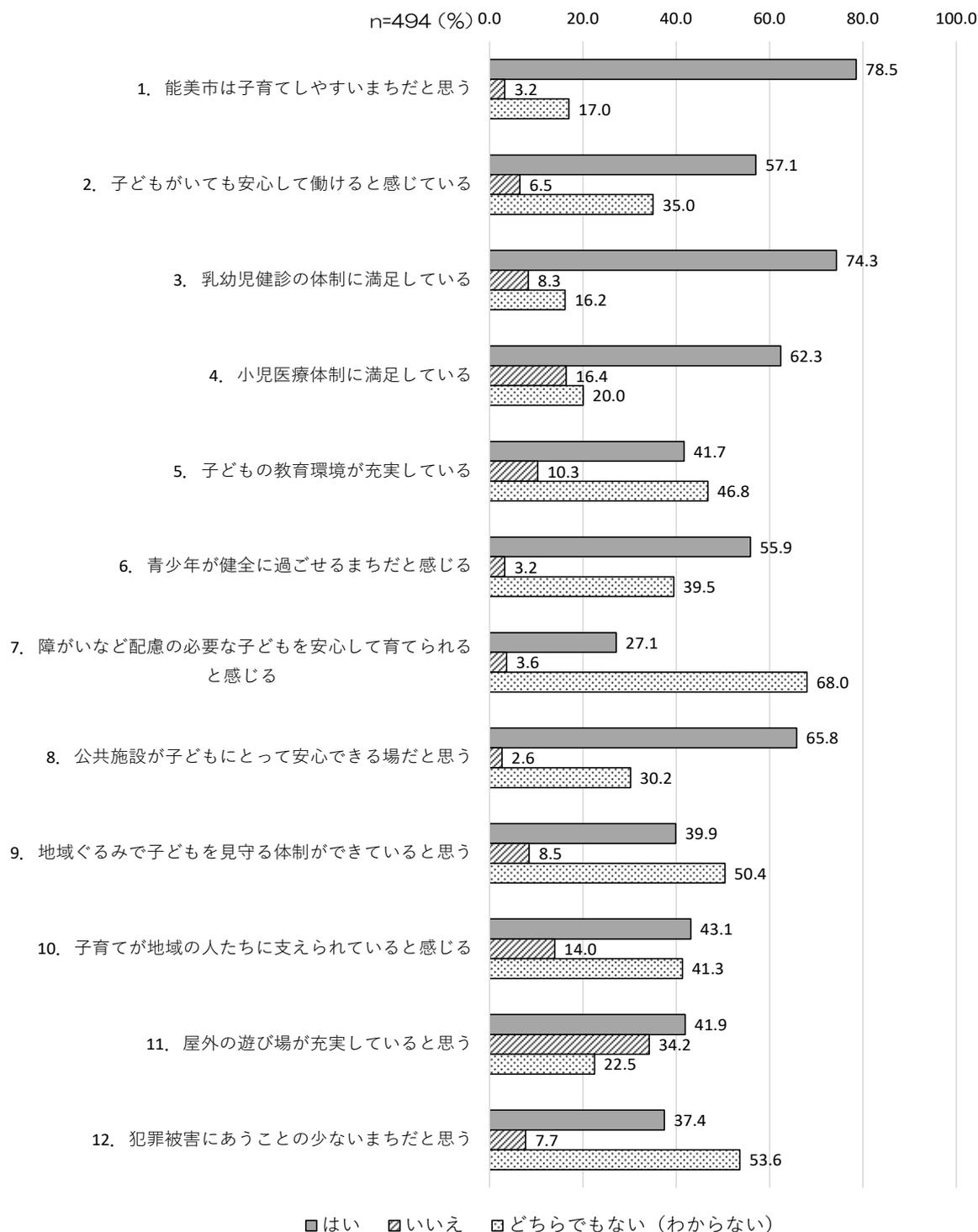
⑥子育て観や環境の満足度などについて

■子育て環境について感じる事

あなたは、能美市で子育てをしていて以下の点についてどのように感じていますか。

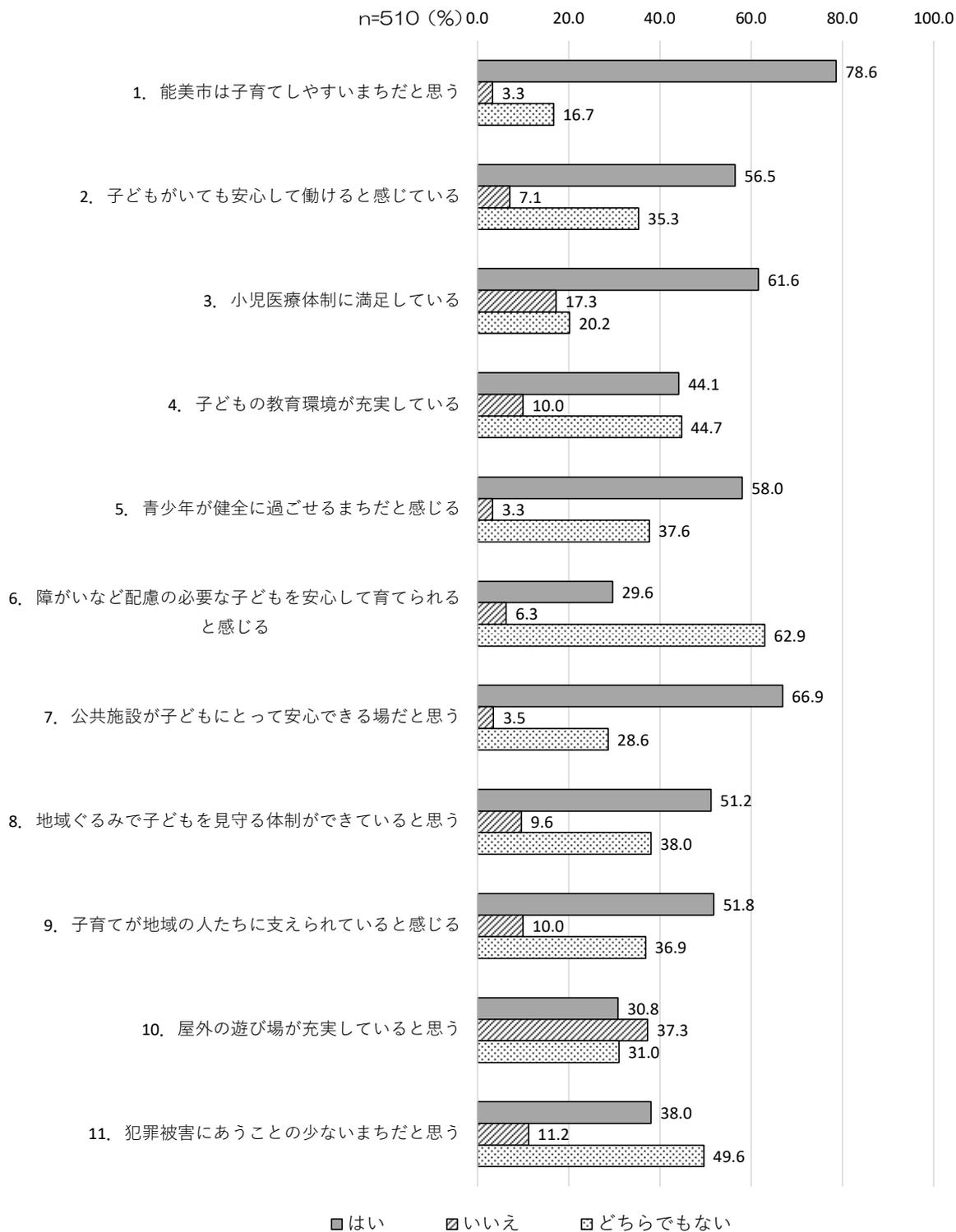
【就学前児童】

「はい」の割合が高かった項目は、「1. 能美市は子育てしやすいまちだと思う」が78.5%と最も高く、次いで「3. 乳幼児健診の体制に満足している」が74.3%、「8. 公共施設が子どもにとって安心できる場だと思う」が65.8%となっています。



【小学生児童】

「はい」の割合が高かった項目は、「1. 能美市は子育てしやすいまちだと思う」が78.6%と最も高く、次いで「7. 公共施設が子どもにとって安心できる場だと思う」が66.9%、「3. 小児医療体制に満足している」が61.6%となっています。



■子育てに関する悩みや心配ごと

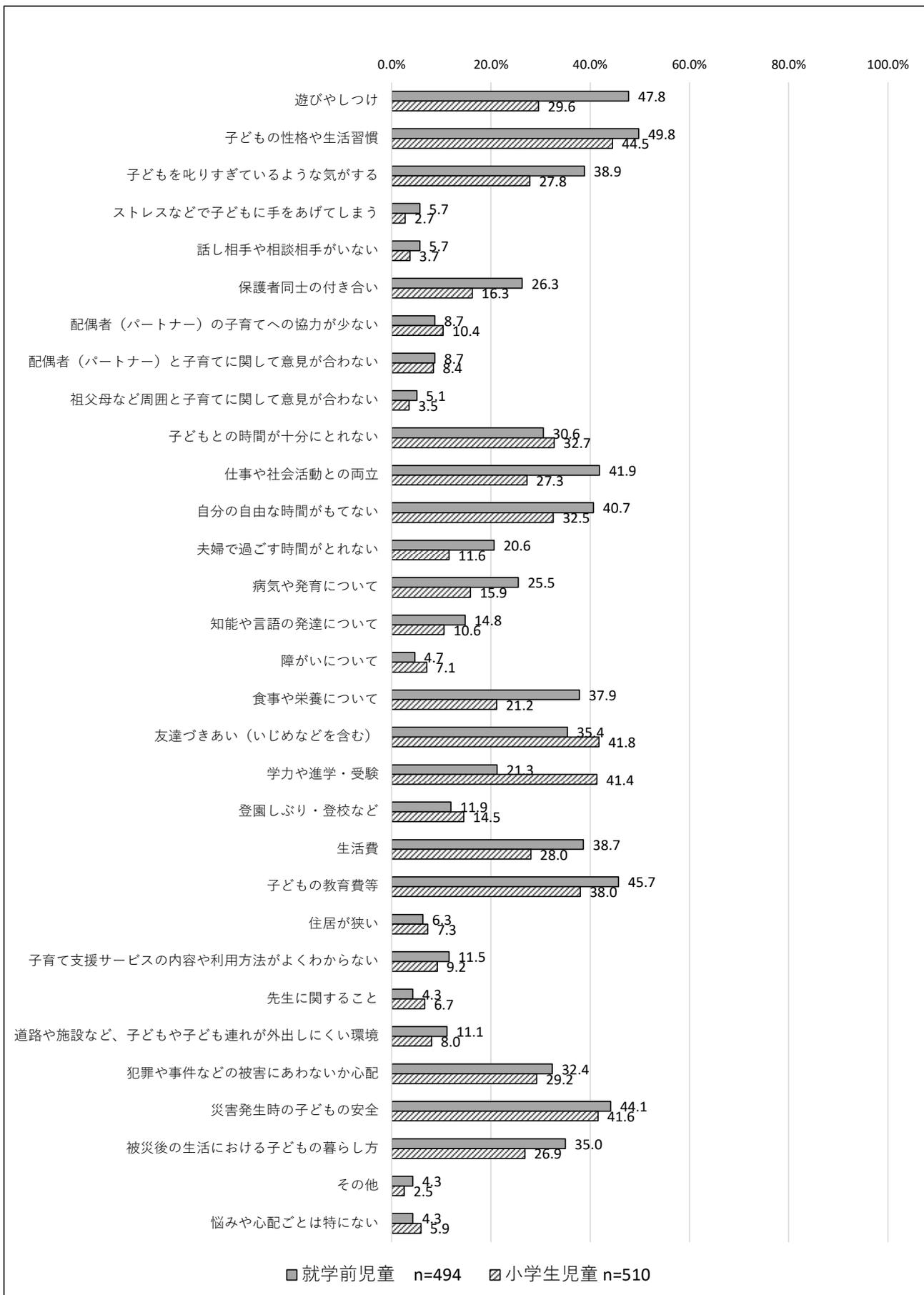
子育てに関する悩みや心配ごとはありますか。また、その内容はどのようなことですか。
(複数回答)

【就学前児童】

「子どもの性格や生活習慣」の割合が49.8%と最も高く、次いで「遊びやしつけ」が47.8%、「子どもの教育費等」が45.7%となっています。

【小学生児童】

「子どもの性格や生活習慣」の割合が44.5%と最も高く、次いで「友達つきあい(いじめなどを含む)」が41.8%、「災害発生時の子どもの安全」が41.6%となっています。



■能美市のこれからの子育て支援施策について期待すること

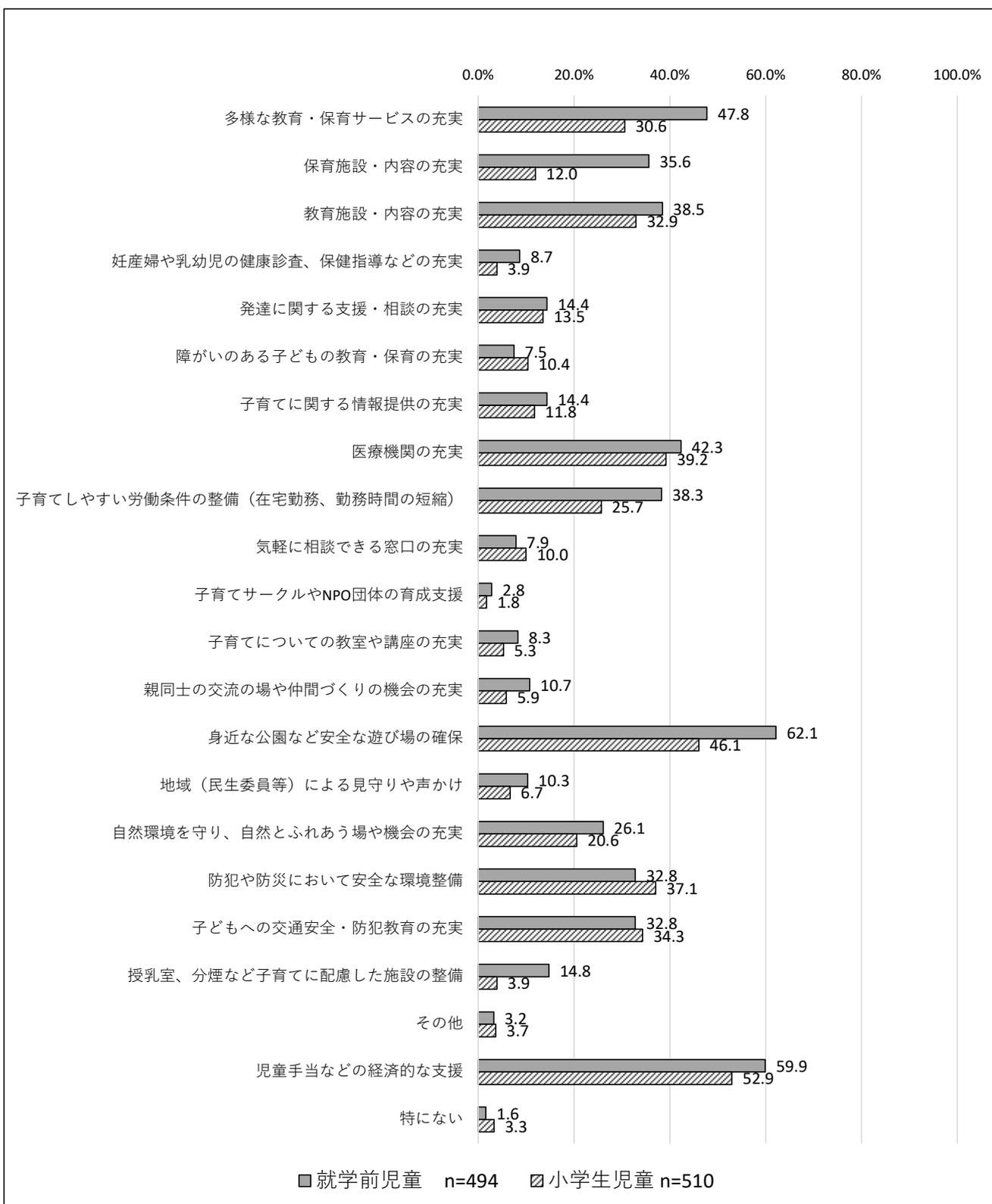
能美市のこれからの子育て支援施策について、どのようなことを期待しますか。
(複数回答)

【就学前児童】

「身近な公園など安全な遊び場の確保」の割合が62.1%と最も高く、次いで「児童手当などの経済的な支援」が59.9%、「多様な教育・保育サービスの充実」が47.8%となっています。

【小学生児童】

「児童手当などの経済的な支援」の割合が52.9%と最も高く、次いで「身近な公園など安全な遊び場の確保」が46.1%、「医療機関の充実」が39.2%となっています。



⑦子育ての環境や支援に関する意見

【就学前児童】

子どもの年齢	意見
4歳	図書館などのイベントなど放送を聞き逃すと分からないので、チラシなどがあると嬉しいです。
3歳	乳幼児健診について、2歳の間一度実施して欲しい。午後から開始ではなく、午前にしてほしい。(昼寝の時間にかぶって機嫌が悪い。午前中の方が活発で受けやすい) 待ち時間を短くして欲しい。
3歳	同居家庭は放課後児童クラブに17時までしか利用できない事が納得できない。保育園では制限が無く働くことが出来たが、小学生になったら預けることができず労働時間を短くするしかなかった。家庭の環境や事情は、その家庭によって多様であり理由があっても全く考慮してもらうことができなかった。年長児と小学1年生は何が違うのか理解できない。せめて小学1年生は核家族と同様の時間まで利用させて欲しい。能美市は子育て支援に力を入れていると言っているが、疑問を感じる。
5歳	能美市に住み始めて5年ほどになりますが、大変住みやすく子育てしやすい環境だと感じています。要望があるとすれば、医療機関において、小児科以外だと皮膚科と耳鼻科に子どもを連れて行く事が多いのですが、以前小松市に住んでいたこともあり、小松の医院等に連れて行き受診しています。能美市内の医院でも小さい子を連れて行きやすい様な病院紹介などがあると嬉しいなと思います。
0歳	小学校への登下校の通学路が田んぼが多く、民家が少ない、または歩道が無い道を歩いて登下校させるのに心配です。防犯カメラの設置など考慮してもらえるといいです。
2歳	別居して生活・子育てをしている人達への支援をして欲しい。離婚前提で別居しているが、金銭面の不安から離婚できていない。婚姻費用を貰って生活しているが到底足りない。貯金を切り崩している。子どもが小さく思うように働けない。同居家族はいるが、再雇用と介護で働いていないため余裕がない。別居のひとり親にも支援が届くようにしてほしい。
6歳	子どもが安心して歩けるように道路の整備(川などに落ちないようになど)に力を入れてほしい。防犯対策をしっかりとしてほしい。
6歳	日頃より子育て支援に力を入れて活動してくださり、ありがとうございます。共働きでの子育てにより、子の病気で病児保育の利用を考えた事がありますが、能美市には辰口と根上の2つしかなく定員もいつもいっぱいであるという印象です。もう少し病児保育の施設を増やして頂けると安心です。

子どもの年齢	意見
4歳	<p>小学校の範囲が広いのにスクールバス等のサポートが無く不安。小学校1年生の徒歩で1時間以上かかり、交通量が多い道が多いのでとても不安である。スクールバスの導入、スクールゾーンの導入を求む。(根上地区、大成、福島地区)</p>
1歳	<p>市内の公園が古く、ブランコや滑り台鉄棒等が安心して使用できないので、市内外の子どもたちが安心して、安全に遊べるような環境設備になってほしい。柵も古いので危険だ。</p>
3歳	<p>保育園が多く働きながらの子育てはしやすいと思う一方で、学童の利用条件、利用時間、スケジュールへの柔軟性が低く、とても利用しづらく感じる。保育環境が充実している分、小学校に上がった途端に条件が一気に厳しくなったように感じて、ギャップに戸惑う保護者も多い。民間の方がましだと思ってしまう。</p>
0歳	<p>保育園の入園相談について各園に相談する前に話を聞ける窓口があると嬉しいです。1歳半~の入園希望ですが、0歳からでないかと落ちやすいとか、また妊娠中産前2か月預けられる制度がありますが、年子のため、年1回の申込では申請できませんでした。出産前に保活の流れを相談したり、園の空き状況を確認できるサービスがあると嬉しいです。</p>
3歳	<p>子どもへの性犯罪について、ニュースで見かけるたび不安になります。子ども達が被害にあう事が無いよう、教育・保育関係者に加害者が紛れ込まないような仕組みを期待しています。また子ども同士でもそういったいたずらが起きないよう、家庭での性教育に合わせて保育園や学校での教育もして頂けるといいなと思います。</p>
4歳	<p>交通に関して危険を感じる場面が多いです。狭い道、見通しの悪い道でもスピードを出したり、不注意だったりすることが多く今まで他県に住んでいた経験と比較すると不安を感じる場面が多々あります。</p>
5歳	<p>子どもの運動会や発表会などのイベントの時は必ず仕事を休めるようにしてもらいたい。子どもの人数に応じて休みの回数が増えるとうれしい。ひとり親は手当もだが、子どもと一緒に過ごす時間を優遇してもらえると嬉しい。子どもと過ごす時間がほしい。</p>
6歳	<p>中学校の通学にスクールバスを運行して頂きたいです。特に冬期は朝夕の送迎を家庭で毎日行うのは大変なので是非ご検討いただきたいです。高校(市外)に通学するための交通手段の充実を図っていただきたいです。</p>

【小学生児童】

子どもの学年	意見
1年生	発達障害、自閉症と言われ、子育ての大変さがあり、どうしていいかわからない時があります。気軽に相談できるところに情報共有できればうれしいです。
5年生	公立の学習塾をつくってほしいです。どこかの自治体にはあるとテレビで見ました。塾に行きたいと言われても、お金や送迎時間の問題で行かせられません。勉強したいと言っているのに、させてあげられなのは悔しいです。
6年生	学校に通えない子が多くなっている事を時々耳にしますが、社会や大人の課題の様な気がします。もう一度親として、大人が自分の行動、言動を見つめ直し、これからの子ども達の未来に向け、成長していける様に話し合い行動したい。
3年生	天気が悪い日に室内で遊べる施設がほしい。大きな遊具等がないと小学生には満足しないので、思いっきり体が動かせる場所をつくってほしい。休日に遊びに行く場所がない。(悪天候時)
3年生	休日になると、友達の家に来るようになった。児童館に行くように言っても「学童に行っているから飽きた」と言い、いろいろな友達の家を回っては断られているようだ。何かいい居場所はないかなと思う。
3年生	能美市は子ども用品を購入できる店舗がない(西松屋やバースディなど)のでとても不便です。空いている土地や空き店舗はあるので、ぜひ誘致してもらいたいです。
4年生	教育において、学校や保育機関の方々にゆとりがないと子ども達に十分な対応ができないと感じるので、労働環境の改善が望ましいと思います。
4年生	全ての職場において育児休暇、時短勤務などを取りやすい環境になる事で子育てしやすい、また、仕事もしやすくなる事につながるのではないかと思います。
5年生	子どもの人数に応じて、生活費に使える「のみ応援券」の様なものがあると嬉しい。子育て世帯のインフルエンザ助成券(大人用の金額でなくても千円分など)など。
6年生	のみバスなど交通機関を充実させてほしい。習い事の送迎など全て親の事になってしまい、親の時間の都合が合わない場合は思う様に習い事をさせてあげられていない子が多くいる。将来高校への進学と交通手段が限られてくるので、親の送迎が必要となるため負担が大きい。
6年生	教師の負担軽減において、教師や補助をする人の補充、拡充に力を注ぐべきであり、子どもが部活動など学ぶ機会を減らす事がないようにしてもらいたい。

子どもの学年	意見
4年生	<p>白山市と比べると大きな公園が少ないように感じる。近くに公園があって助かるが、毎日行くとどうしても飽きてしまうので、遠くの公園や施設に行く事になり負担になっている。また道が細い所においても自転車が早いスピードで通過していくので、とても心配しています。速度制限の見直しや取り締まりの強化をお願いします。</p>
4年生	<p>経済力と学力はやはり関係があるとしみじみ思っています。何をさせるにもお金がかかり、やりたくてもやれない子もいます。土日など各学校でサークル活動など月に1回でもあればと思います。</p>
6年生	<p>2人目から3人目を産む時、経済的不安でつくるか悩みました。それでもきっとなんとかなると思って、3人目を産みましたが、やはり3人とも教育資金に悩みます。子どもが多いと結局大学までは難しいので、そういう不安が少子化につながっていると思います。生活をきりつめて頑張っていて、周りのひとりっ子家庭が旅行へ行っているのを見ると、失敗したかなあとか。でも3人ともとてもかわいく、授かって産んだことは後悔していません。能美市はのんびりしたところがいい所で、子育てには良い所だと思いますが、もっともっと皆が能美市を好きになれたらいいですね。</p>
2年生	<p>市内に保育園しかないのも、もう少し教育的要素のある保育施設が必要。例えば、保育園の中で希望する子どもへスイミングスクールへ通わせたり、ピアノ教室、体操教室等、親が送迎等しなくても、園の中で完結して教育してほしい。</p>
2年生	<p>子どもは子ども同士で遊んで、関わりを学んでほしい。学童も良いですが、もっと身近な所で日常を過ごしてほしいと思います。昔のように外で遊ぶことが難しい時代ですが、公民館をもっと利用できたらと思います。地域の大人も一緒になって、子どもが安心できる日々を送らせたいです。</p>
5年生	<p>夏場や冬場、屋外での活動が難しい所、児童館を利用して子どもと遊びたい時がある。しかし、体育館に冷暖房がないため、特に夏は使用する事ができない。新しい施設を作ったり、給食費を無料にする必要はないので、子ども達が安全に過ごせる児童館の設備を充実させてほしい。</p>
3年生	<p>性の多様性やLGBTQに関する学びを幼少の頃から行ってほしい。LGBTQの子ども達が安心して保育園や学校で過ごす事ができるように、権利を保障してほしい。そのために制服やトイレなどハード面の見直しをお願いしたい。</p>
6年生	<p>ほとんどの人が大学や専門学校まで進学する時代なので、保護者としては学費の負担が一番心配です。特に複数人の子どもがいる家庭の負担は大きいです。安心して2人3人と子どもを育てられるように、大学までの学費に対する支援を国の支援に上乗せする形で行ってほしい。</p>

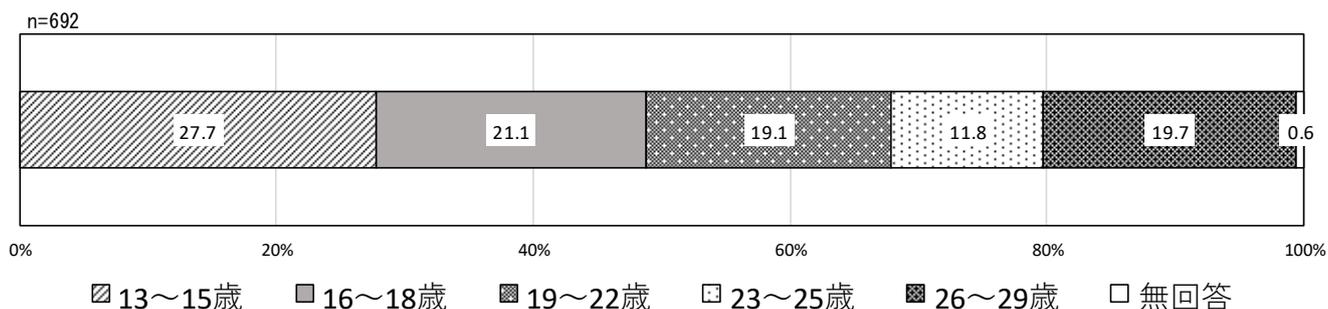
【子ども・若者の意識と生活に関する調査】

①あなた自身のことについて

■回答者の年齢

あなたの年齢をお答えください。

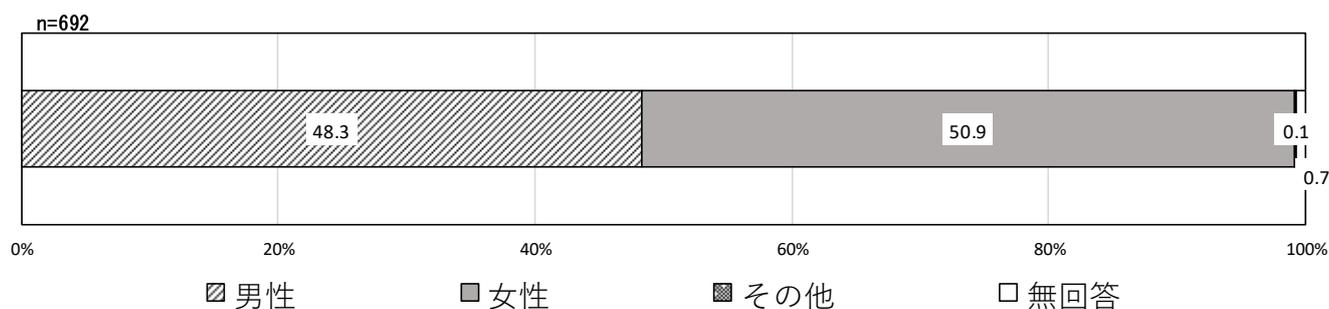
「13～15歳」の割合が27.7%と最も高く、次いで「16～18歳」が21.1%、「26～29歳」が19.7%となっています。



■回答者の性別

あなたの性別をお答えください。

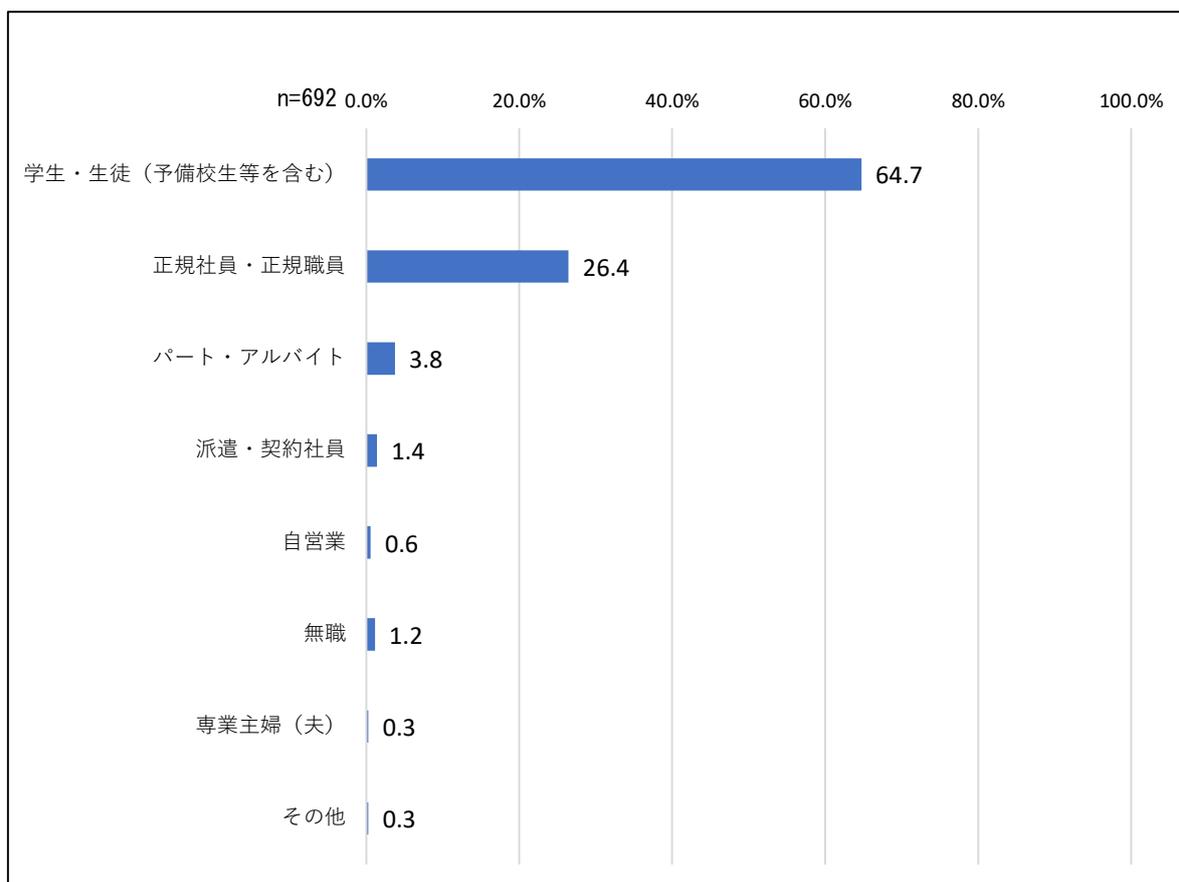
「女性」の割合が50.9%と最も高く、次いで「男性」が48.3%、「その他」が0.1%となっています。



■回答者の職業等

あなたの現在の仕事等をお答えください。

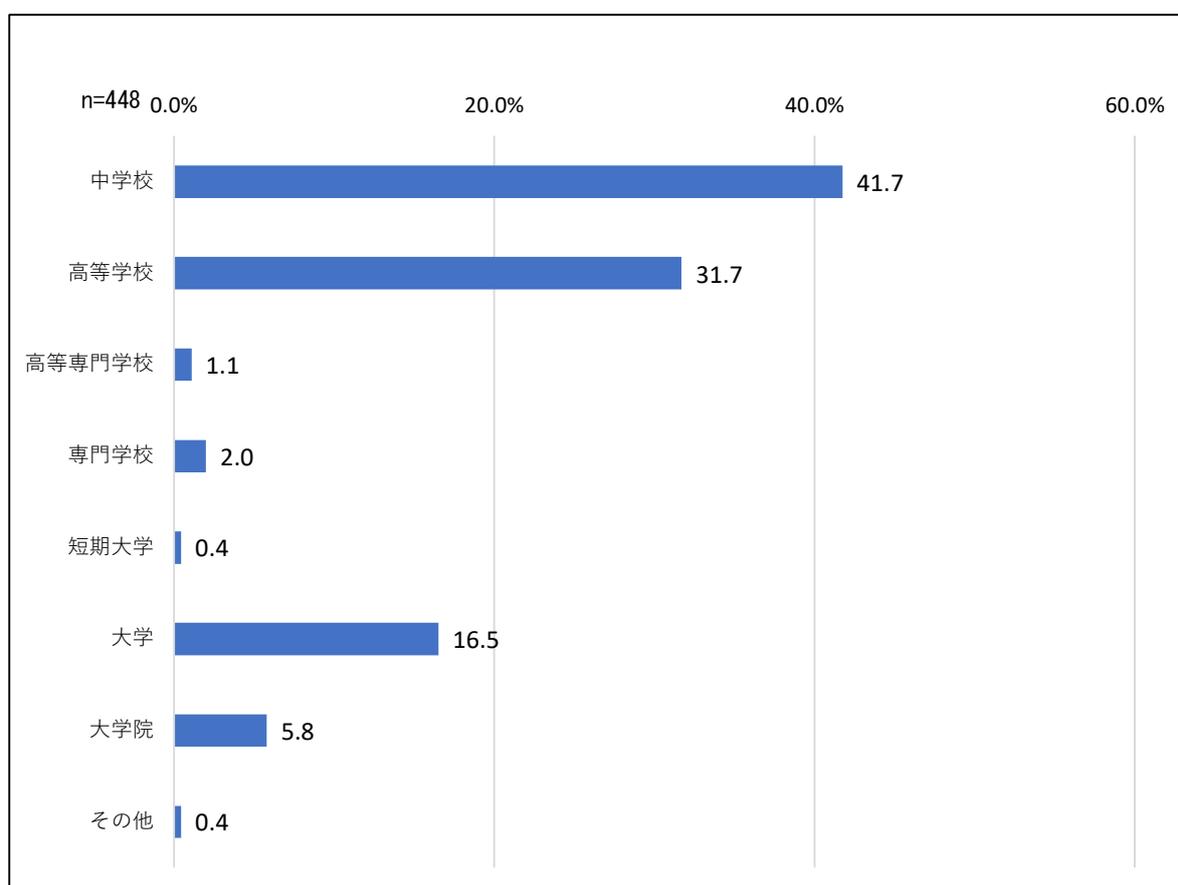
「学生・生徒（予備校生等を含む）」の割合が64.7%と最も高く、次いで「正規社員・正規職員」が26.4%、「パート・アルバイト」が3.8%となっています。



■回答者の通っている学校

あなたが現在通っている学校はどこですか。

「中学校」の割合が41.7%と最も高く、次いで「高等学校」が31.7%、「大学」が16.5%となっています。

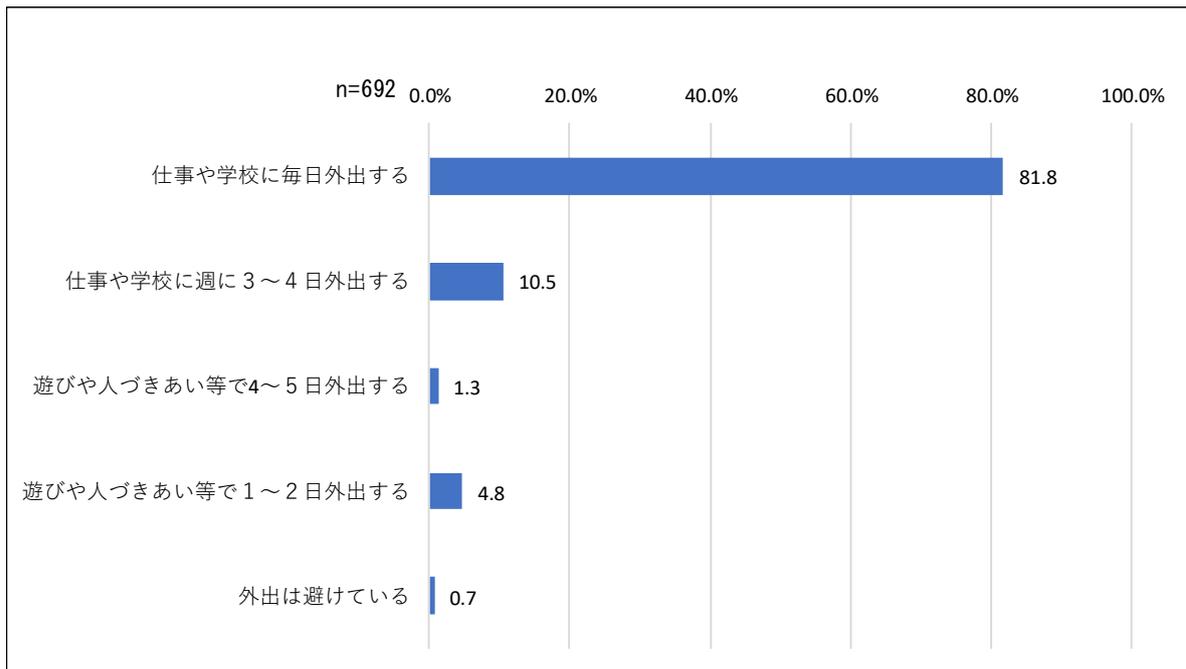


②生活及び地域とのかかわりについて

■平日どのくらい外出するか

あなたは平日どのくらい外出しますか。

「仕事や学校に毎日外出する」の割合が81.8%と最も高く、次いで「仕事や学校に週に3～4日外出する」が10.5%、「遊びや人づきあい等で1～2日外出する」が4.8%となっています。



■外出を避けている程度

外出を避けている程度はどのくらいですか。（「外出は避けている」と答えた方のみ）

「自室から出るが、家からは出ない」の回答が2件、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「自室からほとんど出ない」「その他（休日であれば家族に伴って外出する）」がそれぞれ1件となっています。

■外出を避けるようになってどのくらい経つか

外出を避けるようになってどのくらい経ちますか。（「外出は避けている」と答えた方のみ）

「6か月以上1年未満」「1年以上3年未満」の回答がそれぞれ2件、「5年以上7年未満」が1件となっています。

■外出を避けるようになったきっかけ

外出を避けるようになったのは、どのようなきっかけですか。（「外出は避けている」と答えた方のみ）（複数回答）

「学校へ行くのがいやになった」の回答が2件、「人と接するのがいやになった」「病気やケガをした」「その他（コロナの頃からの習慣）」がそれぞれ1件となっています。

■現在の状態について、関係機関に相談したいと思うか

現在の状態について、関係機関に相談したいと思えますか。（「外出は避けている」と答えた方のみ）

「思わない」の回答が4件、「非常に思う」が1件となっています。

■相談したいと思わない理由

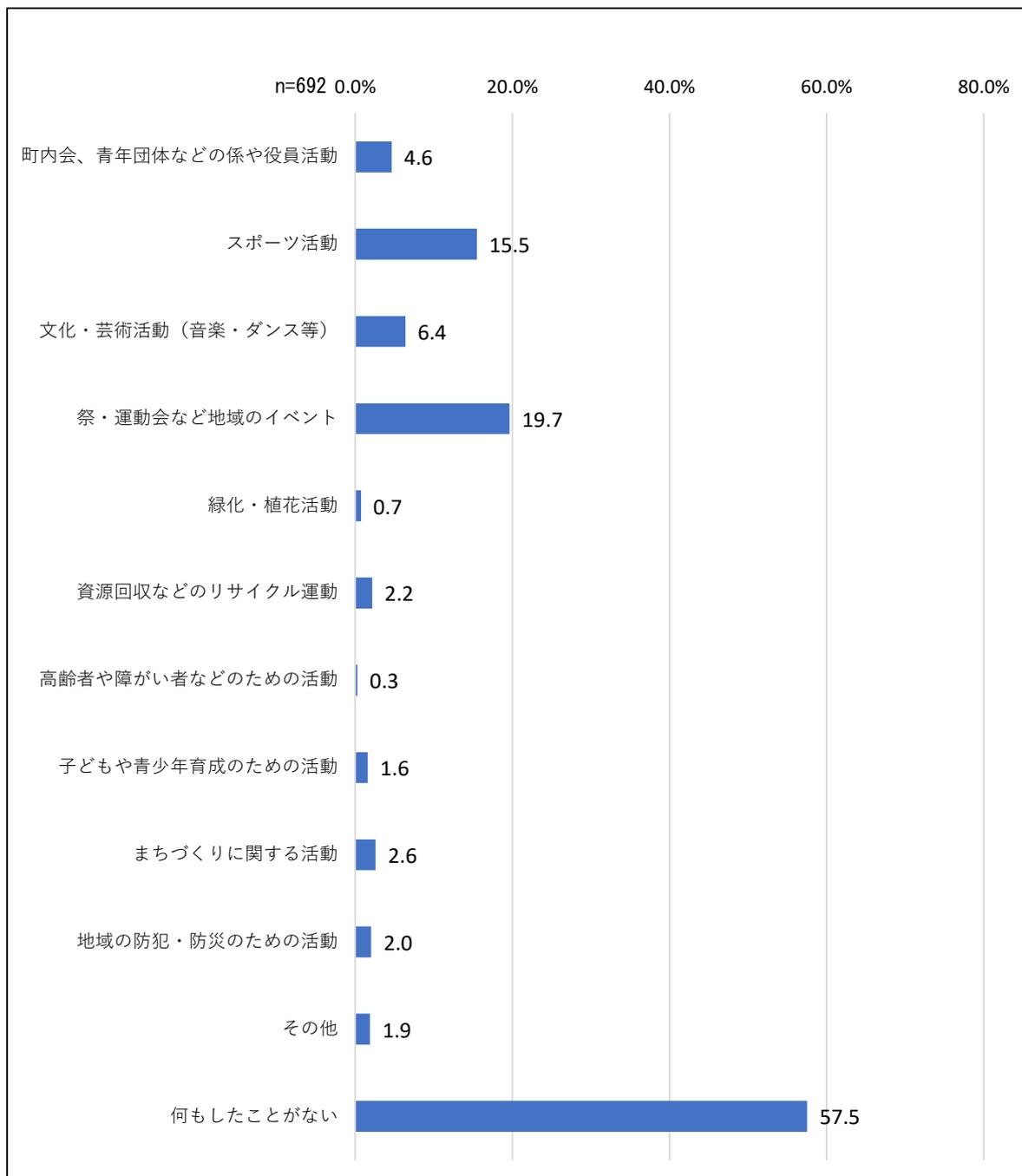
相談したいと思わない理由は何ですか。（相談したいと「思わない」と答えた方のみ）（複数回答）

「特に理由はない」の回答が3件、「行っても解決できないと思う」「お金がかかると思う」がそれぞれ1件となっています。

■学校や仕事以外で現在参加している活動、この1年以内に参加した活動

学校や仕事以外で現在参加している活動、この1年以内に参加した活動をお答えください。（複数回答）

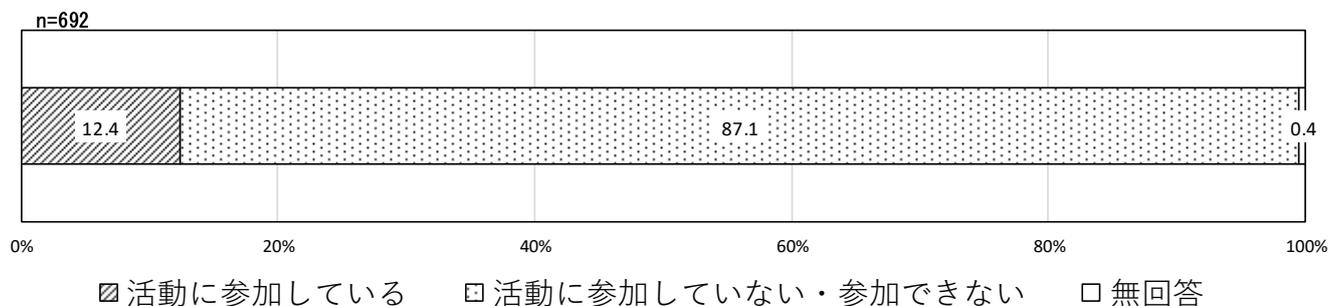
「何もしたことがない」の割合が57.5%と最も高く、次いで「祭・運動会など地域のイベント」が19.7%、「スポーツ活動」が15.5%となっています。



■お住いの地域の活動やボランティア活動に参加しているか

お住いの地域の活動やボランティア活動に参加していますか。

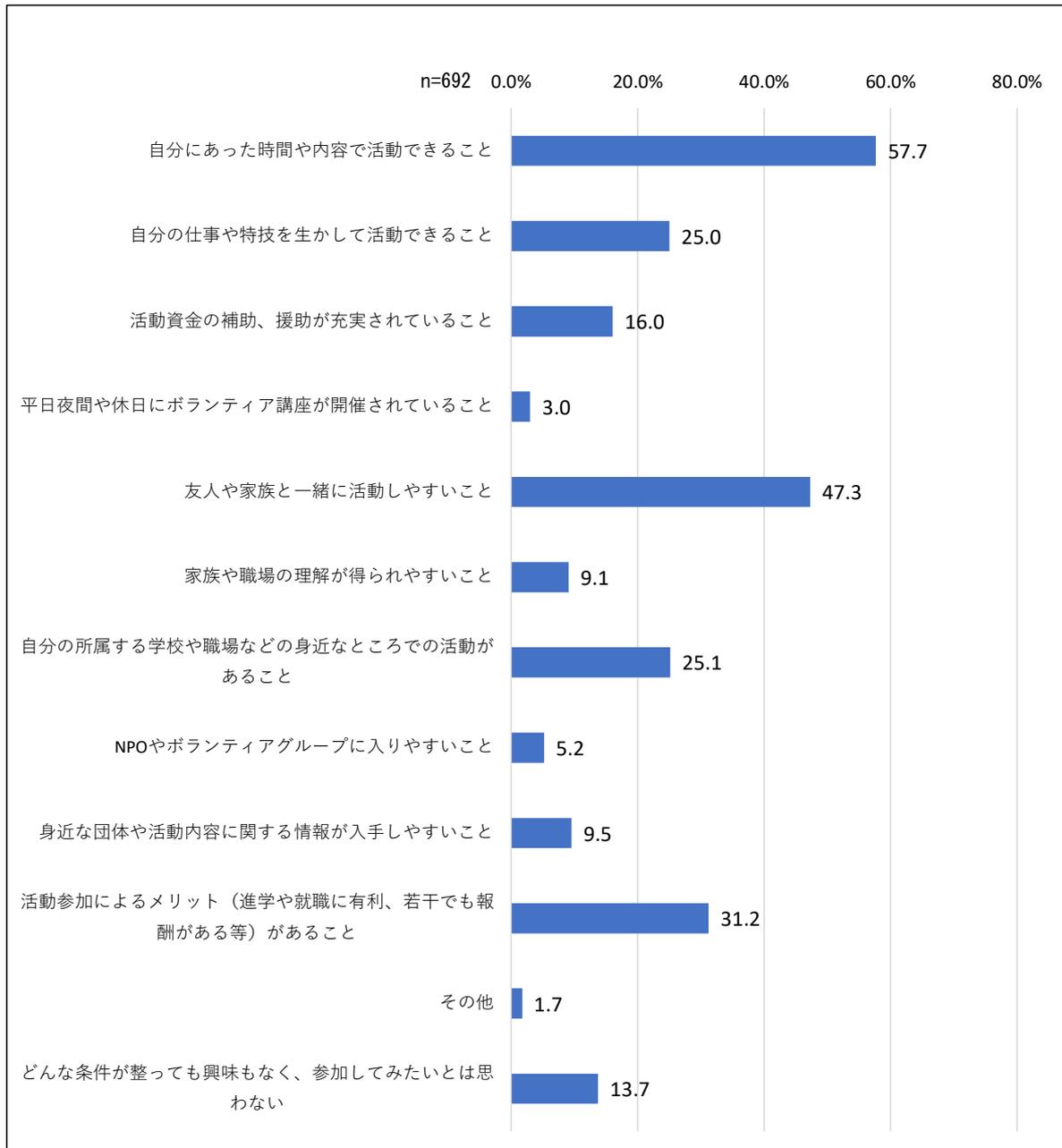
「活動に参加していない・参加できない」の割合が87.1%と最も高く、次いで「活動に参加している」が12.4%となっています。



■どのような条件が整えば地域の活動やボランティア等に参加しやすくなると思うか

どのような条件が整えば、地域の活動やボランティア、NPO 活動等に参加しやすくなると思いますか。（複数回答）

「自分にあった時間や内容で活動できること」の割合が57.7%と最も高く、次いで「友人や家族と一緒に活動しやすいこと」が47.3%、「活動参加によるメリット（進学や就職に有利、若干でも報酬がある等）があること」が31.2%となっています。

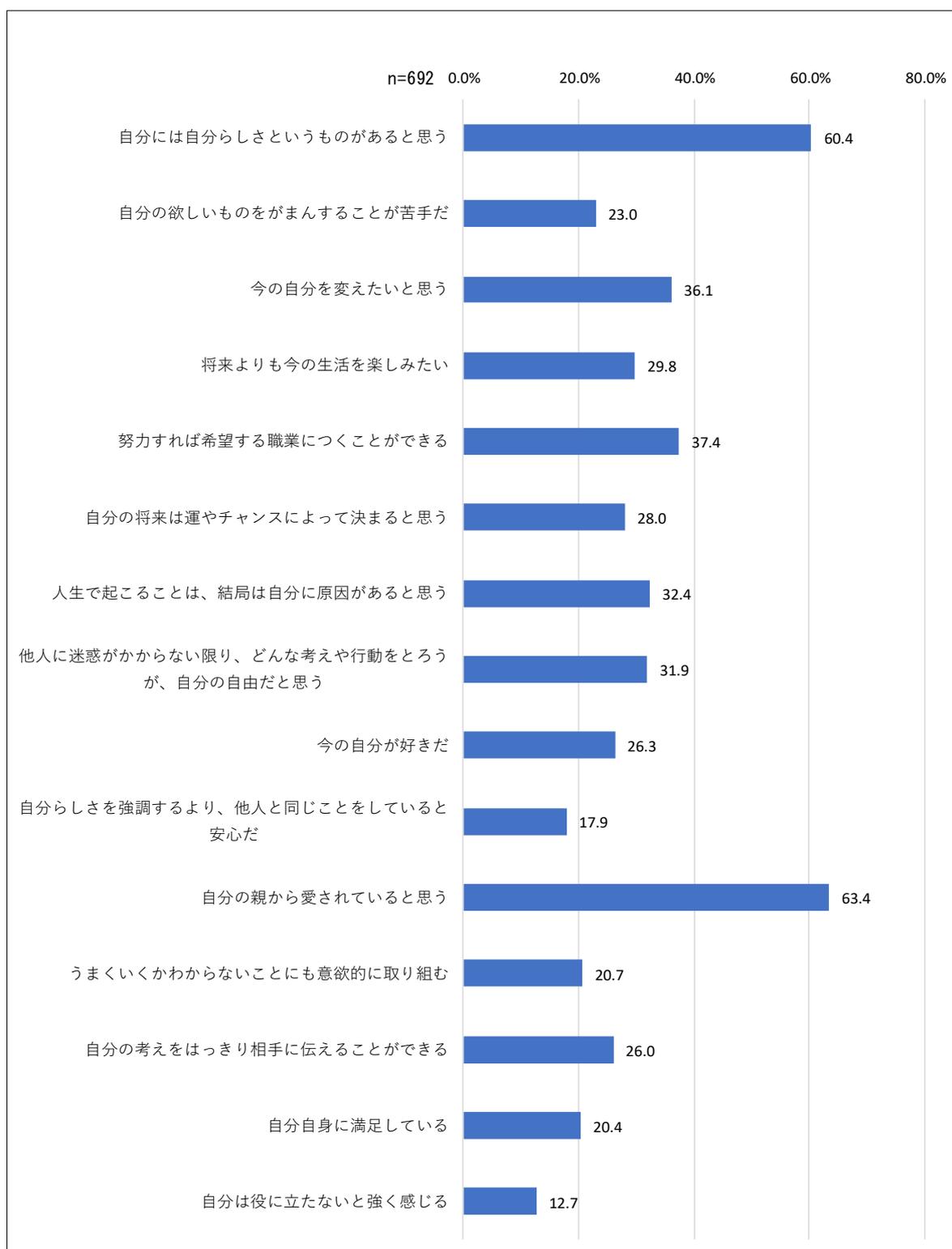


③あなたの日頃の意識や思いについて

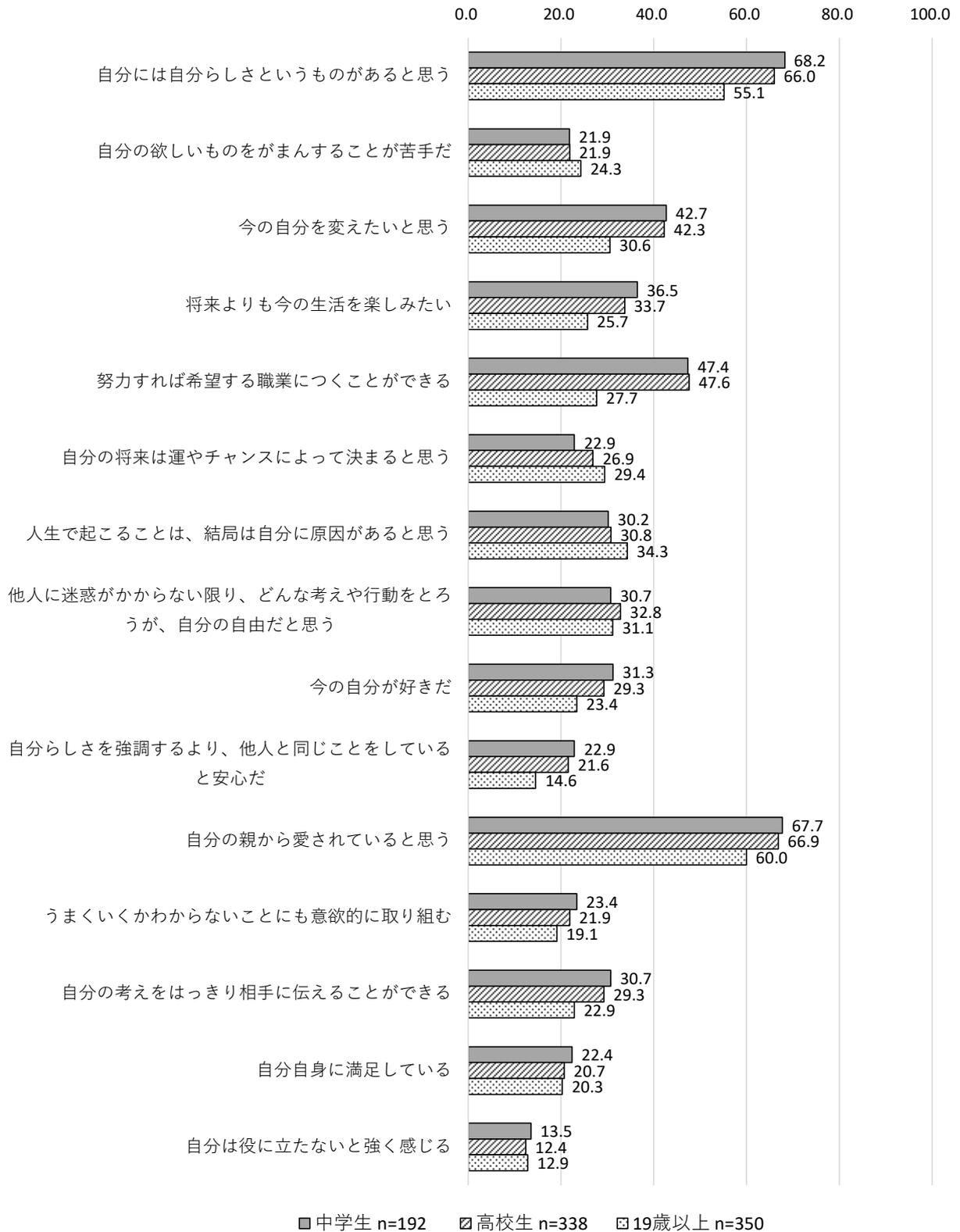
■あなた自身について、あてはまるもの

あなた自身について、あてはまるものをお答えください。(複数回答)

「自分の親から愛されていると思う」の割合が63.4%と最も高く、次いで「自分には自分らしさというものがあると思う」が60.4%、「努力すれば希望する職業につくことができる」が37.4%となっています。



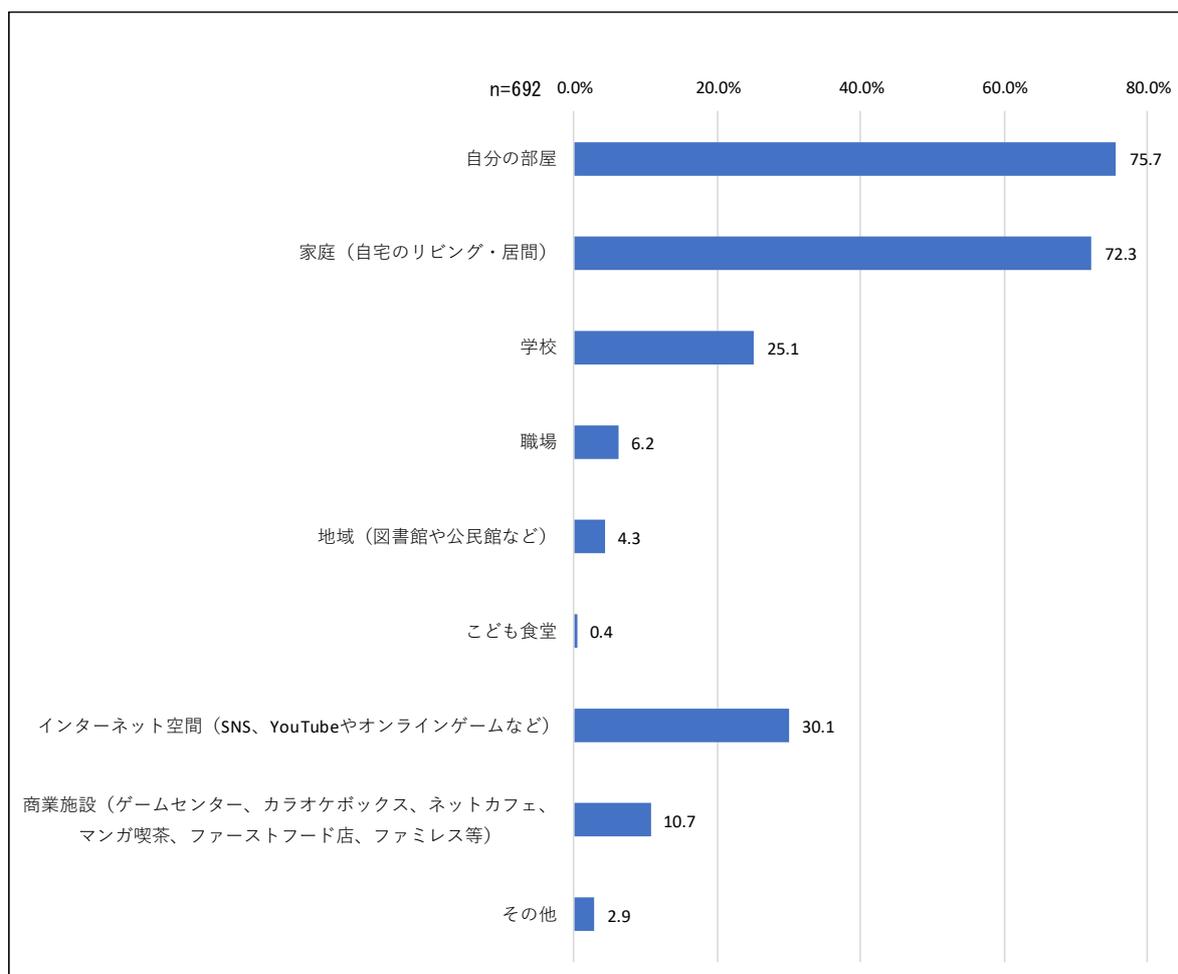
【年代別】



■あなたにとって居場所になっているもの

次の場所で、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっているものをお答えください。（複数回答）

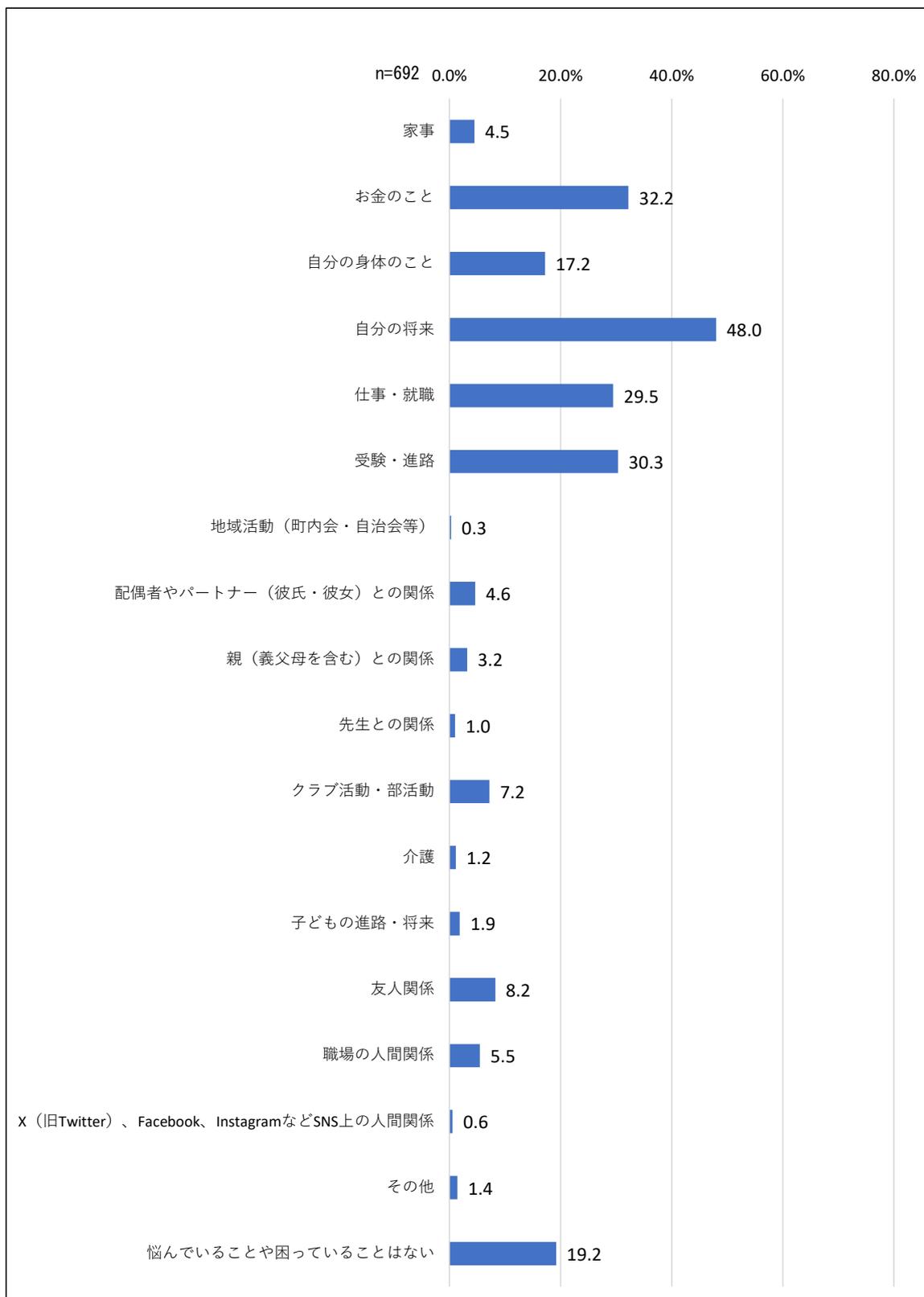
「自分の部屋」の割合が75.7%と最も高く、次いで「家庭（自宅のリビング・居間）」が72.3%、「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」が30.1%となっています。



■悩んでいることや困っていること

あなたは次の中で悩んでいることや困っていることはありますか。(複数回答)

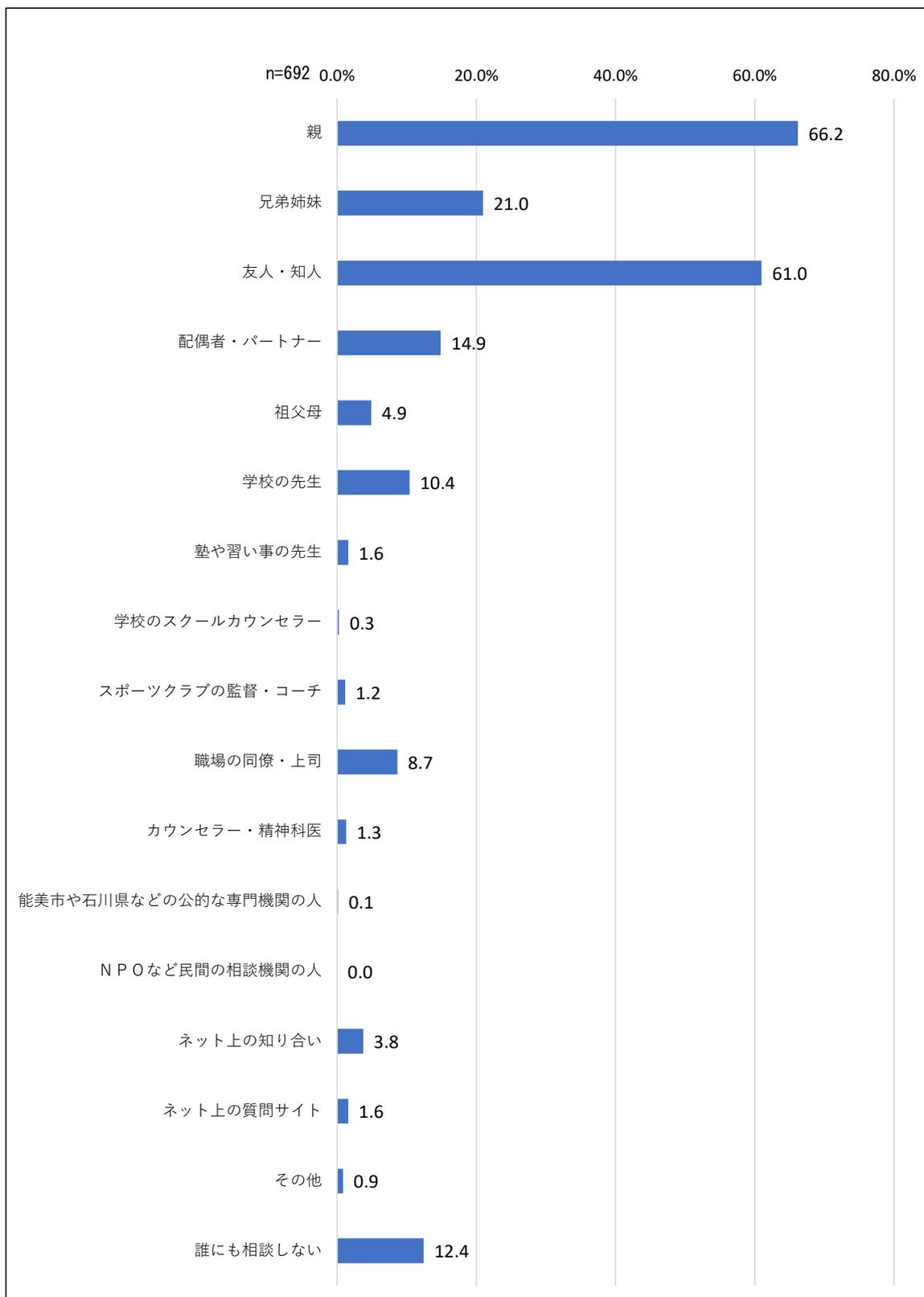
「自分の将来」の割合が48.0%と最も高く、次いで「お金のこと」が32.2%、「受験・進路」が30.3%となっています。



■悩みごとがあるとき、誰に相談するか

あなたはだん悩みごとがあるとき、誰に相談しますか。(複数回答)

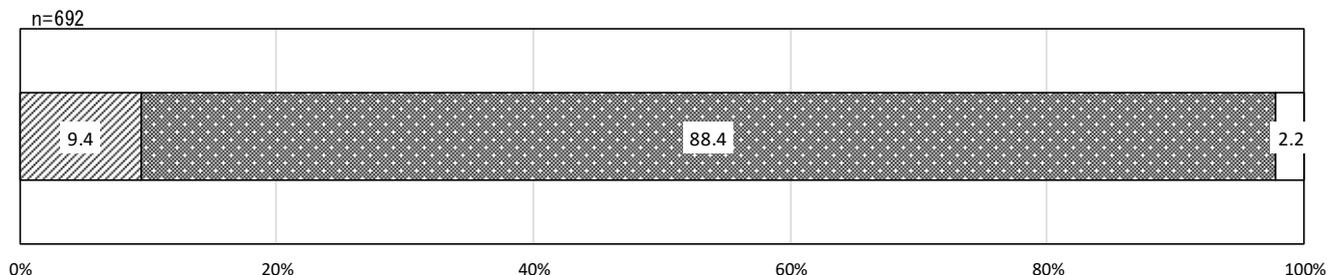
「親」の割合が66.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が61.0%、「兄弟姉妹」が21.0%となっています。



■現在、結婚しているか

現在、あなたは結婚されていますか。

「結婚したことがない」の割合が88.4%と最も高く、次いで「結婚している」が9.4%となっています。

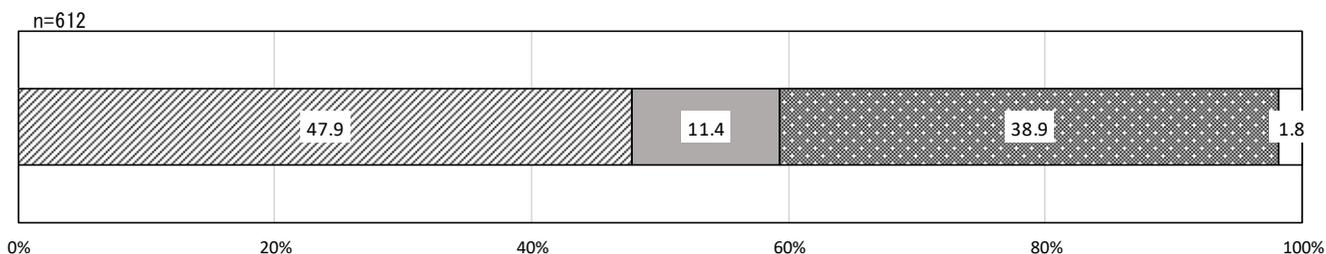


- ▨ 結婚している
- 結婚したことはあるが、今はそうではない (離婚または死別した)
- ▩ 結婚したことがない
- 無回答

■結婚の希望

あなたは、今後結婚をしたいと思えますか。(「結婚したことがない」と回答した方のみ)

「結婚したい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「わからない」が38.9%、「結婚したくない」が11.4%となっています。

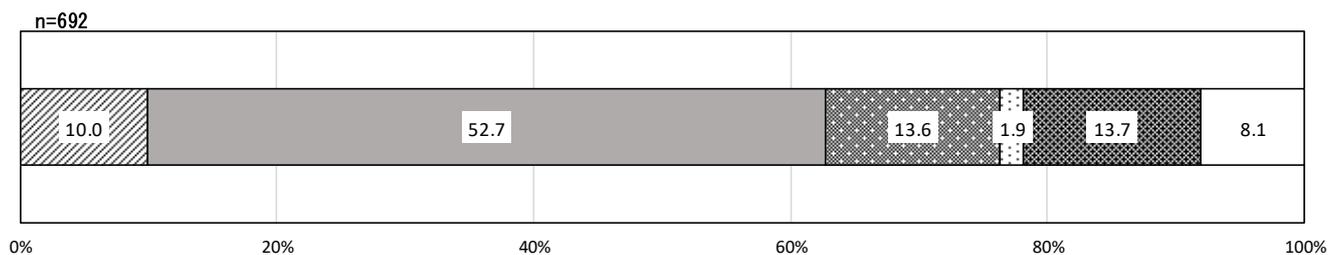


- ▨ 結婚したい
- 結婚したくない
- ▩ わからない
- 無回答

■理想のこどもの数

子どもをもつなら何人が理想ですか。

「2人」の割合が52.7%と最も高く、次いで「子どもは欲しくない」が13.7%、「3人」が13.6%となっています。

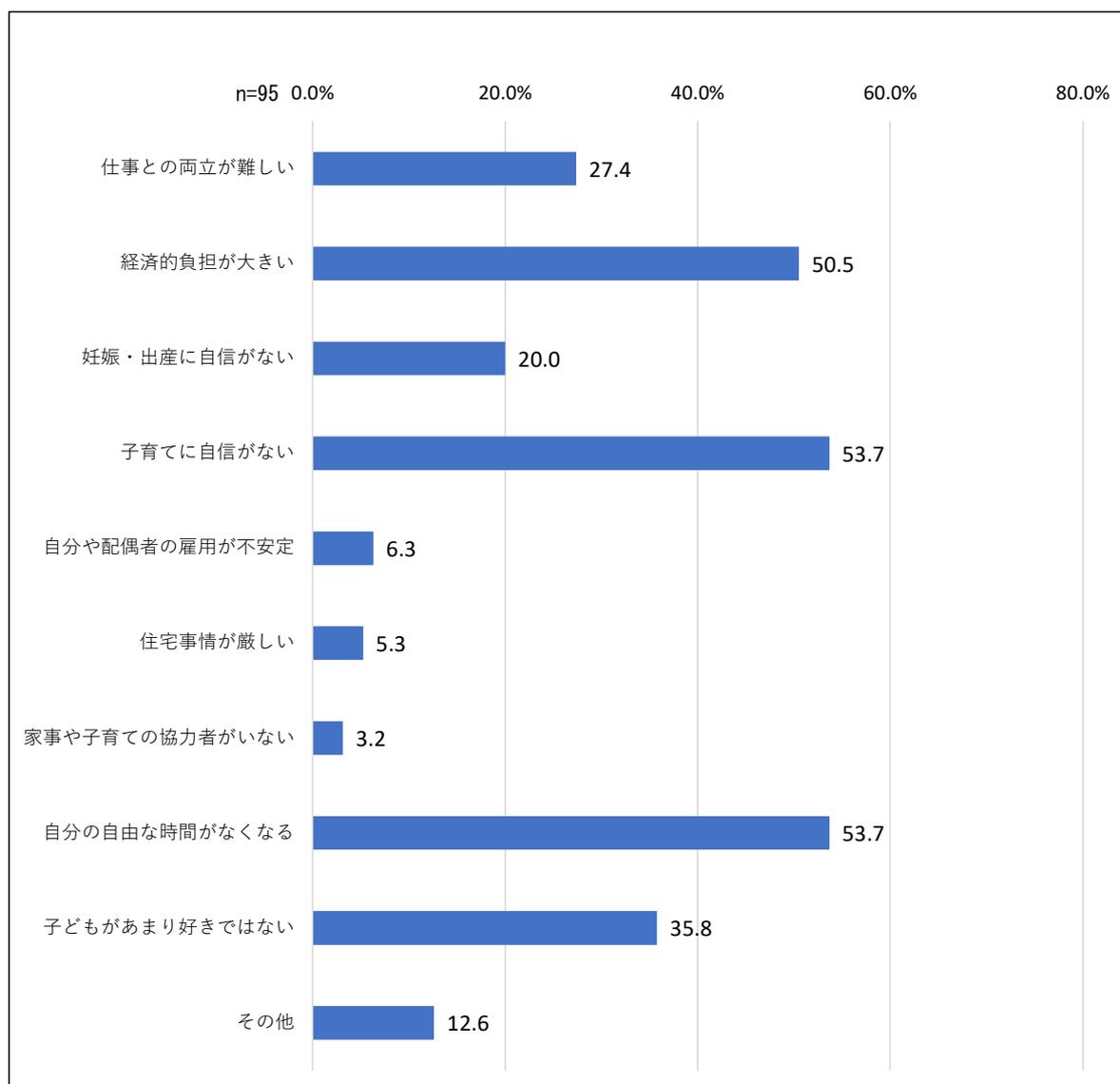


- ▨ 1人
- 2人
- ▩ 3人
- ▨ 4人以上
- ▩ 子どもは欲しくない
- 無回答

■こどもは欲しくない理由

子どもは欲しくない理由は何ですか。（「子どもは欲しくない」と回答した方のみ）
（複数回答）

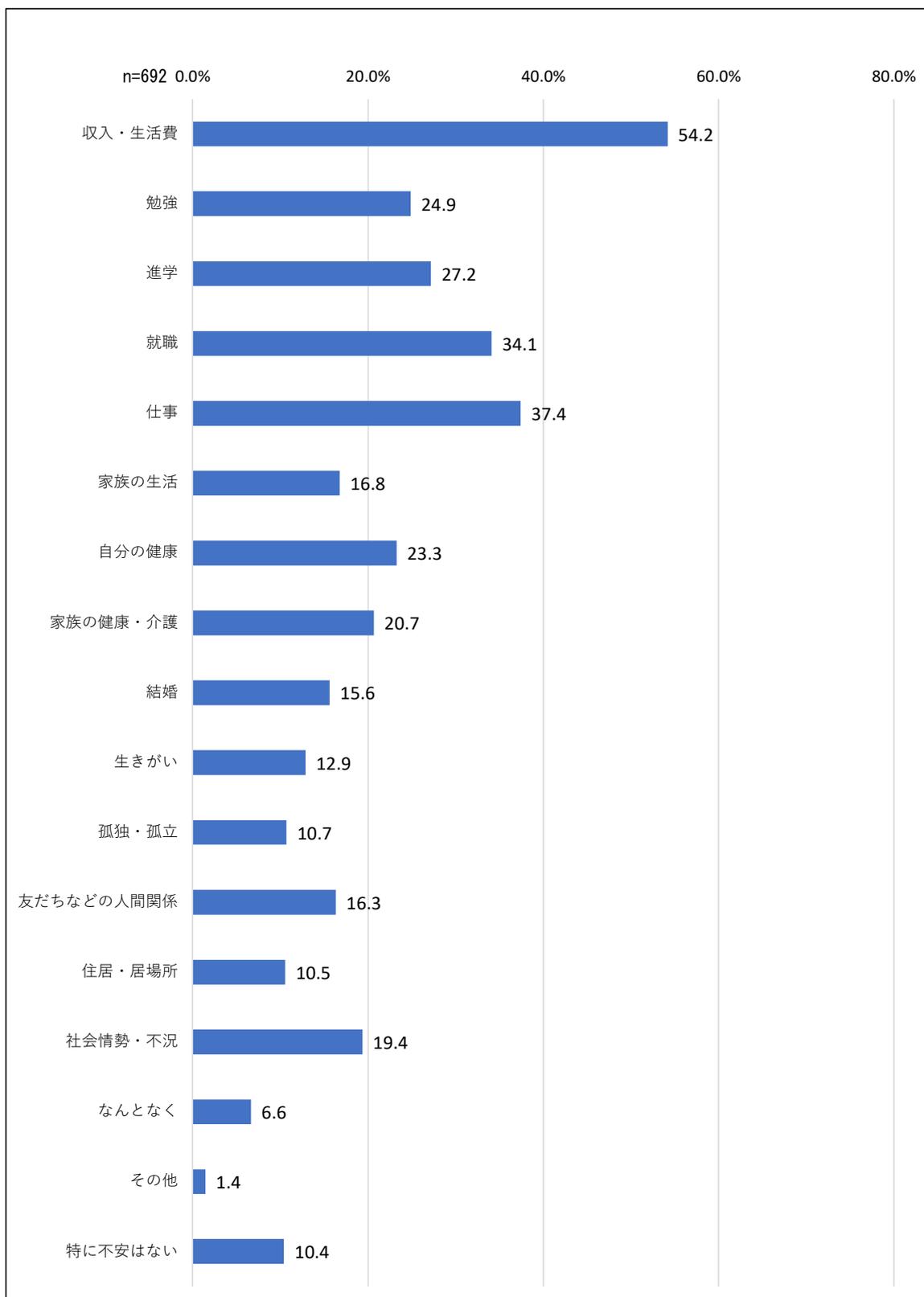
「子育てに自信がない」「自分の自由な時間がなくなる」の割合が53.7%と最も高く、次いで「経済的負担が大きい」が50.5%となっています。



■ 将来への不安

将来への不安は何ですか。(複数回答)

「収入・生活費」の割合が54.2%と最も高く、次いで「仕事」が37.4%、「就職」が34.1%となっています。

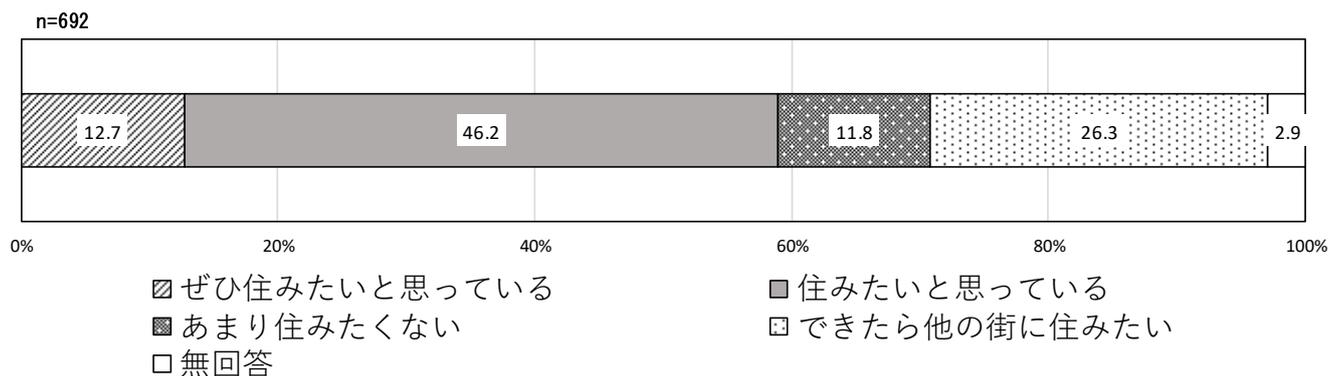


■市への定住意向

あなたは将来的にも能美市に住みたいと思っていますか。

「住みたいと思っている」の割合が46.2%と最も高く、次いで「できれば他の街に住みたい」が26.3%、「ぜひ住みたいと思っている」が12.7%となっています。

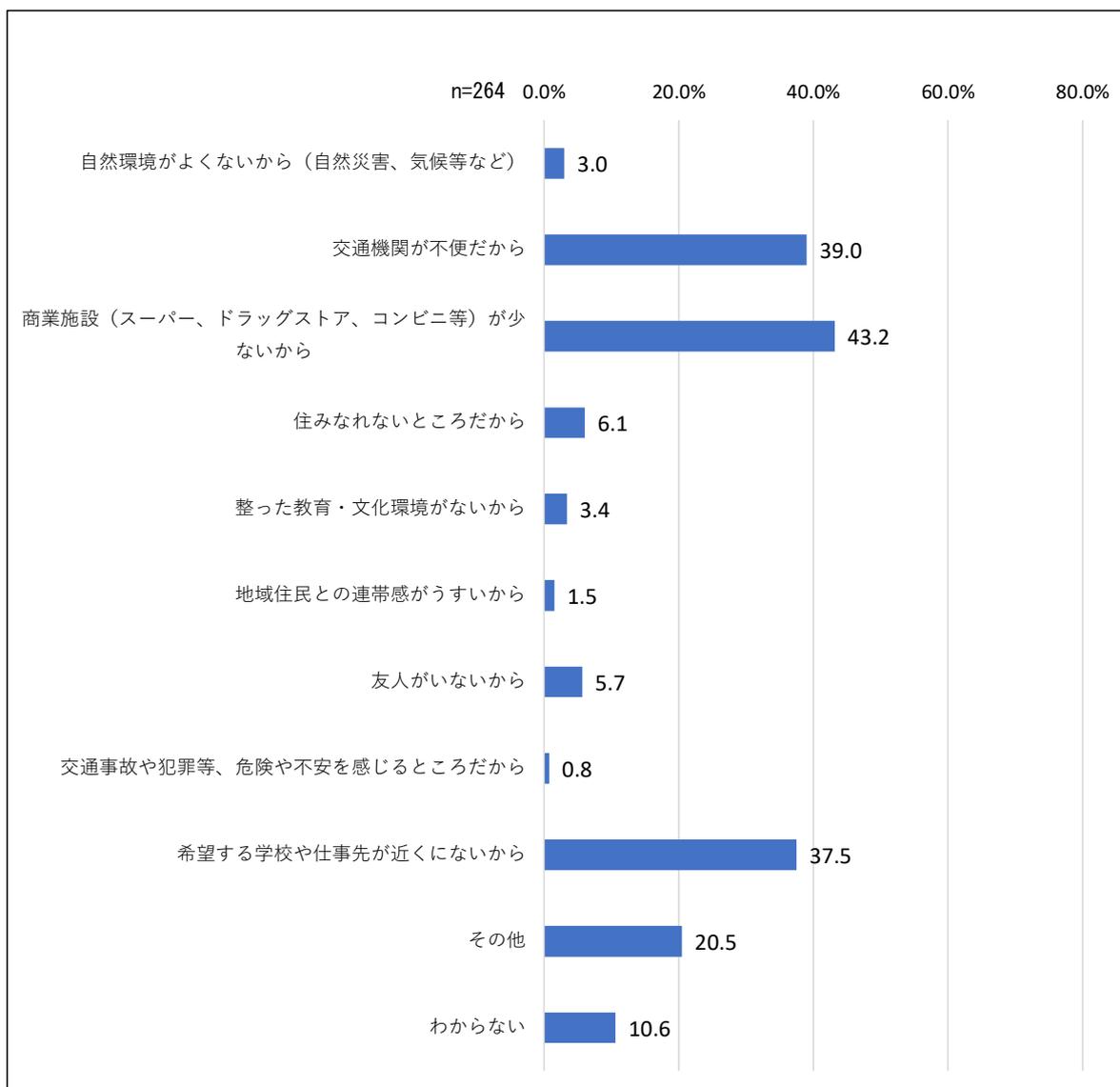
また、「ぜひ住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」をあわせた『住みたい』は58.9%となっています。



■住みたくない理由

その理由をお答えください。（「あまり住みたくない」「できれば他の街に住みたい」と回答した方のみ）（複数回答）

「商業施設（スーパー、ドラッグストア、コンビニ等）が少ないから」の割合が43.2%と最も高く、次いで「交通機関が不便だから」が39.0%、「希望する学校や仕事先が近くにならないから」が37.5%となっています。

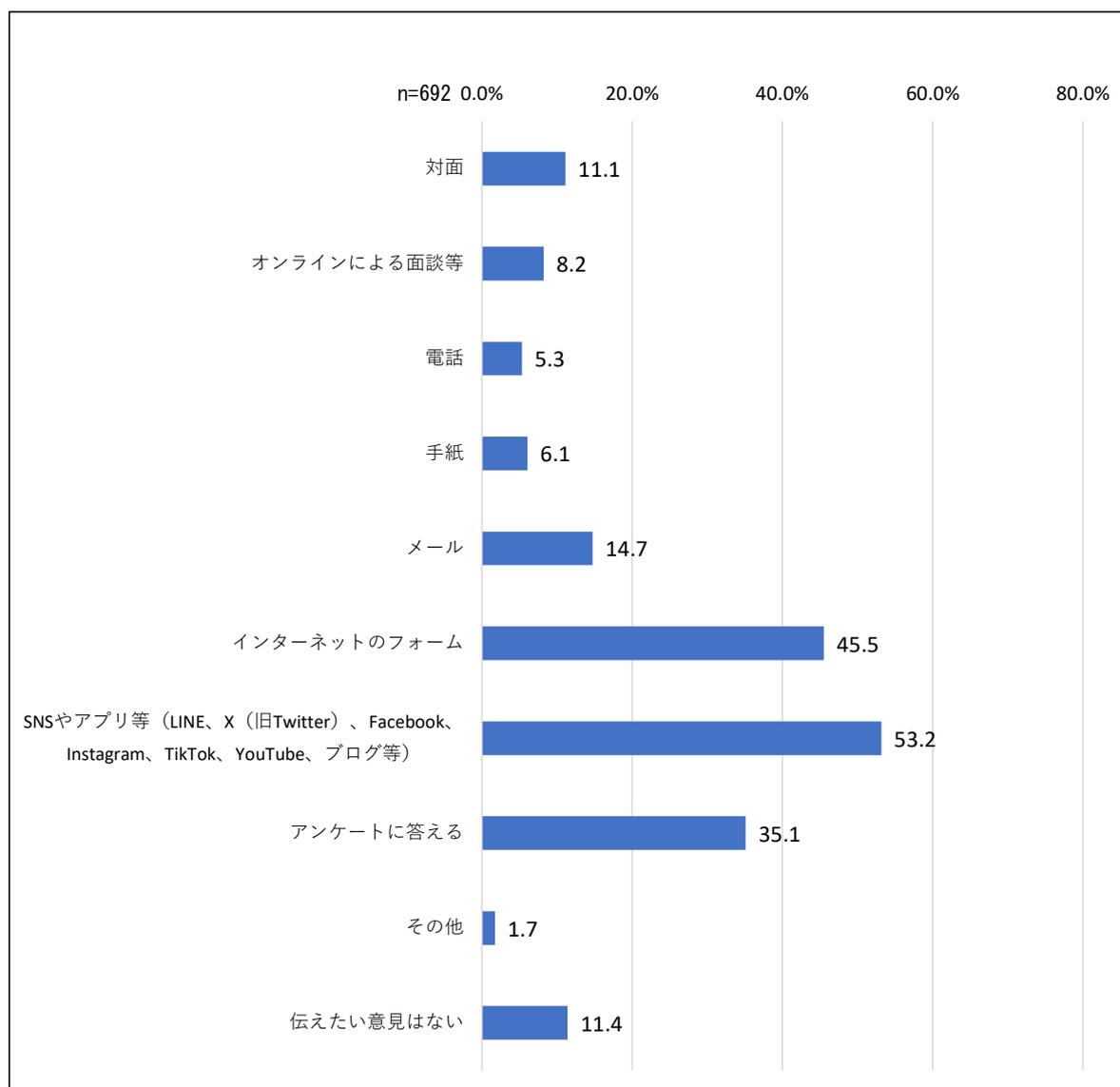


④子どもや若者の意見反映や子育て施策に関することについて

■どのような方法や手段があれば、能美市に対して意見を伝えやすいか

国では、まちづくり等を行うにあたって、子どもや若者の意見の反映に取り組んでいます。どのような方法や手段があれば、能美市に対して意見を伝えやすいですか。(複数回答)

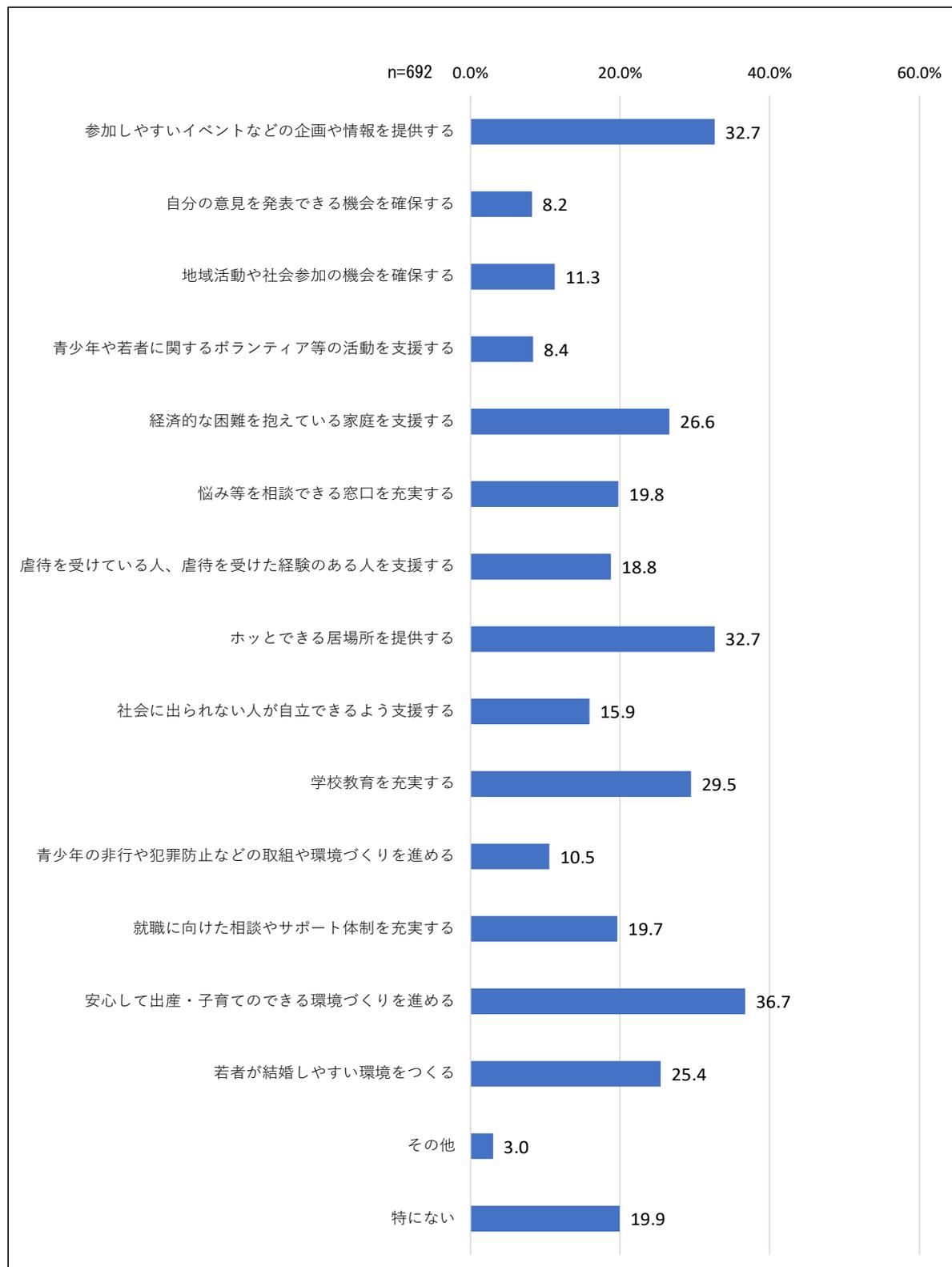
「SNSやアプリ等(LINE、X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、TikTok、YouTube、ブログ等)」の割合が53.2%と最も高く、次いで「インターネットのフォーム」が45.5%、「アンケートに答える」が35.1%となっています。



■能美市が取り組む子どもや若者の施策に望むこと

あなたは、能美市が取り組む子どもや若者の施策にどんなことを望みますか。(複数回答)

「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」の割合が36.7%と最も高く、次いで「参加しやすいイベントなどの企画や情報を提供する」「ホッとできる居場所を提供する」が32.7%となっています。

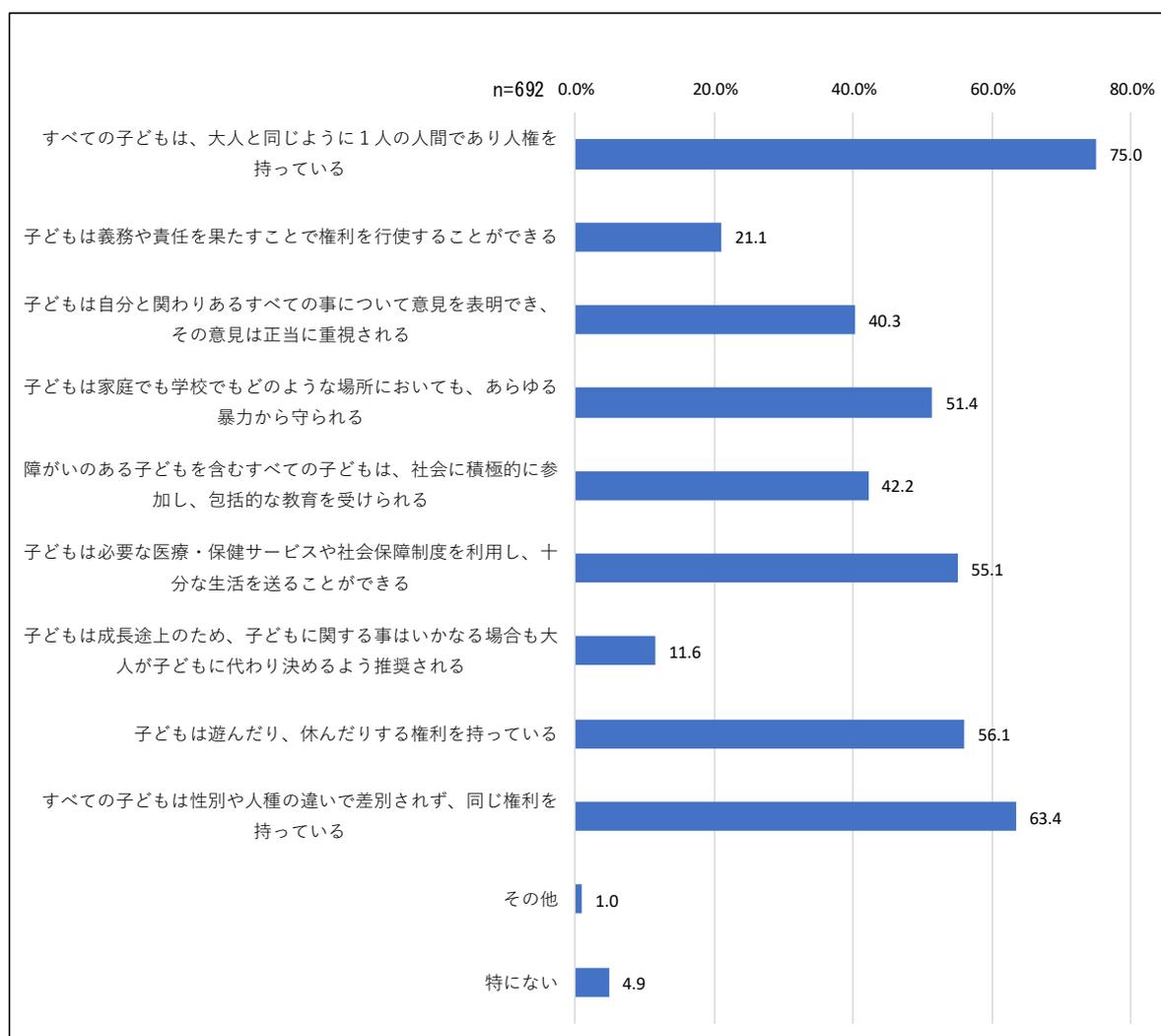


⑤子どもにとって大切だと思う権利について

■子どもにとって大切だと思う権利

子どもにとって大切だと思う権利は何ですか。(複数回答)

「すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている」の割合が75.0%と最も高く、次いで「すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている」が63.4%、「子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている」が56.1%となっています。



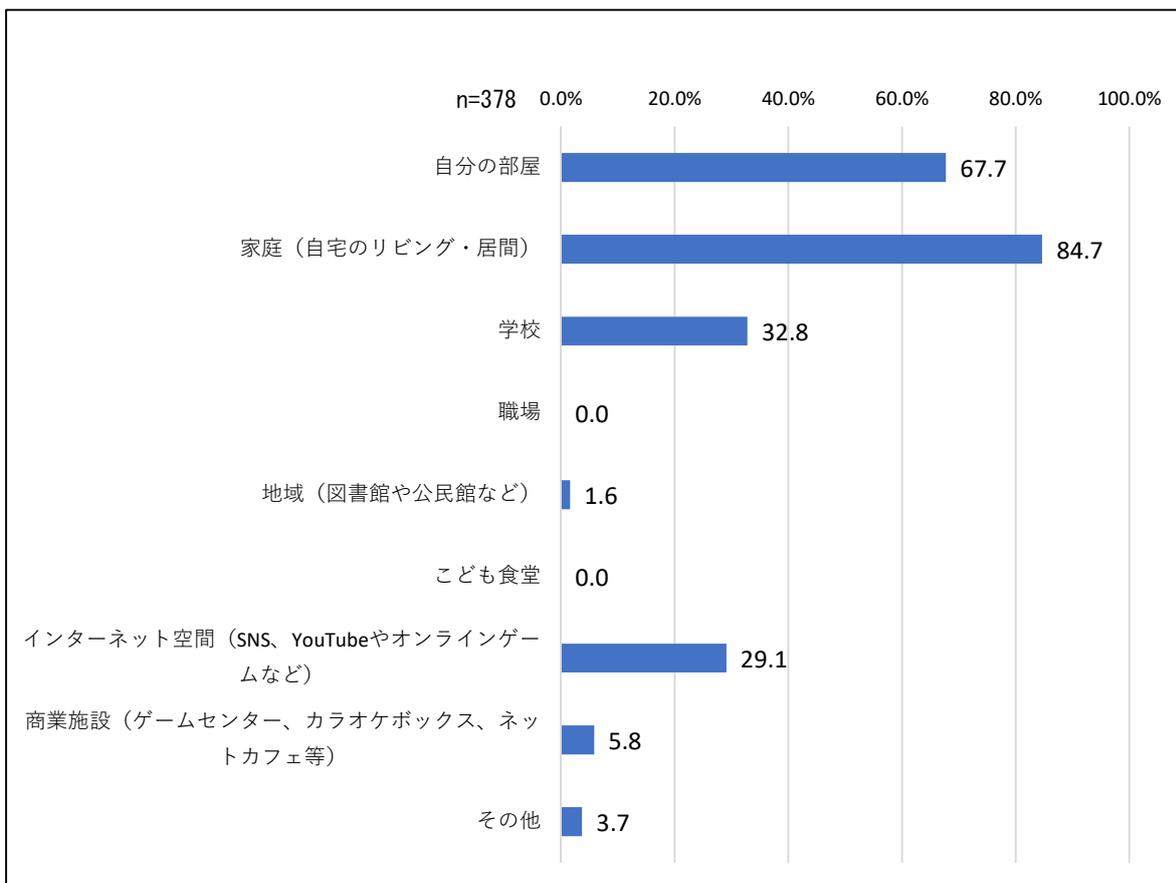
【子ども・若者の意識と生活に関する調査（13歳～18歳以下の保護者）】

①お子さんや子育てのことについて

■お子さんにとっての居場所

あて名のお子さんにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）はどこだと思いますか。（複数回答）

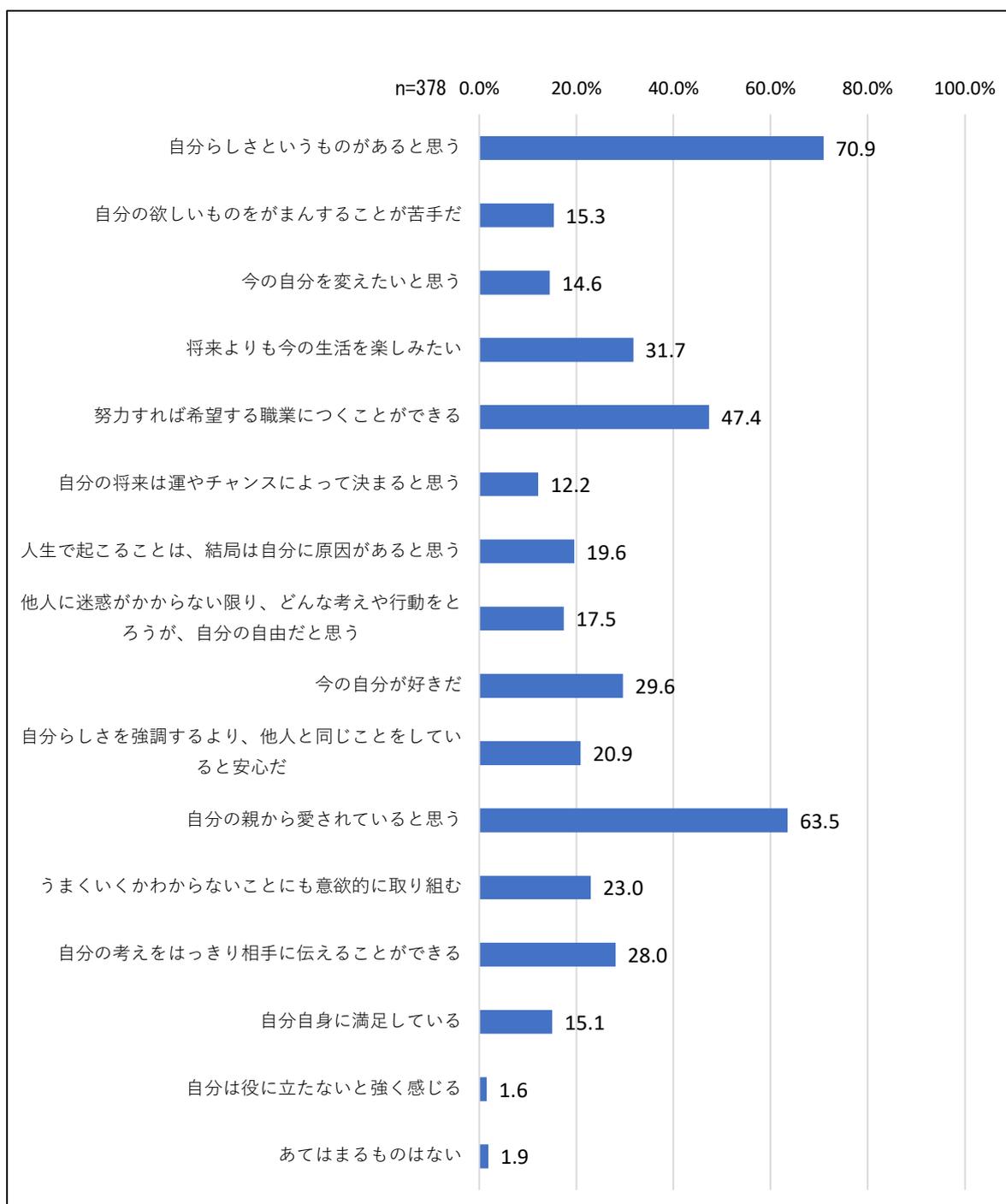
「家庭（自宅のリビング・居間）」の割合が84.7%と最も高く、次いで「自分の部屋」が67.7%、「学校」が32.8%となっています。



■お子さんについて

あて名のお子さんにあてはまると思うものをお答えください。（複数回答）

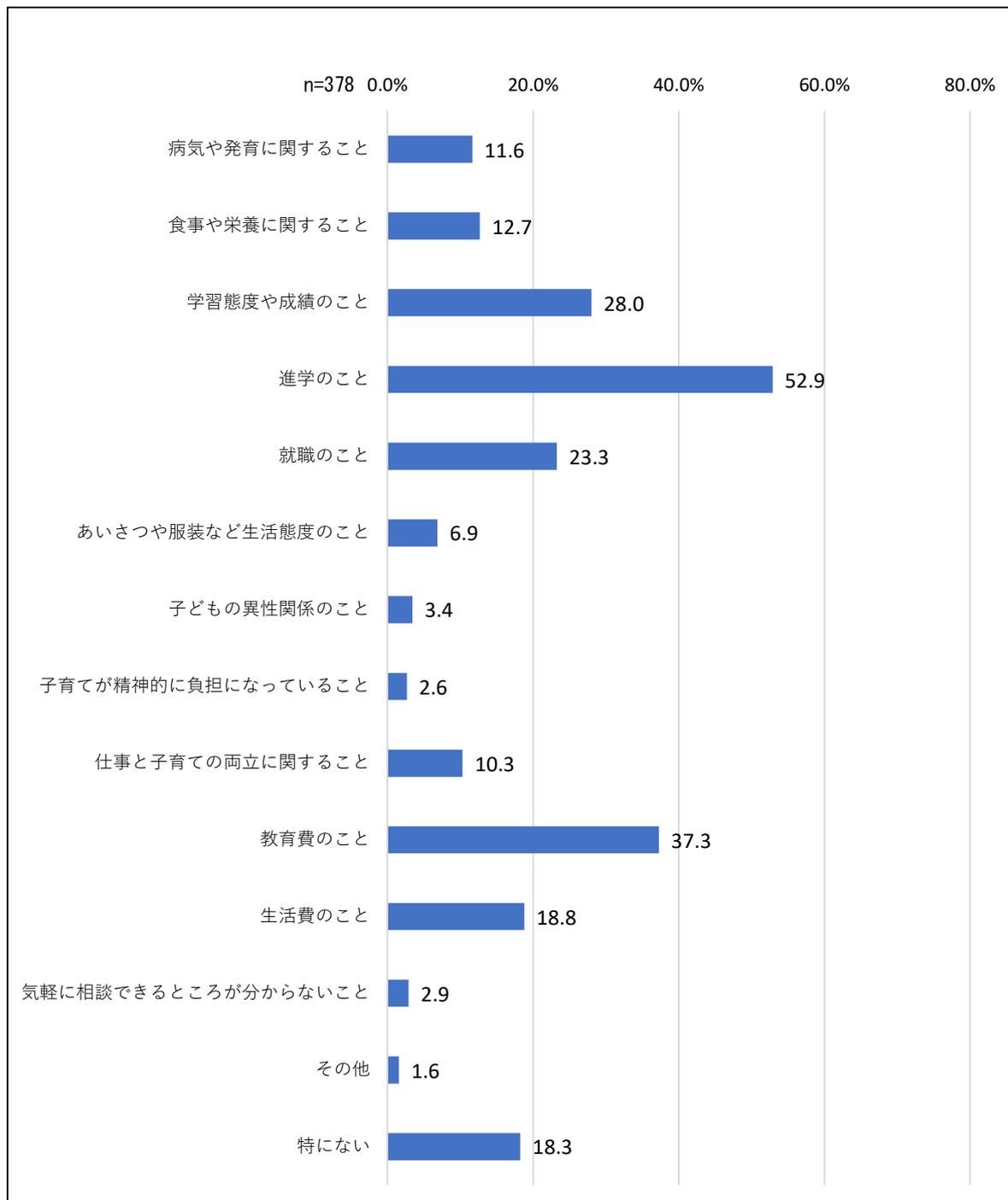
「自分らしさというものがあると思う」の割合が70.9%と最も高く、次いで「自分の親から愛されていると思う」が63.5%、「努力すれば希望する職業につくことができる」が47.4%となっています。



■子育てに関して、特に不安なことや悩んでいること

子育てに関して、特に不安なことや悩んでいることはありますか。(複数回答)

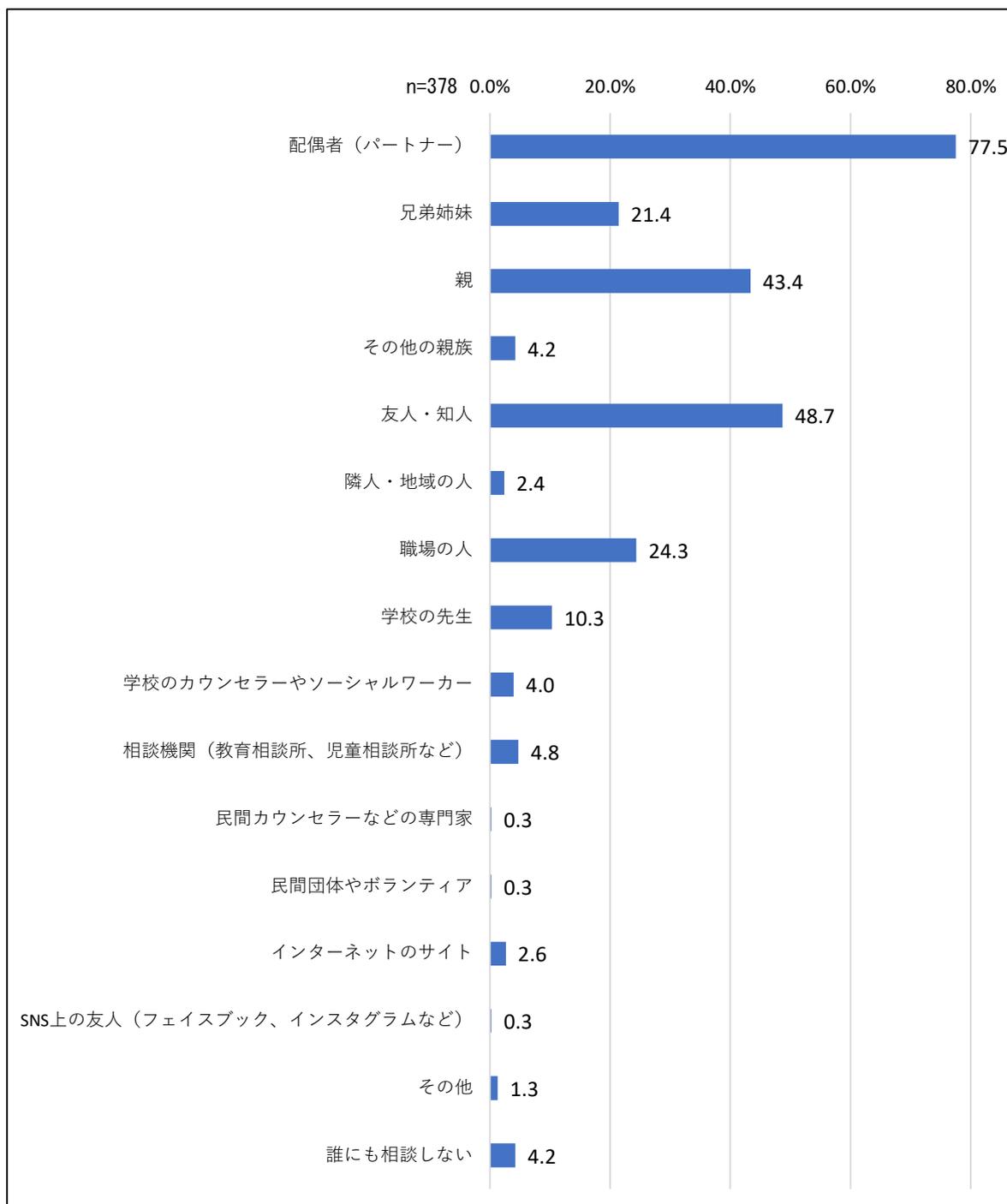
「進学のこと」の割合が52.9%と最も高く、次いで「教育費のこと」が37.3%、「学習態度や成績のこと」が28.0%となっています。



■子育てに関する不安や悩みの相談先

子育てに関する不安や悩みをどなたに相談していますか。不安や悩みがない場合は、不安や悩みがあった場合を想定してお答えください。（複数回答）

「配偶者（パートナー）」の割合が77.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が48.7%、「親」が43.4%となっています。

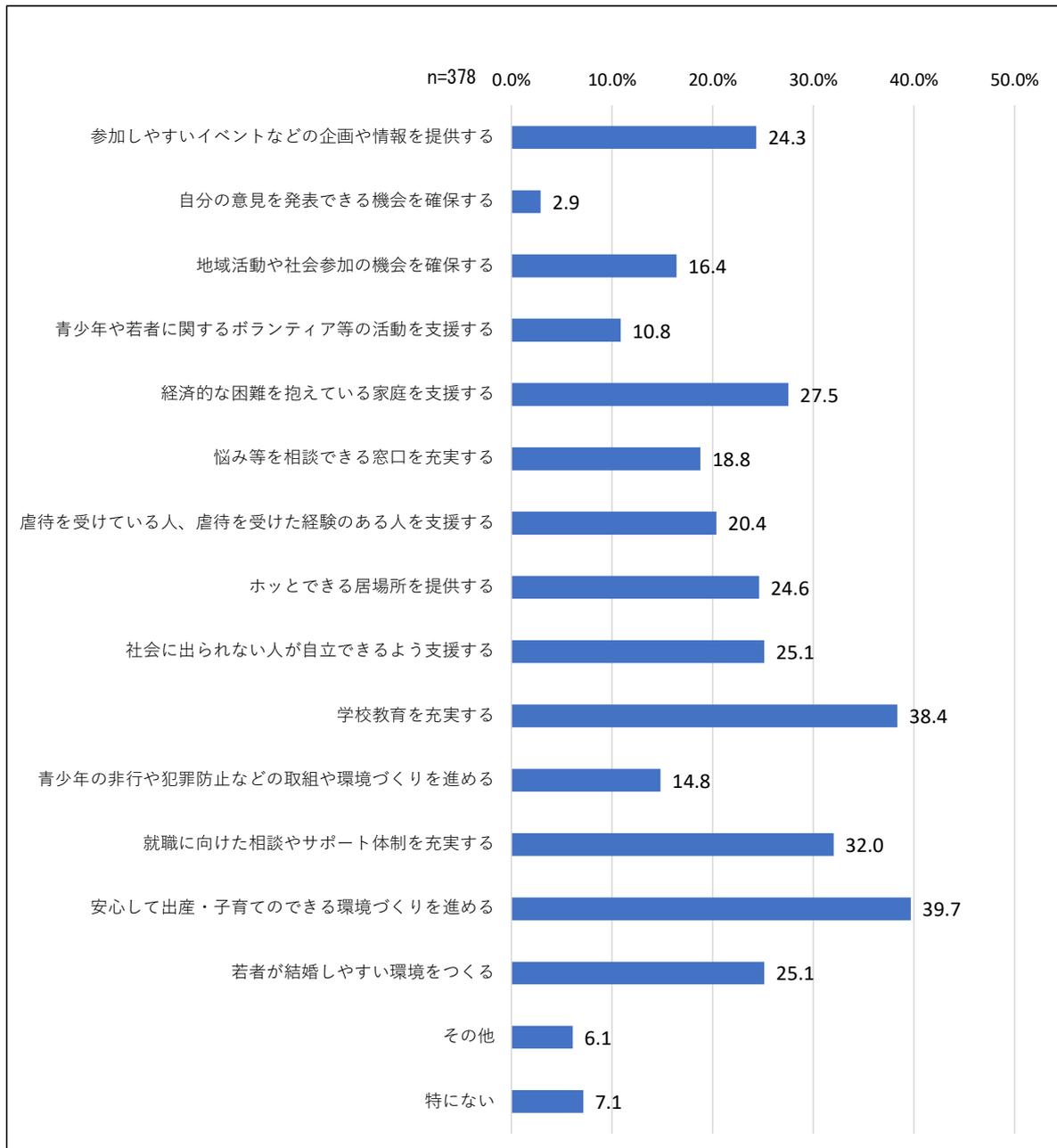


②子どもや若者の施策に関することについて

■能美市が取り組む子どもや若者の施策にどんなことを望むか

あなたは、能美市が取り組む子どもや若者の施策にどんなことを望みますか。(複数回答)

「安心して出産・子育てのできる環境づくりを進める」の割合が39.7%と最も高く、次いで「学校教育を充実する」が38.4%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実する」が32.0%となっています。

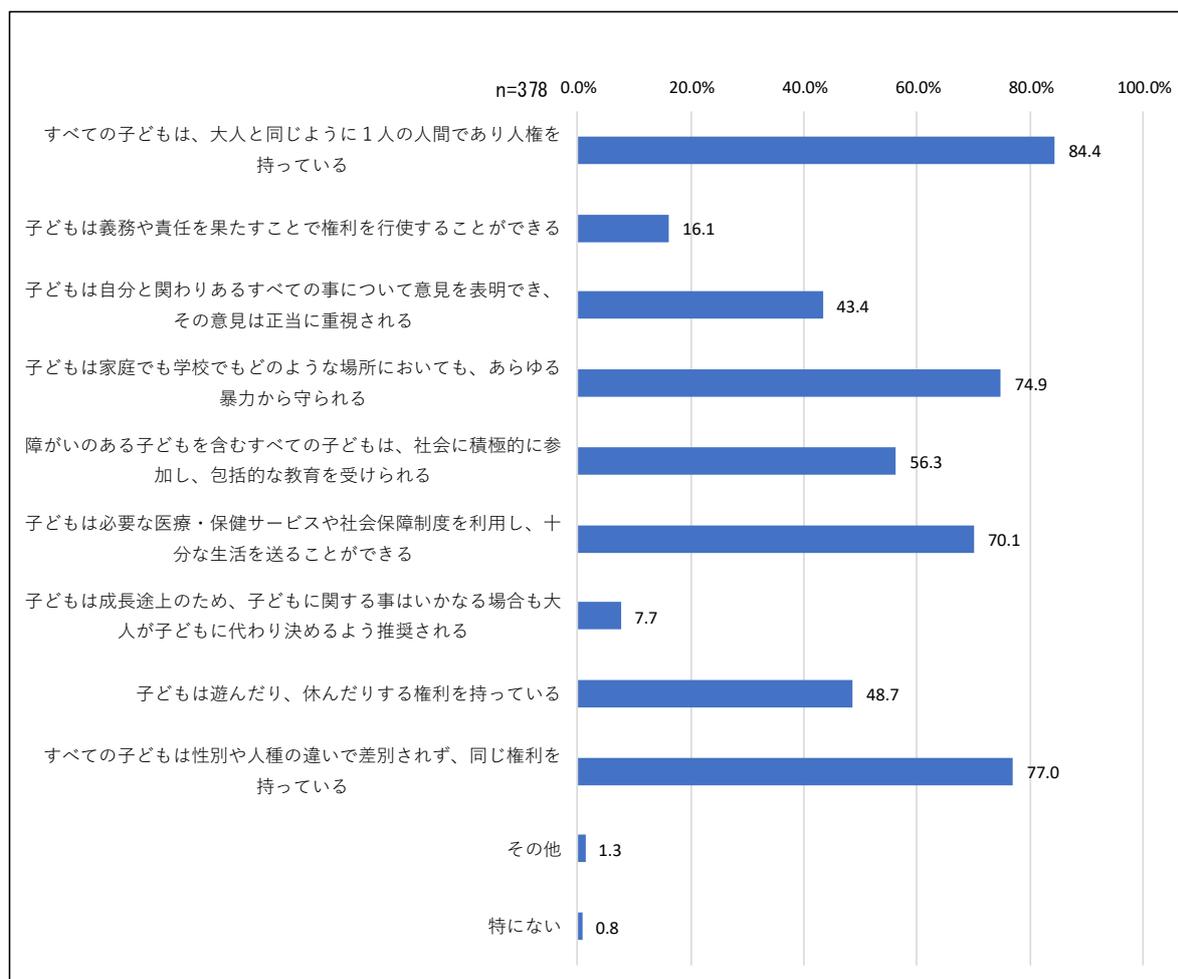


③子どもにとって大切だと思う権利について

■子どもにとって大切だと思う権利

子どもにとって大切だと思う権利は何ですか。(複数回答)

「すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている」の割合が84.4%と最も高く、次いで「すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている」が77.0%、「子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる」が74.9%となっています。



④子ども・若者を取り巻く環境や支援に関する意見

子どもの性別	子どもの就学・就労	意見
女性	中学 2年生	ご飯を満足に食べていない子どもの存在が気になります。両親共働き家庭で、子どもに目が行き届かない状況を何度も目にしています。(地域の手助けにも限界があります。)学校給食の充実と、学校への登校支援が、最も早く子どもの助けになると感じます。
男性	中学 3年生	小中高校など、通学がとても不便。バス通学や交通費無料化を考えてほしい。小学校から毎日の送迎が大変。
男性	中学 2年生	学校に行っていない子どもが増えている現状が心配。その子どもや保護者の不安をどのように取り除いていくのかを考えなければならぬと感じます。
女性	高校 3年生	未来には楽しい事がいっぱいあると思える世の中にする事が一番大事だと思います。大人が元気がなければそれを見ている子ども達は、つまらない人生だと思ってしまうのではないのでしょうか。
男性	高校 2年生	一人ひとりの子どもがなりたい自分になれるように、自己実現できる環境をつくっていかないといけないと思います。その中でも、ヤングケアラーや虐待など、社会から見えにくい部分をその子どもの権利を守りながら明らかにしていかなければいけないと思います。市や県を始め、教育機関やこども園などの連携も大切だと思います。子どもから声を上げにくい部分に、大人からアプローチしていくために市民もできる事はしないといけないと思います。
男性	中学 3年生	能美市は子育てしやすいまちだと思います。スポーツクラブ等も充実していて、満足しています。ただ、保護者の考え方が多様過ぎると感じる事が多々あり、こんな大人の姿を子どもに見せたくないと思う事がありました。(親同士のいざこざや、一方的な物言)大人がリスペクトや多様性を認め合う姿を子ども達に見せる事ができたら、もっと素敵なまちになっていくと思います。
女性	中学 3年生	医療費が18歳まで無料なのは、本当に助かります。一部負担や申請をしなくて良いのもありがたいです。給食費も市が負担してくれたのは助かりました。今後は未定だと学校から連絡がありましたが、今後も続けて欲しいです。
男性	高専 1年生	自分が子どもだった時代と比べて、あまりにも今現在の子どもを取り巻く環境が違いすぎる。多くの大人、子ども達の意見を取り入れて、話を進めていかなければいけないだろうと思います。

子どもの性別	子どもの就学・就労	意見
男性	高校 3年生	能美市の子育て支援は、乳幼児に集中していて、13歳から18歳世代に対して薄いと思う。いつも時期が過ぎてから、新たな支援が始まるように思う。同じ税金を払っているのに、不公平感が強い。もう乳幼児に対する支援は十分だと思う。それでも子どもが増えないのは、13歳から18歳の子育てに対する不安が大きいからだと思う。
男性	高校 1年生	高校、大学になるにつれて、子どもにかかるお金が多くなり、親の負担が大きくなる。学生であるなら、子ども手当を22歳までにしてほしい。
女性	中学 2年生	収入の多い家庭のお子さんは、家庭教師や塾等にいくつも通い、希望する高校や大学に入る事ができていると聞きます。反対に夫婦ともに働いていたとしても、収入が低いため塾にいくつも通わせてあげることができない家庭もあります。目標や夢があっても、教育環境が充実している家庭にはかなわないのが現状です。「学力差が家庭環境によって起こるのはおかしい」と漫才コンビの笑い飯さんが低料金で通う事ができる小中学生向けの学習塾を営んでいるそうです。能美市でもこのような低料金で通う事ができる塾があると子ども達の未来も輝けるのではないかと思います。
女性	高校 2年生	能美市の子どもや若者の教育面はとても充実していて、良いと思います。暮らしやすさ、医療費受給制度も大変良い。ただ、いざヤングケアラーであったり、身内に大変なことが起こったりした場合の心のケア、相談できる窓口が不足していると思います。その充実を強く求めます。
男性	高校 1年生	このところ貧困という言葉をよく聞きます。しかし、一見そのように見えないのは、周囲にはわかりにくく重大な問題であると考えます。子どもに不自由させたくないが無理をしている家庭もあるのではないかと思います。社会が味方であると感じる事のできる世の中を作り上げ、本当に困窮状態にある家庭が最悪の状態に陥らない社会を望みます。
女性	中学 3年生	子ども一人ひとりが今ではスマホを持っている時代。SNS等で闇バイトに関わりやすくなっている。各家庭で子どものスマホに制限をかけても解除されたり、ゲームでの課金を勝手にしていたりと、スマホがあってもいいと思うけれど、親が管理しきれない所があり、そこが心配な所です。スマホ、ネット依存の事も心配。学校の方でもしていると思いますが、もっと深い所まで周知してほしいと思っています。

【ひとり親世帯の生活状況等に関する調査】

①お子さんのことについて

■今後どの段階までの教育を受けさせたいか

あなたはお子さんに、今後どの段階までの教育を受けさせたいですか。

「受けさせたい」の割合が最も高い項目は「高等学校までの教育」で62.3%となっています。

「受けさせたいが、経済的に受けさせられない」の割合が最も高い項目は「大学までの教育」で44.7%となっています。

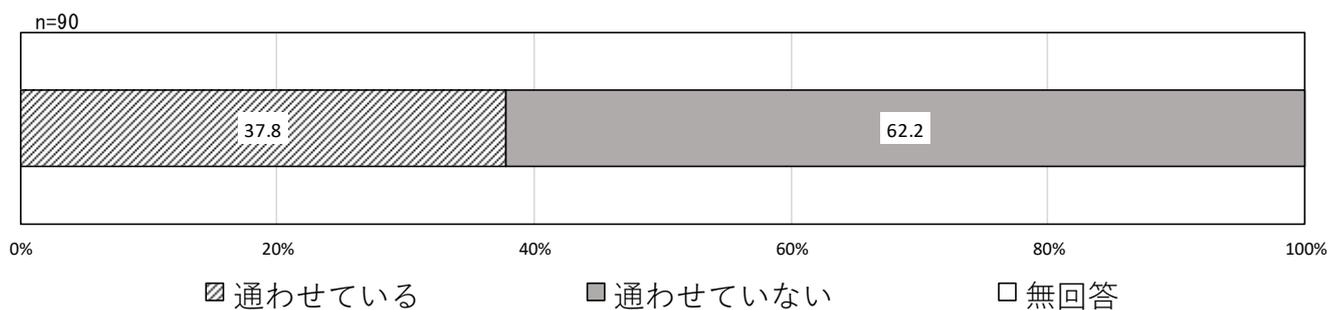
(%)

区分 n=114	受けさせたい	受けさせたいが、 経済的に受けさせられない	経済的に可能だが受けさせたくない
1 中学校までの教育	57.9	0.0	0.0
2 高等学校までの教育	62.3	1.8	0.0
3 高等専門学校までの教育	31.6	19.3	2.6
4 専門学校までの教育	28.1	28.9	2.6
5 短期大学までの教育	25.4	28.1	2.6
6 大学までの教育	36.8	44.7	0.0

■お子さんを塾や習い事に通わせているか

あなたはお子さんを塾や習い事に通わせていますか。(小学生以上のお子さんがある方)

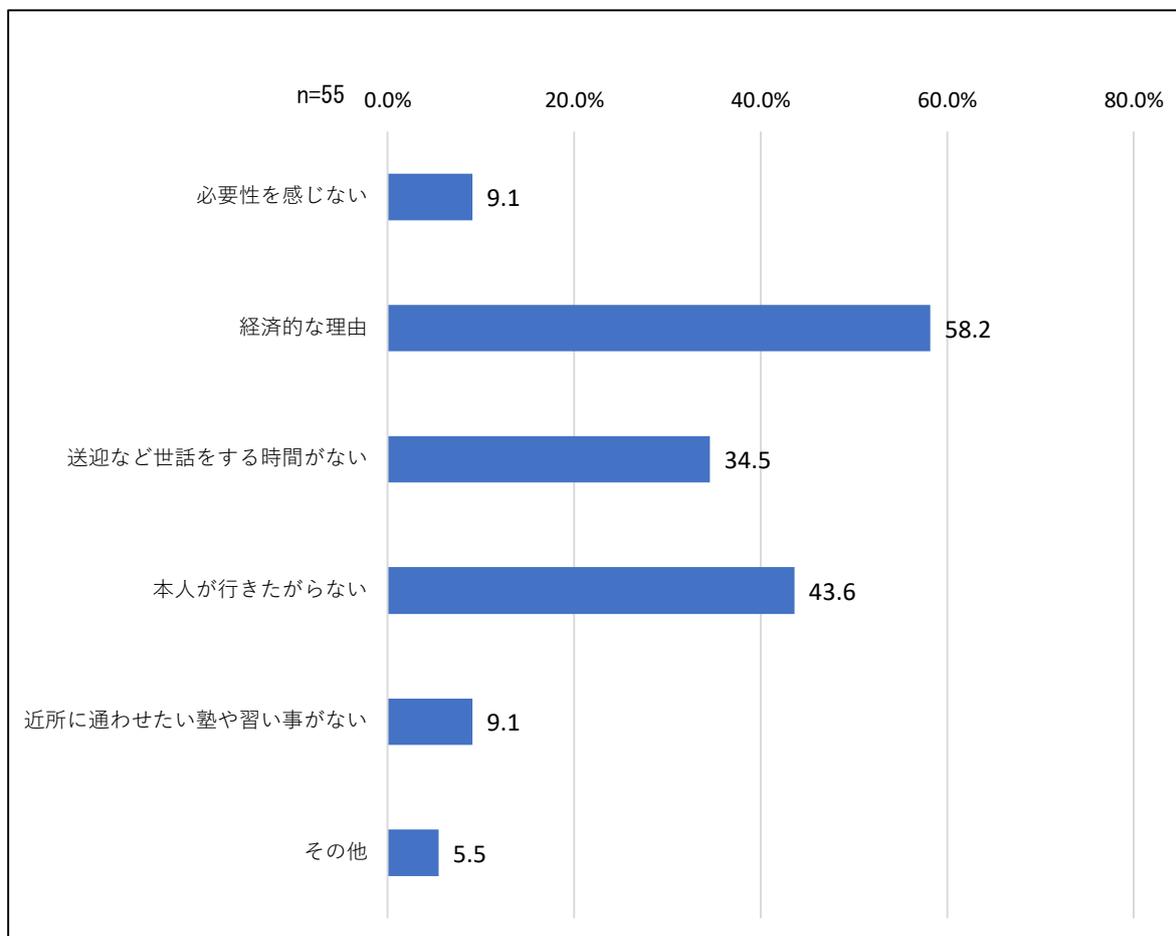
「通わせている」の割合が37.8%、「通わせていない」が62.2%となっています。



■塾や習い事に通わせていない理由

塾や習い事に通わせていない理由は何ですか。(小学生以上のお子さんがある方)
(複数回答)

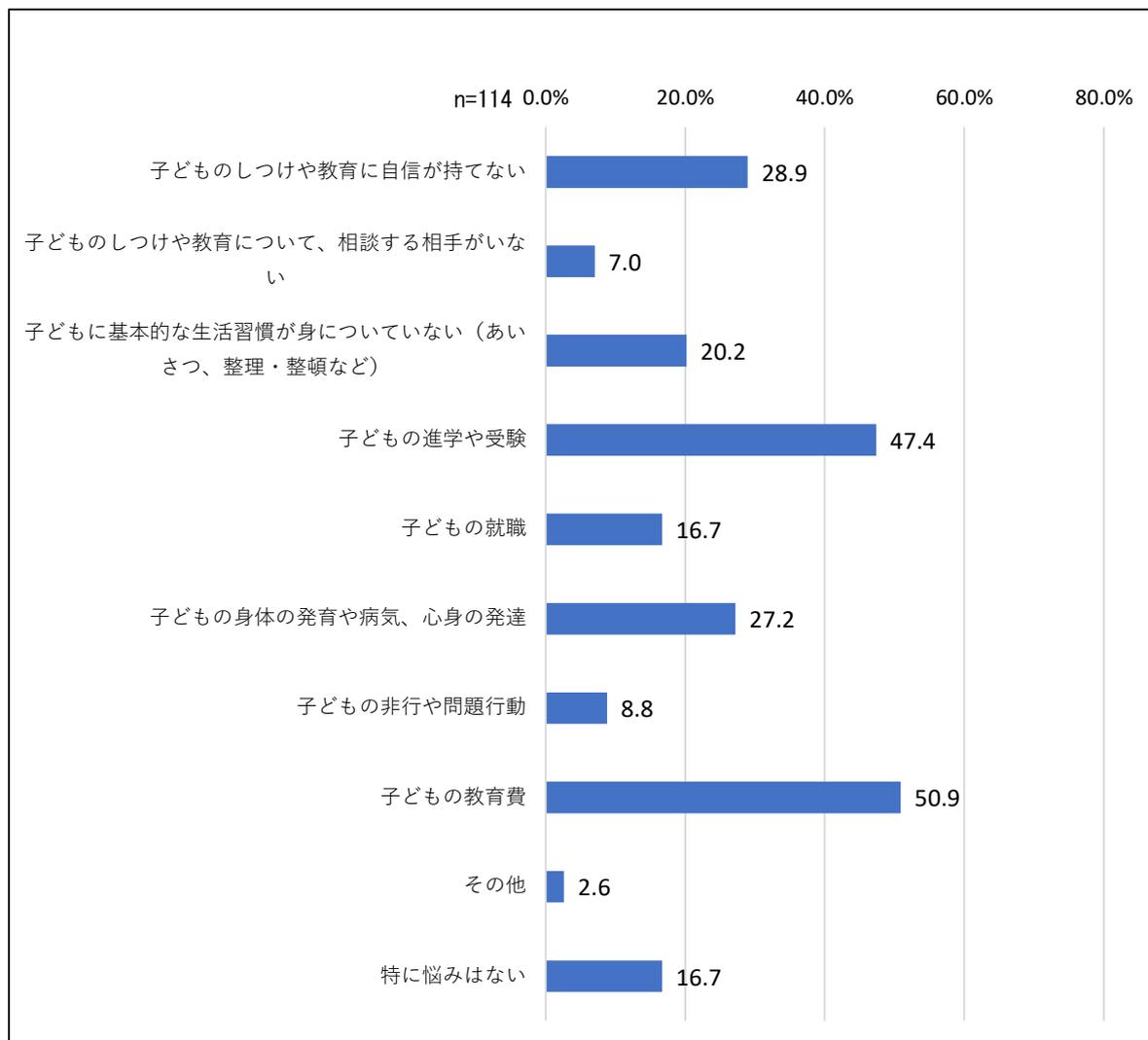
「経済的な理由」の割合が58.2%と最も高く、次いで「本人が行きたがらない」が43.6%、「送迎など世話をする時間がない」が34.5%となっています。



■お子さんについて、現在悩んでいること

あなたはお子さんについて、現在悩んでいることはありますか。(複数回答)

「子どもの教育費」の割合が50.9%と最も高く、次いで「子どもの進学や受験」が47.4%、「子どものしつけや教育に自信が持てない」が28.9%となっています。

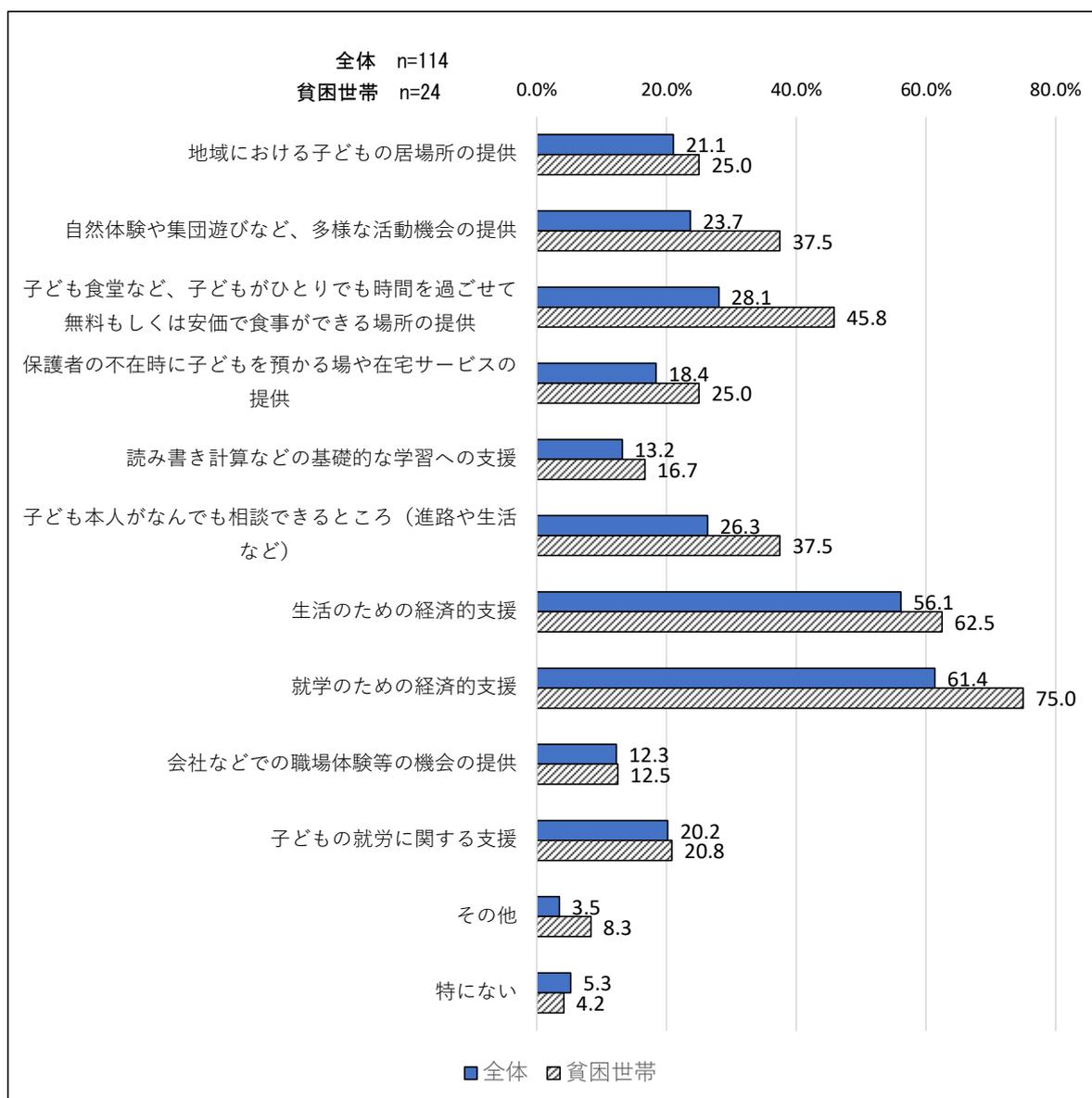


■お子さんにとって、どのような支援があるとよいか

お子さんにとって、どのような支援があるとよいと思いますか。（複数回答）

「就学のための経済的支援」の割合が61.4%と最も高く、次いで「生活のための経済的支援」が56.1%、「子ども食堂など、子どもがひとりでも時間を過ごせて無料もしくは安価で食事ができる場所の提供」が28.1%となっています。

貧困世帯でみると、「就学のための経済的支援」の割合が75.0%と特に高くなっています。



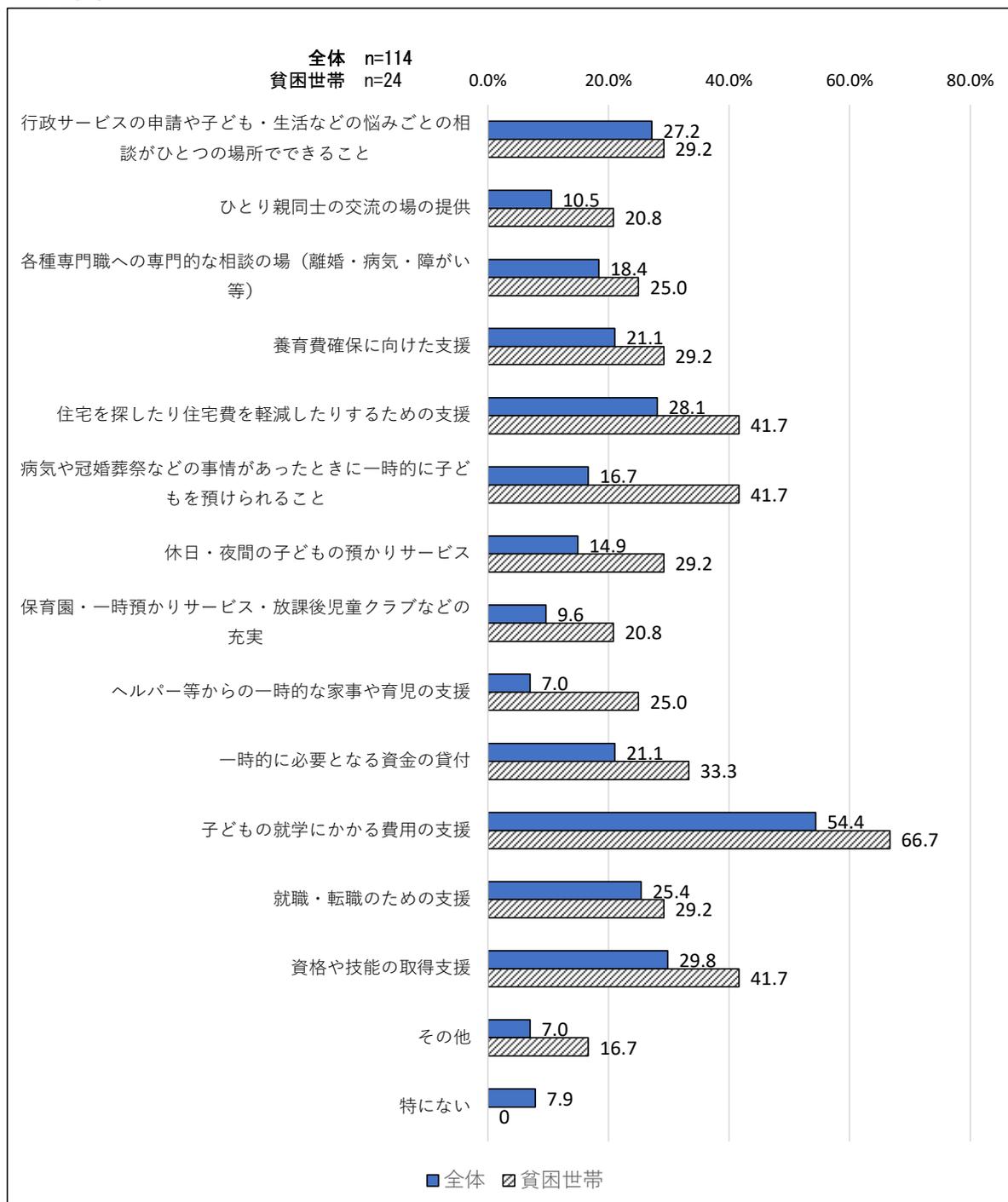
②あなたのことについて

■現在必要としていること、重要だと思う支援等

あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。
(複数回答)

「子どもの就学にかかる費用の支援」の割合が54.4%と最も高く、次いで「資格や技能の取得支援」が29.8%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」が28.1%となっています。

貧困世帯でみると、全体と同じ傾向となっていますが、全ての項目で全体の割合を上回っています。



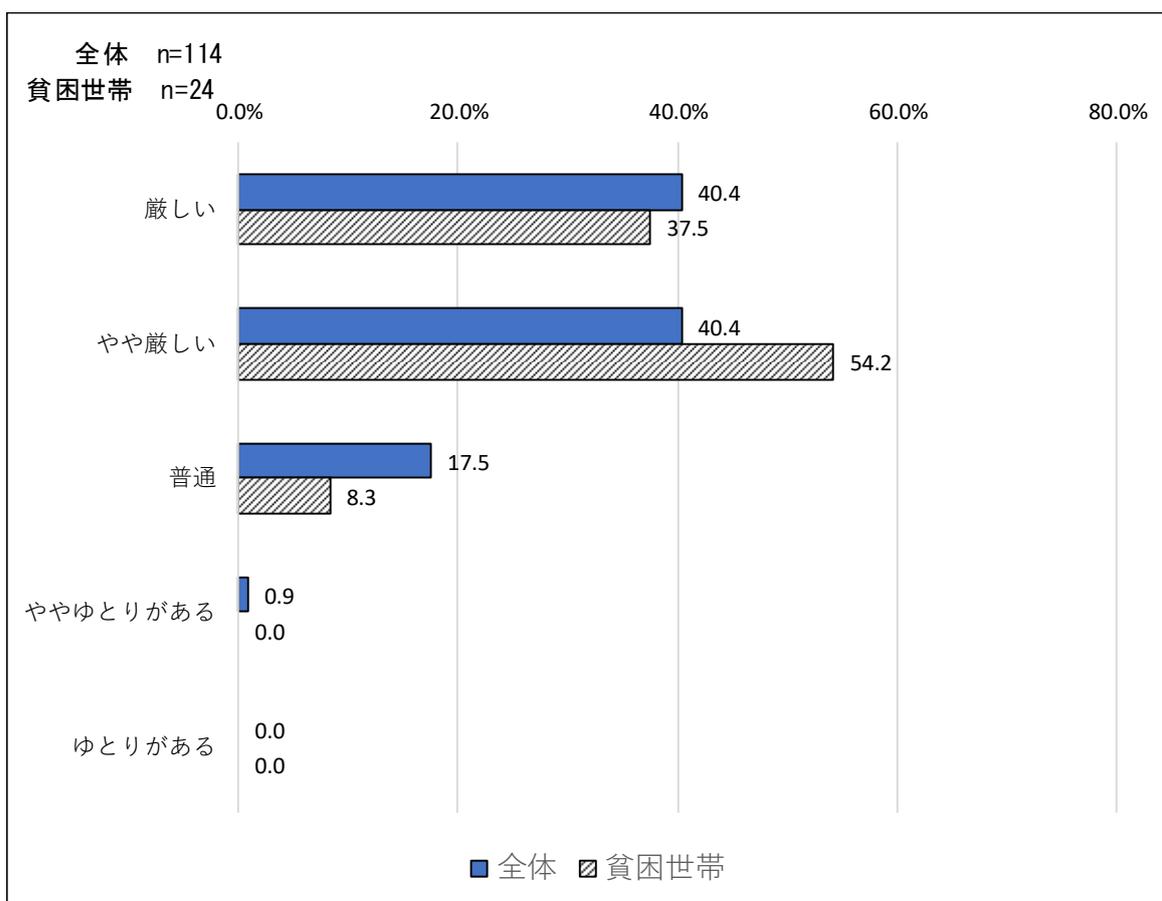
③家計について

■現在の家計の状況

現在の家計の状況をどう感じていますか。

「厳しい」「やや厳しい」の割合が40.4%と最も高く、次いで「普通」が17.5%となっています。

また、「厳しい」と「やや厳しい」をあわせた『厳しい』で見ると、全体では80.8%、貧困世帯では91.7%となっています。

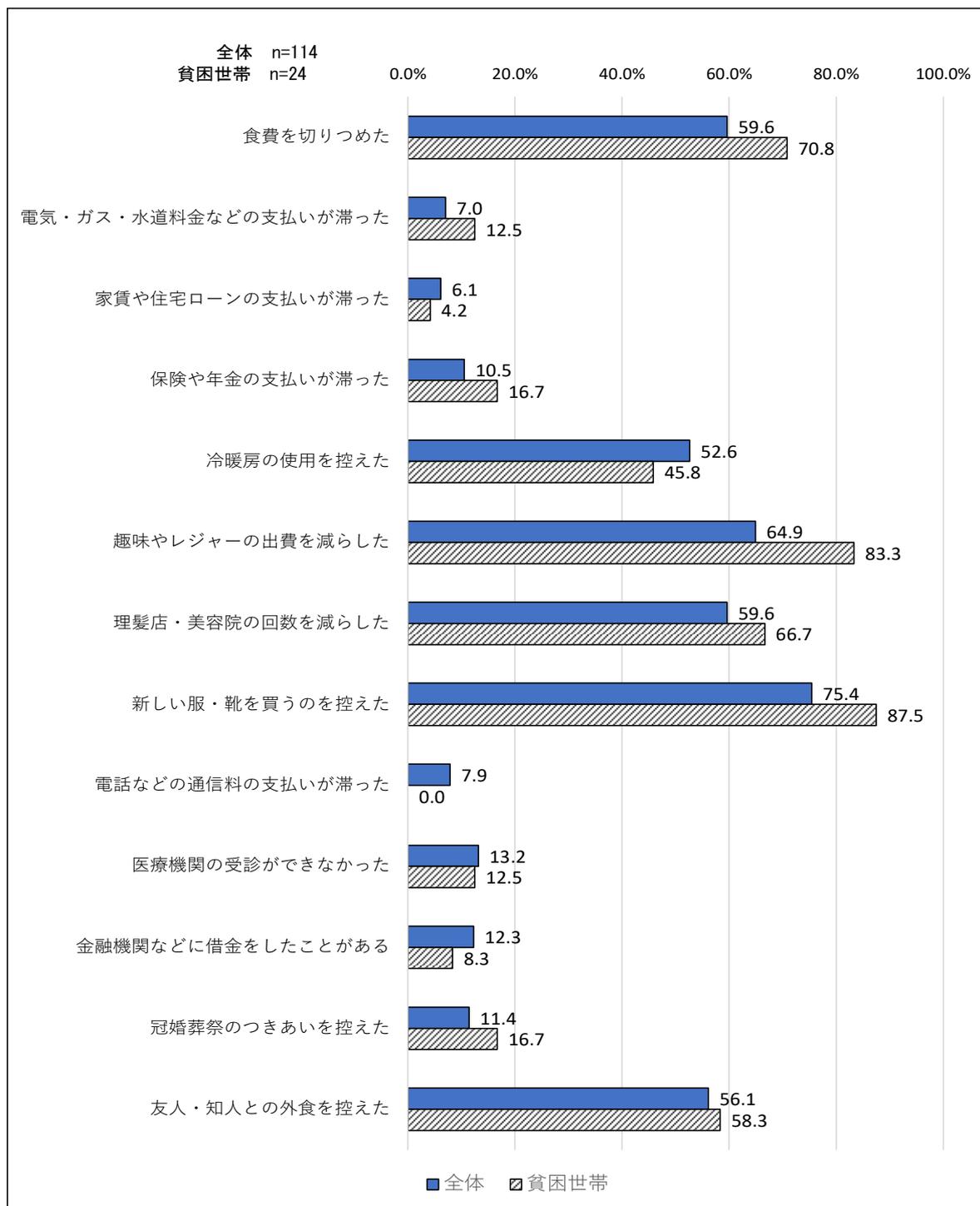


■ 経済的な理由により経験したこと

あなたの世帯では、過去1年間に経済的な理由により、以下の経験をされたことがありますか。（複数回答）

「新しい服・靴を買うのを控えた」の割合が75.4%と最も高く、次いで「趣味やレジャーの出費を減らした」が64.9%、「食費を切りつめた」「理髪店・美容院の回数を減らした」が59.6%となっています。

貧困世帯についても同様の結果となっていますが、概ね各項目で全体の割合を上回っています。



④子育てで困っていることや、子育て支援に関する意見

回答者の年齢	意見
20代	自分の子育てについて良いのか悪いのか悩んでいる。
40代	休みの日も子どもの習いごとで丸一日休める日がなく、リフレッシュできないことが多い。子ども食堂など利用して少し生活の支えになっているが、それでも生活が苦しいので、もっと色々な支援を知りたいし、教えてほしい。
50代	児童手当全額停止世帯です。医療関係の仕事のためコロナでも仕事があったが、非課税世帯のような給付金も物価高等の支援もない。生活のためカードローンがあり生活が厳しい。非課税世帯のため大学進学も限られている、行く大学によって給付があれば子どもも頑張れると思う。
40代	ひとり親に対しての給付も色々ありますが、非課税者のみの場合が多く、年収300万円あったとしても税金で引かれて手元に残るのも少ない、それならひとり親の扶養をもらっている人皆にももらえるようにしてほしい。そのほかの給付などに関しても同じかと思えます。
50代	元気で家じゅうを飛び回り全然寝ないので、寝かせしつけや子どものスマートフォンを見る時間等は皆さんどのような感じなのか、とったりしています。
40代	子どもの送迎が常に必要なため就労しづらい。収入と時間のため望まない仕事を何とかこなしてきたが、気持ちに余裕がなく、ストレスも多いので子どもとぶつかる。何かしら無理をしている人が多いと思う（シングルの人）心穏やかな母になりたい。
40代	精神障がいを持っていたり様々の理由で心に傷を抱えている養育者のケアをもう少し充実させてほしい。特に相談できないひとり親の女性などは、一人で抱え込み孤独になりやすく、また経済的にも厳しい状況にあることも多く、養育を断念せざるを得ないことがある。母親の支援（特に心の支えとなる人）が必要。
30代	夜間の子どもの預かりサービスがあると本当に助かります。子どもにとって寂しい思いをさせていますが、それより生活していくことが大事です。
40代	私には精神的疾患があり（コロナ禍や物価高で不安が増し、今は体調が悪化してます）、一人で家事育児、地域の仕事等を担っているため、気持ち的に余裕がなく、仕事もフルタイムにはできません。今は生活費がギリギリなので数年先の高校進学や大学進学も心配です。外食や旅行など連れていってあげられず、食費や光熱費も節約でなんだか悲しいです。生きていくだけでお金がかかる。児童手当がもう少し上がると助かります。

回答者の年齢	意見
20代	祝日が仕事の際にあずかれるような支援や、みる人がいない場合（仕事を休んだ場合）の金銭的な補助、公的・社会的支援の的外れ的な決まった支援より光熱費等の固定費の負担を減らしてほしい。
30代	子どもは一人の人間であり、生まれた時から人権があります。親が一人で生活できるよう家事を教えたり社会の仕組みを教えることも重要です。また、子どもは稼ぐ手段を持っていません。一人の人間として尊重するためにも、出生時に子ども名義の通帳を作り、それぞれの通帳に児童手当を振り込むようにしてはどうでしょうか。もちろん管理は各家庭で違うと思います。現状は世帯主ということですが、勝手に使い込まれることもありますので、そういうことを防ぐことができると思います。
40代	給食が無償化されているが、給食はもともと安価でバランスの取れた栄養のあるものなので、支払いできる家庭まで無償化にするのではなく、その分お金を学習や環境に充ててほしいと思う。また、お金を払ってでも学校へ行く日は給食を食べてから下校するようにしてほしい。昼前に下校しても家で食事を出せる家庭がどれほどあるのか疑問。朝から弁当を持たせて学童へ移動することになるので大変。親も弁当をつくるのは負担が大きい。給食をもっと増やしてほしい。それが一番の子育て支援になると思う。
40代	交通の便が不便すぎて大人がサポートしないと何もできない。そのため仕事から早く帰ろうとしても周りの理解が得られず、陰口を言われるので働きづらい。
30代	障がい児の子も高校の選択肢を増やしてほしい。能美市につくってほしい。
40代	子どもは小学生ながら将来の目標を立てて勉強し努力しているが、金銭的な面で将来の大学は厳しいと思っています。成績も優秀な方だと思えますが、金銭的な理由で将来の夢を閉ざされてしまうのは悲しいと感じます。
30代	月1回の子ども食堂を1か所だけでなく、各所に設置してマップまたはネットで公表してほしい。そうすればひとり親も相談しやすいし、子どもも行きやすいと思う。
50代	現在高校生の子どもが大学進学を希望しています。県内には本人の希望の大学（学部、学科）がないため、第一志望は県外の私立大学のため経済的に厳しい状況です。奨学金等よく分かりません。親としては子どもの希望をかなえてあげたいですが、大学はひとり親などの支援とかあるのでしょうか。
50代	時代の流れのスピードが速くなってきて、その中で人とのつながりが薄くなり、親と子の関係性や親としての在り方や子どもの成長をゆっくりとみてあげられない環境になっている。色んな支援をしてもらってありがたいと思います。ただ、こちらから助けてとなかなか言いにくいです。

【ヤングケアラーと子どもの権利について】

①ヤングケアラーについて

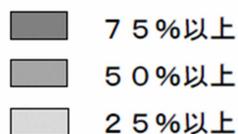
■ヤングケアラーについての認知

あなたは「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか。

各種アンケート調査に共通の設問について、結果を表にまとめています。

(%)

	聞いたことがあります、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 内容は知らない	聞いたことがない
子ども・子育て支援に関する調査 (就学前児童の保護者) n=494	71.5	13.2	14.6
子ども・子育て支援に関する調査 (小学生児童の保護者) n=510	76.9	11.0	9.4
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から29歳以下の子ども・若者) n=692	48.1	16.6	34.0
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から18歳以下の方の保護者) n=378	78.6	9.3	10.3
ひとり親世帯の生活状況等に関する調査 n=114	68.4	11.4	20.2



■ヤングケアラーを支援するために特に重要だと思うこと

「ヤングケアラー」を支援するために特に重要だと思うことは何ですか。(複数回答)

	(%)											
	周囲がヤングケアラーの概念や対象について正しく知る	子ども自身がヤングケアラーの概念や対象について正しく知る	ヤングケアラーがいるかどうか把握する	子どもが周囲に相談しやすい環境をつくる	子どもやその家族、周囲が相談できる窓口を周知する	周知する	ヤングケアラーを支援する機関・団体等を周知する	派遣等)をつくる	ヤングケアラーを支援する制度(ヘルパー等を作成する	ヤングケアラーに対応するためのマニュアル等を作成する	その他	特にな
子ども・子育て支援に関する調査(就学前児童の保護者) n=494	54.0	38.7	46.2	64.2	46.2	34.8	46.8	16.8	2.0	3.6		
子ども・子育て支援に関する調査(小学生児童の保護者) n=510	54.5	41.2	51.6	62.4	48.0	33.7	54.1	13.3	3.1	1.8		
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から29歳以下の子ども・若者) n=692	50.4	30.6	38.4	52.9	34.7	32.1	40.8	13.6	1.4	9.1		
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から18歳以下の方の保護者) n=378	59.0	48.4	52.4	57.4	48.4	43.4	52.6	15.3	2.4	2.4		
ひとり親世帯の生活状況等に関する調査 n=114	50.0	34.2	40.4	60.5	49.1	43.9	53.5	22.8	4.4	3.5		

- 75%以上
- 50%以上
- 25%以上

②子どもの権利について

■子どもの権利条約についての認知

あなたは「子どもの権利条約」という言葉を聞いたことがありますか。

(%)

	聞いたことがあります、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 内容は知らない	聞いたことがない
子ども・子育て支援に関する調査 (就学前児童の保護者) n=494	19.8	39.3	39.9
子ども・子育て支援に関する調査 (小学生児童の保護者) n=510	19.2	37.8	40.2
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から29歳以下の子ども・若者) n=692	17.3	24.6	56.5
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から18歳以下の方の保護者) n=378	15.6	36.2	45.8
ひとり親世帯の生活状況等に関する調査 n=114	20.2	35.1	44.7

-  75%以上
-  50%以上
-  25%以上

■子どもにとって大切だと思う権利

子どもにとって大切だと思う権利は何ですか。(複数回答)

	(%)													
	75%以上	50%以上	25%以上	すべての子どもは、大人と同じように1人の人間であり人権を持っている	子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる	子どもは自分と関わりあるすべての事について意見を表明でき、その意見は正当に重視される	子どもは家庭でも学校でもどのような場所においても、あらゆる暴力から守られる	障がいのある子どもを含むすべての子どもは、社会に積極的に参加し、包括的な教育を受けられる	子どもは必要な医療・保健サービスや社会保障制度を利用し、十分な生活を送ることができる	子どもは成長途上のため、子どもに関する事はいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される	子どもは遊んだり、休んだりする権利を持っている	すべての子どもは性別や人種の違いで差別されず、同じ権利を持っている	その他	特になし
子ども・子育て支援に関する調査(就学前児童の保護者) n=494	87.7	18.4	60.1	76.3	57.7	70.4	15.8	59.1	79.8	0.6	1.0			
子ども・子育て支援に関する調査(小学生児童の保護者) n=510	83.9	17.3	45.3	72.7	52.7	63.7	11.8	48.0	76.3	0.8	0.8			
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から29歳以下の子ども・若者) n=692	75.0	21.1	40.3	51.4	42.2	55.1	11.6	56.1	63.4	1.0	4.9			
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (13歳から18歳以下の方の保護者) n=378	84.4	16.1	43.4	74.9	56.3	70.1	7.7	48.7	77.0	1.3	0.8			
ひとり親世帯の生活状況等に関する調査 n=114	86.0	25.4	54.4	76.3	64.0	80.7	17.5	63.2	85.1	2.6	0.0			

2 能美市子ども・子育て会議委員名簿

◎は委員長 ○は副委員長

No.	所属等	氏名
1	金城大学短期大学部 客員教授	○和泉 美智枝
2	能美市立福岡保育園 保護者代表	藤井 美咲
3	能美市根上北部放課後児童クラブ 保護者代表	塚谷 恵理子
4	能美市商工会 理事	山田 邦央
5	根上郵便局	福田 莉菜
6	社会福祉法人めばえ保育園 福島こども園 園長	黒田 圭吾
7	特定非営利活動法人 WiWi キッズクラブ 理事長	南 裕紀
8	社会福祉法人なごみの郷 支援部部長	高田 茂
9	能美市立宮竹小学校 校長	六反田 紀枝
10	能美市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員会委員長	森 義久
11	のみ♥子育てネットワーク 代表	清水 奈津美
12	能美市町会連合会 会長	山先 満広
13	社会福祉法人 能美市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	新川 葉子
14	能美市 副市長	◎福田 年通

3 能美市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第27号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、能美市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 会議に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

ろによる。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(能美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 能美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年能美市条例第38号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月23日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

能美市こども計画

発行年月 令和7年3月

企画・編集 能美市健康福祉部子育て支援課

〒923-1297 能美市来丸町 1110 番地

TEL 0761-58-2232

FAX 0761-58-2293